

について話をしたほか29日オーストラリア代表部に交付した日漁漁業問題に関するわが方の第2次ノートの写真を手渡した。読んで参事官は「だいたい日本政府の立場に同情する。サン・フランシスコで話がでるであろうが、なんとか双方に満足できる方式が発見されるよう望む」といった。ここまで記録して「備忘録」は「今、午後1時15分である。これから今夕5時の羽田空港出発の仕度にとりかかる。執筆はどこでレジャーされるや。天気晴れてくる。いい飛行日和と思う……。 」とつけくわえている。

サン・フランシスコ会議が近づくにつれ事務局にまで陳情や要請にみえる方々があつた。また書面を送つてこられる向きもあつた。当時受領した陳情書・要望書のうち「日本海洋漁業協議会」の要望書は参考資料の部に他の資料とともに収録しておいた。

II 桑港編

(編注7)
あ と が き

— 9月2日の総理・アチソン・ダレス会談 —

全権団一行は、チャーターしたパン・アメリカン機でサン・フランシスコに向つた。第2の8月31日はホノルルに1泊。翌9月1日夜、同地発、2日午前11時(現地時間)サン・フランシスコ空港安着。一行はマークホプキンス・ホテルに投宿。総理・麻生夫妻と従者はスコット邸にいられた。

「備忘録」は、こう記録している。

第2の31日

午後5時半ホノルル着。

ロイヤル・ハワイヤンに宿泊。風呂を浴びて疲れを癒やす。ただ休息。

9月1日

8時起床。食堂で朝食。

総理は、午前、陸軍墓地に花輪をささげらる。

小畑くんと町に買いものにする。帽子と安全カミソリとアロハシャツとセーターを買う。セーターは夏服では涼しすぎて風をひく心配があるというので、ふたりとも買うことにした。これはいいことだつた。桑港の飛行場におりたつと冷い風がふいていた。ホテルに行くとスティームがはいつていたのだから……。

午後4時半から6時までロング知事の歓迎パーティに顔をだす。ハワイの有力邦人多数が招待されている。知事夫妻もきわめて好意的であつたし、邦人たちも立派だつた。頼もしいというか心づよいというか、かように海外に安住し生活をたのしむ同胞をもつて心ひそかにうれしく思つた。

夜、ロイヤル・ハワイヤンの食堂で食事をとり、飛行場に向うまでのひとときをワイキキの海辺を前にホテルの芝生で涼をとる。

疲れいえ生々してくる感じでホテルから飛行場に向う。飛行機は前日と同じパンアメリカン機。

9月2日

静かな飛行。11時桑港着。飛行場には写真班多数。総理、上気嫌で応待さる。出迎えにシーボルト大使・アリソン公使・ジョンソン課長ら。

ホテル・マーク・ホプキンスに入る。英・仏等の代表団も同宿。総理一行はスコット邸にはいる。

午後3時、全権・全権代理・顧問会議をひらき、武内・宇山・島内諸くんから桑港における今日までの様子をきく。諸くんのご苦勞のほど察するに余りあり。おかげでなんらまどうこともなく会議を迎える気持になった。

諸くんは新聞記者の応待に最も苦心しておられるようである。これはどの会議でも同じである。……。……。……。……。……。武内・松井・島内3くんが完全にカバーしえなければ今日の外務省にはプレスを語る資格があるまい。3くんが外務省におけるこの方面の第1人者たること、十人十指のさすところだからである。

午後6時、総理、パラス・ホテルにアチソン長官・ダレス大使を訪問さる。シーボルト大使・ラスク次官補同席。会談59分。会談録は別に作成してある。

往路と帰途、スコット邸による。ものしずかな海に面したきれいな邸宅。総理の休養には格別なところ。

帰途立ちよつたとき、池田大臣と永田顧問にガリオア債務支払方法につき至急立案方要請するよう言いつけらる。夜、ホテルで池田大臣に伝達す（電話で）。

松本六太郎全権代理とホテルで晚餐をともにす。「毎日」の森本くん(?)食卓にきたつて雑談に花が咲く。入浴中、「朝日」の田村くんノックせるも、ことわつてレポートをかく。

2日午後6時、パラス・ホテルにおける総理のアチソン長官・ダレス特使にたいする儀礼訪問は、50分に及ぶ重要な会談となつた。

まず、総理から米国が公平な平和条約を日本に与えるべく努力しここに会議開催をみるに至つたことにたいし謝意を表された。

ア長官は、対日平和推進のためにはトルーマン大統領の支持のもとにダレス特使が最

も尽力したことをのべ、自分もまたこれに協力したことを愉快に思うといった後、

(イ) 今度の会議は平和条約調印のための会議であつて条約の内容を再審議することは許されない。関係諸国は過去1年間じゅうぶん意見開陳の機会をもち議論はつくしてある。軽微な修正といえども認めない方針である、一つ認めるとさらに大きい修正の要求を封じえなくなる。会議の議事規則にこの趣旨をはつきりさせ、かつ、各国代表の発言時間は1時間に限定する方針である。

(ロ) 会議参加国のうちには条約に調印するかどうか態度未決定の国が相当ある。東南アジア諸国にそれが多い。フィリピンと仏印3国は不満もあらうが調印するだろう。パキスタン、セイロン、インドネシアはどうだろうか。インドネシアは調印しない方に傾いているように思う。日本におかれてこれらの国々が条約に調印するよう米国を応援して外交力を發揮してほしい。

(ハ) 上述の諸国は第14条（賠償）に不満なのである。日本で第14条について心よく誠意をもつて同条の義務をひきうけその実施について交渉するとの態度をとられたい。日本が同条に不服を申したるようではこれら諸国の調印はむづかしくなる。ただし、誠意をもつて交渉に応ずるとの態度をとられるだけでじゅうぶんで、この会議中にいくばくを支払うかをいわせようとする国があるかもしれないが、そこまでコミットされる必要は決してない。旨をのべた。

この(ハ)の点について、ダレス特使は、第14条の賠償条項は日本の利益をじゅうぶん考慮して規定されている。規定の範囲内の賠償は、賠償請求国が材料を日本の遊休施設と遊休労働力に供給しノン・プロフィットの原則で稼動することによつて請求国に満足を与えようとするものである。それらは同時に日本の施設と労力に仕事を与え、しかも、その国と日本との間に物資の交流を刺戟する一挙兩得の策と信ずる。前大戦後の賠償問題の経験からみてもじゅうぶん合理的であると思う。日本でもよく考えてほしい、と言葉をはさんだ。

総理は、先般フィリピン外務次官来日の際賠償について意見を交換したが次官は満足して帰つていった、と語られた。

ダレス特使は語をついで、

平和会議が近づいてからの日本国民の態度には遺憾の点がある。それは琉球の問題である。日本の領土にしておかれたいといつてハンガーストライキをするとは心外であ

る。(奄美大島のハンガーストライキを指す)。南西諸島を米国は戦略的必要性に基いて管理しようとするのであつて領土とするものでないことは、貴方によく話したとおりである。主権も、それ以外は、日本に残ることも明らかにした。貴方から住民を日本人としておきたいとか、その外申しでられた希望をどうして実現しようか考えてみたいと思つておるところである。そこにはハンガーストライキのような示威運動がされることは米国の立場をきわめて困難にする。米国は日本の金塊もとらぬことにした。海運その他の経済上の一切の制限も設けぬことにした。その他日本のためいろいろはかつてやつておりながらなお日本国民のデモンストレーションをうけるようでは米国人が納得しない。今すこし日本人の自制をのぞみたい。

と、のべた。

総理は、南西諸島に関する条約規定の趣旨についてお話のしだいは国会で説明しておいた。議員は満足していた、と答えられた。

ついで、ラスク次官補から、条約に調印しない国も結局はこの条約と同じ内容の2国間条約を締結しこの日本と平和関係を回復することになる。平和関係の回復という点では同じでもその方法が日米両国には大事であつて一国でも多くの国がこの平和条約に調印することによつて平和を回復することが望ましいと思う。だから、会議参加国とくに東南アジア諸国にたいして日本で外交力を発揮されるよう希望してやまない、と先刻長官がのべた要望をまたくりかえした。

総理は、ここで、中国問題をもちだされ

ついでながら中国問題についてお考えを伺いたい。第26条の規定は日本に今直ちに国民政府と中共政府のいずれを選ぶかを決定することを要求するものではないと考えてよからうか？と質問された。

長官は、

さようである。今会議中日本はどちらを選ぶか絶対にいわないでもらいたい。国民政府を選ぶといえ、中共承認諸国に悪い影響を与える。中共政府を選ぶといえ、国民政府承認諸国に悪い影響を与える。(このとき、ダレス特使、それでは米国上院が批准しまいと口をさしはさみ、満座失笑)。日本はこの問題を平和条約成立後じっくり考慮して決定するというふうに応待してもらいたいと答えた。

ダレス特使は、長官の後をうけて

総理の私信で自分は日本が中共と単独講和をされる意思がないことを知っている。国民政府は国土の一部を支配しており相当数の人口をもち国連加盟の政府であり日本と重要な経済関係をもっている。日本で河田前蔵相を経済顧問として台北に派遣される考えがとおりだというようなことも聞いている。日本の気持はだいたい解つているように思うが、もちろんこれは日本政府の決定さるべきことである。

といった。

(中国問題について、長官が理論的で冷静であるにたいし特使が明らかに国府びいきであることが感じとられた)。

総理は、笑つて、先般の国会における中国問題に関する質問にたいする自分の答弁は長官をサプライズしたように新聞は報道したが、といわれると、長官は、自分もいつも記者会見では当惑する質問をくつて閉口する、といつて笑つた。

最後に、特使から安全保障条約について両国間の意見は一致しているけれども外部にたいしてはなお交渉をつづけておるとの建前でいきたい。平和条約調印後になつて交渉がまとまり調印するとの建前でいきたい。会議中に安全保障条約案が発表されるようなことになれば、ソ連は平和条約の安全保障条項だけでなく安全保障条約の条項までも非難攻撃してくるだろう。平和条約の安全保障条項だけであればソ連攻撃の論拠はきめて薄弱であるとのべ、長官も特使とまったく同見だということで、安全保障条約は平和条約の調印の後に両国間に交渉成立して署名することに取りはかろうことになつた。

以上会談をおえた後、ラスク次官補からその草した新聞発表文を長官・特使・総理に披露し承認をえておひらきとなつたのであつた。

このようにして総理は、さつそく米側の要望に応じ各国全権を歴訪して条約署名をしようようせらることとなつた。

ここでは、まず、平和会議そのものの経過を説明し、つぎに章を新たにして議場外における接衝につき説明することとする。

9月2日の総理・アチソン國務長官・ダレス特使会談録は、付録二八に収めてある。

第 1 章 平 和 会 議

1. 概 説

会議は、9月4日午後7時の開会式にはじまり、9月8日午前10時からの調印式で終った。条約は参加国52のうちソ連・ポーランド・チェコスロヴァキアの3国をのぞく49国が署名した。

この会議で、さきに公表された条約案は、なんらの修正もくわえられず、署名された。サン・フランシスコ会議は、招請状にあつたとおり、名実ともに対日平和条約署名のための国際会議であつた。

米英共同提案にかかる平和条約案にたいする各国代表の意見陳述は、5日午前第1回全体会議における議事規則の採択と議長・副議長の選挙につづいて、5日午後の第2回全体会議から行われ7日午後の第7回全体会議で終了した。

吉田全権は、各国代表の意見開陳終了後、7日夜の第8回全体会議で条約受諾の演説を行つた。

安全保障条約は、8日午後5時プレジディオの米陸軍第六軍司令部で署名され、条約文および交換公文は吉田全権およびアチソン長官の演説とともに署名直前に発表された。

平和会議に関連する公式行事としては

4日午後8時、パレス・ホテルにおける米国全権団 レセプション

6日午後8時、オペラ・ハウスにおけるサン・フランシスコ市民委員会主催の各国全権団招待音楽会

8日午後8時、パレス・ホテルにおけるサン・フランシスコ市民委員会主催の各国全権団招待のステート・ディナー

などであつた。

2. 4 日 夕 刻 開 会 式

アチソン米全権が仮議長席につき、7時開会を宣し、一分間平和祈願の黙禱を行なつ

た。ついで、ロビンソン桑港市長・ウォーレン加州知事が歓迎の辞をのべた後、トルーマン大統領が壇にのぼり、

(1) まず、各国全権にたいし歓迎の言葉をのべ

(2) 6年前、われわれはこの会場で強固な永続的国際平和の樹立を目指して国際連合を創設したが、今日、われわれはふたたび同じ目的へむかつて一步前進すべく、すなわち対日平和条約に署名すべく参集しているのである。この条約は復讐の精神にでるものではなくわれらの戦争目的すなわち征服や復讐ではなくわれわれの子孫が平和に生きうる世界をつくりだそうとする精神を反映するものである。不幸、今日の世界には新しい侵略の危険があるけれどもわれわれは諸国民のぎょう望してやまない平和な世界を実現すべくあらゆる手段をつくす覚悟であるといい

(3) 日本が独立を回復し相互の友情と責任をもつて自由諸国と結合されるならば平和のための努力は大いに増強されるにちがいないと信ずる、と前置きして、日本における占領行政の成功とマッカーサー・リッジウェイ両司令官の功績をたたえ、日本国民が降伏条項を忠実に履行し占領軍と協力したことを賞讃した後、

(4) その結果全く新しい国家として生れかわつたとして、秘密警察の解体・新憲法・婦人参政・新労働法・独禁法・農地改革等々に言及し、今や日本に自主権を回復させることが可能になつたとし、

(5) しかし、米国はパール・ハーバーやバターンを忘れたわけではないし、多くの同盟諸国も同ようであるから、新しい日本にたいして必ずしも各国が直ちに完全な親愛と信頼をよせるものとは思わない。日本はこの後長期間にわたり他国の親愛と信頼をかうよう努力しなければなるまい、とし

(6) ダレス特使の一年にわたる努力に言及、これをたたえた後、条約は全参加国の主要な要望と究極的利益を勘案した勝者にとつても敗者にとつても公平なものであるといつて平和の諸条件を説明し

(7) しかしながら日本と近隣諸国が侵略の脅威にたいし安全であるようにされないかぎり日本は平和条約のもとで発展することはできないという一事を忘れてはならない。現在太平洋方面には侵略による重大な脅威が存在しさらに拡大の恐れがある。日本と講和する一つの目的は日本の安全を保障し、かつ、日本が他国の安全を脅威しないようにすることにある。そのためには、なお時間がかかると思うが、日本を

国際連合に参加させることが必要である。平和条約は、日本が国際連合に加入を申請する意思のあることを明記している。したがって日本国民は平和条約の締結により国際連合の一員としての基本的義務を負担する一方連合国は日本が国際連合の保護のもとに立つことを認めるものである。しかし、それだけではじゅうぶんでない、とのべ

(8) 現在の世界情勢下においては侵略にたいし防衛するため国連憲章の平和的原則を地域的取極によつて補強する必要がある。米比・米濠新西蘭相互防衛条約はこうして署名されたものである。太平洋における平和を維持するため適当な安全保障取極に日本をできるだけ早く参加させることが肝要である。現在日本は完全に非武装化されているが、近接地域で発生している公然たる侵略にかんがみ、日本政府は合衆国との二国間安全保障取極の締結方を要請した、と日米安全保障条約の締結を言明し、

(9) しかし、われらの最大目的は、侵略に対し、より大きい防壁を築きあげるにあるのではなく、人類進歩のため、偉大な建設事業を進めるにあり、新生日本が、これに応分の寄与をすることを期待する。

と結んだ。

3. 5 日午前 第 1 回全体会議

アチソン仮議長は、開会を宣した後、最初の議事は議事規則の採択と議長・副議長の選出であるとのべ、さらに、この会議の性格について一言したいといつて、この会議は 11 箇月にわたる外交交渉によつて作成された条約文に調印するための会議であることをとくに指摘した。

ひきつづきニュージーランド全権が米英全権団起草にかかる議事規則を採択する旨の動議を提出しキューバ全権がこれを支持した。

仮議長が議事規則採択に異議なきやを議場に諮ると、グロムイコ全権は発言を求め、中共を会議に招請すべきであると主張しつぎのようにのべた。

「中共は、中国人民の法的代表であり、対日平和条約の準備および極東の永続的平和について特殊の利害関係をもっている。中国人民は、長年にわたつて日本の侵略と

戦つた。中国は、1942 年 1 月 1 日の連合国宣言・1943 年のカイロ宣言・1945 年 7 月 16 日のポツダム宣言・8 月 2 日のポツダム協定・その他第 2 次大戦中連合国が締結した国際協定の主要な一員であつた。中国は、米英ソ各国とともに日本の降伏文書に調印した。中共を除外しては極東の永続的平和は確立できない」

これにたいし仮議長は、動議として提出されている議事規則を採択することが先決問題であると応えた。

ここでアチソン仮議長とグロムイコ全権の間にやりとりとなりチェコおよびポーランド全権が論争にくわつた。

共産 3 国のいうところは、「議事規則はまだ採択されていないのであるから、中共招請問題を論議して悪いはずはない。議事規則の討議に先きだつて会議参加国を決定することこそ国際慣行にそうゆえんである。19 世紀以来米国はアジア諸国を抑圧してきたが、目下米国は極東における最も重要な問題の一つの解決に反対している。米国の態度は国家の基本的権利を否認するものである」というのであつた。

結局、仮議長はその裁定の可否を議場にはかることとしポーランド代表と英国代表が 5 分づつ賛否の意見をのべることになった。ポーランド代表は 5 分経過しても発言を中止しなかつたため仮議長自ら立つて演壇に近づいてこれをおろし、その間ヤンガー英代表登壇して仮議長の裁定を支持しすみやかに議事規則を採択するよう主張した。

こうして、まず、仮議長は議長裁定の可否を表決に問い 35 対 3 で可決された。ここでソ連全権は、議事規則採択後最初に発言する権利を留保する旨を申したてたが、仮議長は、どの国の全権もとくに「権利」というものは現在ないはずであると応酬した（注 1）。ついで仮議長は議事規則の票決を行おうとしたところ、ふたたびソ連・ポーランド・チェコ 3 国全権と押問答となり、共産側は議事規則案を作成するため小委員会を設置することを主張した。サルヴァドール全権がこれに反対し、セイロン全権も「51 国も集つた大会議では、なにか提案をしようとするものは、書面でこれを議場に配布するのが慣例である。現にソ連・ポーランド全権もこれを認めている。しかるに、米英が議事規則案を提案しているにたいしてソ連・ポーランドは小委員会の設置を提案しているにすぎない。しかもソ連全権は参加国 51 国から成る委員会を任命してもよいといっているが、それならこの議席で米英提案を採択すればよいではないか。さきにグロムイコ全権は、インド・ビルマの不参加を引用して、条約起草に関心をもつすべての国の手

で議事を決めるべきであるとのべたが、ソ連は数年来米・英・ソ・華4国で起草すべきことを主張したではないか。グロムイコ全権が今や前にも合理的な見解をもつにいたつたことを欣快とする。小国セイロンもこの会議で発言できる。かつてソ連が4大国起草方式を主張しセイロンのみならずインド・ビルマ・インドネシア・フィリピンを除外しようとしたとき自分はひじょうな不快を感じた」とソ連を駁した。

チェコ全権は、なおも、議事規則の修正案を提示しようといきさがつた、仮議長はふたたび裁定の適否を票決に問い47対2で支持された。

ついでドミニカ全権から討議打ちりの動議がだされ、キューバ全権これを支持し、25対8で可決された。

ひきつづき議事規則案にたいする共産側の修正動議がつぎつぎに票決に付され、いずれも圧倒的多数で否決された後、最後に米英共同提案の採択が行われ48対3で可決された(注2)。

ついで議長選挙に移ろうとすると、グロムイコ全権は中共招請問題の採択を要求した。しかし、仮議長は、議事規則第7条(会議に出席するものを合衆国政府から招請された連合国政府に限定している)を引用してソ連全権の提案は議事規則に反するとの裁定をくだし、その裁定を票決に問うた結果、46対3(インドネシア・レバノンは棄権)で支持された。

ようやく最後に議長・副議長の選挙が行われ、結果はつぎのとおりであつた。

議 長

アチソン	43票
スベンダー	2票
ザフルラ・カン	2票
棄 権	4票

副議長

スベンダー	31票
ザフルラ・カン	7票
シューマン	2票
アルゼンティン・セイ	
ロン・キューバ・チリ	

インドネシア・オラン

ダ・ニュー・ジーラン

ド各主席全権 1票

棄 権 4票

(注1) アチソン國務長官回想録 Present At The Creation, pp. 545~546 に詳説してある。

(注2) 議事規則は、第1条(付託条項)で「会議はアメリカ合衆国政府が出した招請状の条項にしたがつて開かれるものであり、その条項にしたがつて行われる。招請状の写は付属として添付されている」と規定し、

第7条(参加者)で「会議における代表者たることは、アメリカ合衆国政府によつて会議に参加するよう招請された連合国政府がそれぞれ派遣した全権代表団に限定される。日本代表は会議のすべての公開の会合に投票権なしに出席する権利を与えられ、また、条約の署名式に先きだつて司会者に適当な発言の機会を与えられるものとする」とし、また、第8条(参加者)は「日本国との平和条約に共に署名することは、連合国(条約に定義されたところによる)の間では、署名国が従来承認を与えていなかった国または政府の承認を意味しない」とことわつている。

議事運営に関しては、第17条で会議の議事を(1)役員の選挙、(2)委任状報告、(3)条約文提案者たる米英2国政府の声明、(4)参加代表団の声明、(5)各国語による条約文の合致に関する事務局長の報告、(6)条約署名式の6つに限定し、さらに、第18条で各国代表の声明を1時間に、また、質問にたいする回答を5分に限定し、第19条司会者の許可をえない発言を禁じていて、一読、参加国の一部による議事進行の延引または混乱を未然に防ぐべく苦心したあと歴然たるものがある。アチソン國務長官回想録 Present At The Creation, pp. 542~544 参照。

議事規則(和文)は、付録29に収めてある。

4. 5日午後 第2回全体会議

一米・英・ソ3全権の声明

議事規則にしたがい、まず、ケルチナー事務総長から、52国の全権委任状を審査し全部良好妥当と認めた旨報告があつた。

ついでダレス米国全権とヤンガー英国全権から条約提案者としての説明が行われた。双方とも中国を招請できなかつた理由を説明した。また、ともに第3条について奄美大島・琉球諸島にたいし日本の主権が残ることを明言した。

ついで各国全権の意見陳述にいき、メキシコ（メキシコの対日戦において果たした役割を説明し平和条約案を支持する）・ドミニカ共和国（条約案支持）につづきソ連邦のグロムイコ全権は、日本の満州侵略から説きおこし、ソ連は日本の再侵略にたいしてアジアの平和を保障するため実効的な措置を講ずる必要があることを主張してきたが、米英の平和条約案は反対に日本の軍国主義を助長するものである、また、米英の平和条約案はカイロ宣言・ヤルタ協定・ポツダム宣言・1942年1月の単独不講和に関する連合国宣言および極東委員会の決定に違反するものであると難じ、さらに中共・インド・ビルマが会議に参加しないことは大きな欠陥であると指摘した後、つぎの修正を提議した。

- (イ) 満州・台湾・澎湖諸島にたいする中共の主権の承認。南樺太・千島にたいするソ連主権の承認。
- (ロ) 琉球・小笠原が日本の主権に属することを明らかにする。
- (ハ) 占領軍の撤退を規定し、かつ、占領軍撤退後の外国軍隊の日本駐屯を禁止する。
- (ニ) 日本は連合国にたいする軍事行動および連合国の領土の占領によつて生ぜしめた損害を賠償すべきこと、ならびに、賠償の額と財源は中華人民共和国・インドネシア・フィリピン・ビルマ・日本の会議で決定することを規定する。
- (ホ) 条約は日本とオーストラリア・ビルマ・カナダ・セイロン・フランス・インド・インドネシア・オランダ・蒙古人民共和国・ニュージーランド・パキスタン・フィリピン・イギリス・ソ連邦・中華人民共和国・アメリカ合衆国の過半数（アメリカ合衆国・ソ連邦・中華人民共和国・イギリスをふくむ）が批准書を寄託したときに発効するものとする。
- (ヘ) 日本人の民主的傾向の復活強化にたいする妨害を除去し、人権・基本的自由を保障する措置を講ずべき旨の規定を新たに設ける。
- (ト) ファシストおよび軍国主義団体の復活を抑止すべき規定を新たに設ける。
- (チ) 日本は連合国に敵対する同盟関係にはいつてはならないとする規定を新たに設ける。
- (リ) 軍備を下記のように制限する。

陸軍 15万人

海軍 2万5千人 7万5千トン

空軍 2万人 戦闘機・偵察機 200

輸送機・練習機 150

戦車 大型・中型 200

- (ウ) 制限された軍備の必要をこえる軍事訓練を禁止する。
- (ロ) (i)原子力兵器および細菌化学兵器などの大量破壊兵器、(ii)ミサイルおよびその発射のための機器、(iii)射程30キロメートルをこえる火砲、(iv)水雷・磁気機雷、(v)人間魚雷の所有・建造・実験を禁止する。
- (ハ) 日本の平和産業・貿易・商船・造船の発展にたいしなんらの制限も設けられないことを規定する。
- (ニ) 宗谷・根室・津軽・対馬海峡は非武装化としすべての国の商船の通過にたいしつねに開放されるべきこと、および、日本海の沿岸国の軍艦のみが通過しうることを規定する。

この提案にたいし、議長席にあつたスペンダー副議長は「条約案にたいする修正の提案ではないか」—そうだと議事規則の違反になる—と注意したが、グロムイコ全権は「ソ連邦政府の所見の表明である」と弁明して陳述をつづけた。陳述は議事規則の制限時間1時間をすこしオーバーした。

ダレス・ヤンガー・グロムイコ全権の演説は吉田総理のそれとともに会議できかれた数多くの演説のうちもつとも重要なものであるから、それぞれ内容をここに紹介しておく。

ダレス全権の演説

「提案された条約案は戦争—勝利—平和—戦争という悪循環を破ろうとするものである。ここに参集した諸国は復讐の平和ではなく正義の平和をつくらうとしている。

6年にわたる連合国の占領によつて降伏文書に定められた日本占領の目標は日本国民の誠実な協力をえて達成され今や占領を終結し日本を完全な主権国たらしむべき秋がきた。

過去を忘却しないし、また、宥しもしない。しかし、今日、連合国は史上未曾有の自制を発揮して憤怒の跡形もない平和を日本に提供する。これは敗者にたいする寛大な行為で開明された利己主義にでるものでもある。

この条約は、太平洋において連合国を勝利にみちびき、その後5年半にわたって連合国最高司令官として日本で職責をはたしたマッカーサー元帥に負うところが多い。

この条約の作成にあたって合衆国はイニシアチヴをとった。これは合衆国が太平洋戦争で、また、戦後対日関係で演じた主導的役割からみて当然である。

1947年、合衆国は、対日平和条約のための計画を討議するため極東委員会構成国政府の予備会議を提唱した。しかし、ソ連邦が対日平和条約は外相会議で審議すべきであると固執したがために実現にいたらなかつた。

昨年、合衆国は、会議方式を棄て外交手続を通じて平和を探求することに決定した。約1年前主要関係連合国が国連総会に出席のためニューヨークに参集された時交渉を開始し主要関係国と頻繁に協議した。それから数多の首都で会談し、また、文書による意見の交換を行なつた。この間、イギリスは英連邦諸国とこの問題について協議中であつた。

最初の討議では、今が平和条約を結ぶ時機であるかどうか、および、もしそうだとすればいかなる原則によるべきであるか、を取あげた。このため合衆国は七原則を作成した。

平和条約の早期締結の必要と基本原則について意見の一致をみたので今年（1951年）1月第一次条約草案を作成した。3月、同案を20余国に廻送し検討審議した。アメリカ諸国はつねに通報しておいた。

この間、イギリスは英連邦会議の意見を斟酌して一つの条約草案を作成した。そこで6月、合衆国とイギリスは両方の努力を結合し共同して新条約案を作成し、より広く各種の意見を調整し反映するものとした。同案は、7月前半、連合国諸国に廻送し、8月中旬までさらに手をくわえた。

この間、ソ連邦は不承不承ながら活発に討議に参加した。マリック代表と数回会談し、また、ソ連政府と10箇にのぼる覚書・草案をやりとりした。

3月案と最終案を比較対照してみれば、われわれの採つた会議方式がいかにうまく運営されたか解かると思う。

条約は、非懲罰・非差別的な条約で国際社会において日本に威厳と平等と機会をあたえるものである。

前文は、日本国民にその意思と願望を宣明する機会を与えている。連合国はそこに表明されている日本国民の意思と願望を歓迎するものであることを明らかにする。

第1章（平和）は、戦争状態を終了する。

第2章（領域）は日本の領域について規定する。日本は6年前現実に実施された降伏条項の領土条項をここで正式に承認することになる。ポツダム降伏条項は日本と連合国が全体として拘束される唯一の平和条項の規定である。2・3の連合国政府間の私的的了解が2・3あるけれどもそれらは日本や他の連合国を拘束しない。だから、条約は、降伏条項第8条を具体化した。第2章第2条の定める放棄は厳格に降伏条項に一致している。

第2条、(c)の千島列島という地理的称呼がハボマイ諸島をふくむかどうかの問題が提起されたが、ふくまないというのが合衆国の見解である。この点について紛争があれば、紛争は第22条によつて国際司法裁判所に付託しうる。

第2条は日本に主権を放棄させるだけでなく当該領域の最終処分を規定すべきであるという連合国もあつた。しかし、どちらに与ゆべきであるかの問題の起る地域がある。ポツダム降伏条項にしたがつて日本に平和を与えるか、それとも、日本が放棄する用意があり放棄を求められる地域をどうするか連合国が争う間日本に平和を与えないかのどちらかである。日本に関するかぎり、今平和を与え未決の点は将来この条約外の国際的解決策で解きはごしていくのが明らかに賢明ないきかたである。

第3条は、南西諸島に関する。

日本は合衆国のために南西諸島の主権を放棄すべきであるとする連合国もあつた。日本に返還すべしとするものもあつた。で、合衆国は、日本に潜在主権を残すと同時に合衆国を施政権者とする信託統治のもとに置きうるようにするのが最善の方式と思つた。

憲章77条は、「第2次世界戦争の結果として敵国から分離される地域」を信託統治にしうることを規定している。将来締結される信託統治協定で住民の日本にたいする身分上の地位を定めるとともに憲章第84条にいう「信託統治地域が国際の平和および安全の維持についてその役割をはたすようにする義務」をはたす可能性が施政権者に与えられるであろう。

日本の領域をポツダム降伏条項によつて制限すれば現に 8 千万をこえる増大してやまない人口が日本々土で生きていけるかの疑問を生ずるが、日本人が自由に移住できる植民帝国時代にもあまり移住しなかつたという事実のなかに回答がみだせる。台湾は 5 5 年間に 3 5 万人の日本人しかはいっていない。朝鮮は 1 9 0 5 年以来 6 5 万。南樺太には 3 5 万人。千島列島には 1 万 1 千。日本の植民地は食糧や原料の供給源であつたが人口のはけ口ではなかつた。

人口の増加はむろん問題である。日本は他国が必要とする役務を供給する能力を発達させその必要とする食糧や原料を購入しなければならない。日本人はつよく働かねばならぬ。能率的に働かねばならぬ。他国人の経済的要求を予見して創造的に働かねばならぬ。各連合国にも責任がある。降伏条項は日本人に「原料の入手」と「世界貿易関係への参加」を認めているのである。かようなしだいで現在の日本の領域状態はアラームの声をたてる種とはならない。

第 3 章（安全）は、安全に関する安全の問題は勝利によつて自動的に解決されるものではない。第 5 条で日本は 国連憲章第 2 条所定の原則を順守すべきことを約束する。日本の国連加盟の早期実現を期待する。早期に実現すれば第 5 条は不要であろうが、過去において拒否権のため加盟が妨げられた例があるので用心のため第 5 条を設けた。

もつとも、この平和条約が、国連憲章と同よう、武力行使の禁止が日本の自衛権を奪うものでないことを明らかにするため第 5 条(c)で日本が主権国として国連憲章第 5 1 条に掲げる「個別的または集団的自衛の固有の権利」を有するものであることを承認した。

第 6 条は、条約実施後 9 0 日以内に占領の終了することを規定する。しかし、日本は国連憲章第 5 1 条の規定するように集団的安全保障取極を締結でき、そして、平和条約発効時に日本にいる連合国軍隊を一部安全保障取極にもとずく軍隊に充当することができる。だから、これらの連合国軍隊が集団的安全保障部隊となる前に日本から現実に撤退する必要がないことを明らかにしておくことが有用であると考えた。日本撤退を求めることは負担が過重でかつまた巨大な軍勢力を有する立証済みの侵略者の至近に日本を一時完全に無防衛のままさらしておくことになり危険だからである。この危険をさけるため第 6 条は現日本領域にある連合国軍隊が日本の希望する場合にはひきつづき駐留できる旨を規定している。

これらの駐留軍は占領軍とは全くちがった性格と権限を持つもので日本が自発的に許与する地位を有するにすぎない。

上述した安全保障規定は、平和条約でほんとうに日本に主権を回復させようとするならば、必要なものである。平和条約は日本に「固有の集団的自衛権」を否認した名目的に「固有の個別的自衛権」のみを認むべきであるとの主張がなされた。

現在のような世界では、そういう平和は欺まんであろう。防ぎえない主権を与えることは空のものを与えるにひとしい。防せぬ主権は主権ではない。防がれていない、そして、防げない日本は日本を取りかこむ国家の脅威にさらされ事実上独立の存在をいとなむことができないであろう。

日本が考慮しつつあるような合衆国との集団的安全保障取極は自由な行動ではない、または、日本国民の欲するところではないとの主張がなされた。

これはこの議場で信用されるような主張ではない。臨席の代表団のほとんど 3 分の 2 は合衆国をふくむ集団的安全保障の自発的結合を持ち、または、持たうとしつつある国々からであつて、日本国民が自国の国民と同ようであり自由な国民がほとんどそうであるように侵略を阻止すべき集団的安全保障を要望していることを当然とお考えになろうし、そして、それは正しいのである。

去る 2 月日本滞在中わたしははじめてこの問題を日本人と議論した。当時、わたしはもし希望するなら日本は直接侵略にたいし集団的保護を享有できると公けに説いた。しかし、合衆国政府の立場を明瞭にしておくためつぎのように付言しておいた。

「しかし、それは合衆国が日本に強制しようとする選択ではない。それは招請である。合衆国は奴隷根性の行為になんの興味ももたない……。勇敢な国民・自由な国民にのみわれわれは関心をもつ。選択は日本自身の選択でなければならない」

文字どおり申すのだが、議場のどなたでも正直にいつて日本が強制されたので合衆国と集団的安全保障を要望しているとは信じられまい。そんなこと明々白々ばからしいことである。

開会式で合衆国大統領がのべられたように太平洋における安全は、攻撃的脅威を構成せずに各国が結合して安全を確保しうる集団的な基礎のうえに発展せしめられつつある。これは問題アプローチの一つの方法であつて、もう一つの方法は各国をして

その好むところにしたいがそのできるところにしたがつて侵略者にたいして自己を防御させることである。後者を、1939年3月10日、スターリン元帥は「侵略の共謀」と評している。日本にたいし集団的安全保障の権利を否認し日本はひとり立ちでいくべきだと主張する国は、心のなかでは、侵略を共謀するものである。この条約に署名するものはこれに加担しないであろう。

安全保障に関するこの条約の考え方について上來說明してきたが、それというのもこの考え方が挑戦されているからである。が、この問題に時間をさいたことから代表团におかれても軍事問題がわれわれの主たる関心事であるかのように考えないでいただきたい。

武力攻撃からの安全は消極的資産である。われわれの献身的努力は国民生活・個人生活の積極面に向けられている。占領期間を通じて人間の発展にみちびく雰囲気をつくりあげるよう努力した。このため合衆国は莫大な道徳的な投資をした。トルーマン大統領は、開会の辞で日本で起りつつある社会革命・軍国主義の掃蕩・普通選挙の設定・広汎な農地改革・労働組合の迅速な発達を強調された。また、占領のもとにおいて日本国民が戦争放棄の憲法を採択したことをわれわれは恥じない。今日われわれは日本にその主権と独立を保護することを可能にするような条項の条約を考えざるをえないのであるが、それは、再武装された日本を求めるからではなく一それを妨げるべくわれわれは全力をつくした一社会的経済的進歩は冷い恐怖の雰囲気の中なかでは達成できないからである。

日本の降伏における人道主義的な顕著な特色は日本捕虜を本国に帰還させるという連合国の約束であつた。ところが昨年9月国連総会に提出された証拠書類によると、5年前ソ連軍に降伏した多数の日本軍人がまだ本国に帰っていない。国連はこれを憂慮し問題究明のため委員会を設けた。連合国の約束はそれが履行されるまで生きていることを明らかにするためポツダム降伏条項第9項は平和条約に挿入された（第6条(6)）。これが履行され非劇的な苦悶がしずめられるよう希望してやまない。

第4章は貿易通商に関する。規定はやや技術的であるが、要するに日本はなんら恒久的な差別および無能力を課されない、日本の経済はなんらの制限もうけない、日本のあらゆる国と貿易をする権利はなんらの制限もうけないということになる。

貿易・海運その他の通商の関係（第12条）、公海漁獵（第9条）、国際航空運送（第

13条）に関する日本と連合国の間の恒久的関係は日本と希望する連合国との間で交渉されるべきものである。条約の締結をみるまで4年の間連合国は関税について、しかし相互主義の基礎のうえにおいてのみ、最恵国待遇をうける権利がある。

これらの寛大な条約条項に託された希望が充足されるかどうかは、日本が前文で表明した「国際的に承認された公正な慣にしよう」かどうか、および、連合国が国内法によつてその国内的要請を考慮して合理的な貿易の可能性を日本に与えるかどうかによつてきまる。これらの事項については平和条約は健全な貿易関係へいたる途を指摘しその方向へすすむ機会をつくりだすこと以上にでるをえないものである。条約はそれをした。

賠償は通例平和作成に当つて最も紛議をかもしやすいものである。本条約の場合も例外でない。一方、尤大かつ正当な請求権がある。日本の侵略は巨大な失費・損失・苦痛をまねいた。会議参加諸政府はなんと10億ドルにのぼる請求権をもち中国もまたおおかたこれにひとしい額が請求できるだろう。控えにみても総額1,000億ドルになろう。

他方、これら請求権を支払うべき日本はどうかというと、現在本来の4島一人口を養うに足る食糧の生産もできないし日本人がはたらくのに必要な原料の生産もできない一に縮小されている。日本は、降伏以来、最も控えめに勘定して生きながらえるため輸入しなければならなかつた食糧と原料の支払資金20億ドルを持ちあわせなかつた。合衆国がこの20億ドルの不足を補填した。占領国としての責任の一つとしてそうした。合衆国は日本が経済的に自立の国となり合衆国依存をやめることを期待する権利がある。合衆国は直接にも間接にも日本の将来の賠償金を支払つてやる気持はない。

だから、もし条約が日本にたいする金銭賠償の請求権を有効とし、あるいは、場合により生かしておくようなことをするならば、日本の通常の通商上の信用は失われ、日本人の活動刺激は毀され、かれらは物心ともに悲惨な境遇に沈み、容易に他国の喰いものになつてしまおう。独裁主義の扇動家どもは、きつと、朝鮮でみたようにいつでも侵略者になる用意をしている隣国の助力をえてふたたび侵略を更新することによつて日本を救済してやると号して蜂起するだろう。古い脅威がより重大な形態で現われよう。

さような条約は、侵略者の間に統一を促進するに反し、連合国の間では分裂を促進するであろう。まぼろしの金の壺めがけて激烈な競争がおきよう。すでに他国を犠牲にして自国の特定の賠償請求権が優遇さるべきであるとの提案をもつて合衆国にアプローチした国が数国ある。

非侵略国間に分裂を、そして、侵略国に味方をよびよせる条約は勝利の機会を無分別に浪費するものである。さような条約に参加するものはかれらが辛うじて乗り越えてきた危険よりさらに大きい危険に身をさらすものである。

かように相反する見方をじゅうぶん討議したあげく正当な要求に道義的満足にあたえ、かつ、太平洋における健全な政治的・経済と両立する物的満足を最大限にあたえるであろう解決方法を案出した。

条約は明白に日本が戦争中に生じさせた損害および苦痛にたいして連合国に賠償を支払うべきことを承認する。

ついで条約は、この原則を具体化するため、日本が過剰に所有するある種の資産を日本の戦時の行為から最もひどく損害を受けた連合国を補償するために利用することにしている。

日本には現在じゅうぶんに活用されていない人口がある。工業力がある。この二つの失業はいずれも原料の欠除からきている。日本軍の侵略を受けた諸国はこの原料を相当たくさん持っている。戦災をこうむったこれらの諸国が豊富に所有する原料を日本に送るならば、日本人は債権国のためこれら原料を加工し無料で役務を提供することによって相当の賠償をすることができよう。消費材だけでなく機械や資本財も取極の対象とすることができるし、そうすることによって後進諸国は自国の工業の発達を促進し今後外部の工業国にたいする依存度を低減することができるであろう。これが要するに第14条(a)1に定められた方式である。これは、日本軍隊によつて占領されて損害をこうむっており連合国全体としてまた、日本としてこれにたいし現実的な賠償手段を探索すべき明白な義務のあるフィリピンやインドネシアのような国々と長期にわたる意見交換の結果生れたものである。

卒直に申して、条約は最初の案よりよい、より公正な条約となつている。こうなつたのは数国の政府が賠償のあらゆる可能性を探究することを固執された—それは正当であるが—からである。探究をした、その結果は自由で平等な国々の自由な遣り方の

価値を新しく証明することになった。この遣り方は、この場合、すべての関係国に利益をあたえる経済枠のなかで正義の理想を助長する条約方式を生んだのである。

将来におけるこの賠償源のほかに、条約は連合国の管轄下にある日本財産の連合国による没収を確認する。

第16条によつて中立国および旧敵国にある日本財産はしばしばジュネーヴ条約に違反してこうさらされた不当な苦難に衡平の見地から償いをするため元捕虜およびその家族のために国際赤十字委員会に引渡されることになっている。合衆国は、連合国数国の間合せにたいして、合衆国の捕虜は合衆国が差押えた日本財産の売上金からある程度の補償をうけとつているので衡平の見地からこのような補償をもらっていないものにまず最初の分配をする必要があろうと考える旨回示した。

在日連合国財産は返還しなければならない。戦争損害のために返還できない場合は日本の現行法規にしたがい封鎖されている円貨をもつて補償されることになっている。

第21条は朝鮮につき特別規定を設ける。大韓共和国は日本と戦争関係になかったが故に対日平和条約に署名しない。朝鮮は今次戦争のずいぶん前に悲劇的に独立を喪失し日本が降伏した後ようやく独立を回復し、多くの朝鮮人は断乎日本と闘かつた。が、かれらは個人であつて政府として認められなかつた。しかし朝鮮は連合国の考慮を求める特殊の権利をもっている。連合国がその目的とする自由独立の朝鮮を達成しうるかどうかはまだはつきりしないだけにゆけいしかりである。不幸、朝鮮は半分が自由であり半分が独立している。この部分的な自由独立すらもが北からの武力侵攻によつて惨酷に寸断され脅かされたのである。

大多数の連合国は自由と独立の約束を果たし、かつ、国際連合加盟国として朝鮮を犠牲とする侵略を抑圧すべく努力してきた。この条約によつて連合国は朝鮮のために日本の朝鮮独立の正式承認と大韓共和国にある莫大な日本財産の大韓共和国帰属を獲得してやる。また、朝鮮は戦後の貿易・海運・漁猟その他の通商取極について連合国と対等の地位におかれる。かくのごとく条約は多くの点で朝鮮を連合国のようになりあつたつていのである。

中国がこの会議に欠席していることははなはだ遺憾なことである。中日間の戦闘行為は1931年にはじまり1937年に公然たる戦争となつた。中国は最も長期にわ

たりかつ、最も深刻に日本の侵略から苦痛をこうむつた。日中戦争をこの機会に正式に終結しえないことはなほだ残念である。不幸にして中国の内戦と連合国政府の態度によつて生れた事態のために平和条件につき中国人民を拘束する権利と権力の双方をもつ単一の中国代表はどれであるかについて一般的な国際合意ができないのである。あるものはこの政府が適格であるといい、あるはあの政府が適格であるものといい、あるものはどちらも適格ではあるまいという。中国についてなにか決定をするため現在のところ多数を発見することはできない。連合国の直面する選択は難かしい。正統性と權威を備えた政府が中国に存在すると連合国が合意するまで対日平和条約を延ばすことができたかもしれない。しかし、中国に内戦があり中国について国際的に意見の不一致があるからとて日本を処罰するのは間違っているし残酷だし馬鹿げている。もう一つの遣りかたは、各連合国においてその選ぶところの中国政府が同時に署名しない場合には対日平和条約には署名しないという方法である。われわれの調べたところによると、この方法では日本はあまり多くの連合国と戦争状態関係のまま残りようやく獲得する平和は少数にとどまる。このような結果にみちびく計画に大切な当事者日本が欣然協力しようとは考えられない。強制すれば、日本に恨みをかうだろうし、かつ、最大限の統一を必要とする重大な全世界的脅威を前にして連合国間の分裂を激化するだろう。残る方法は、現在中国にいつしよに署名してもらわないで一般的に連合国が平和条約を締結し中国と日本に二国間で平和条約を結ばせることである一もつともその条件は中国の權益をじゆうぶんに保護するものでなければならない。

この条約はこの最後の選択を反映するものである。第26条によつて中国は本条約と同一の条件で対日平和条約を締結する権利を与えられている。本条約に署名する勝利者連合国は同ように中国に与えないものはなにもも取つていない。そのうえ、第21条によつて中国は、署名を必要とせずして中華民国の提案した方式にしたがい、日本の在中国特殊權益いつさいの完全な放棄（第10条）を獲得する。また、自動的に署名を必要とせずして第14条(a)2の利益を享受し、その管轄のもとにある日本財産の差押えが有効とされる。条約は今次戦争における勝利者連合国の一国としての中国の權利を完全に保持している。

第7章は大部分が手続事項を規定する。批准に関する第23条は占領管理に積極的に関与した連合国に条約の実施に関し9箇月の間特別の地位を与える。しかし9箇月た

てば連合国はみな条約の実施に関し相互の間および日本との間で平等の地位に立つ。

以上が概略われわれの署名をまつ条約の大綱である。もちろん欠点はある。完全に満足しているものはいない。しかし、いい条約である。真に平和の条約である。この一年の交渉の結果を署名によつて完成しないで新しい当事者と新しい手続を開始すべきであると提議するものがあるかもしれない。そうすることによつてより大きい統一と完全が達成できようと主張されるかもしれない。それは最初まことしやかに、また魅力あるものと聞こえるかもしれない。一部不満をもつものには大きな満足を与える機会を提供すると思われるかもしれない。ある連合国では組織団体があつて他の事項は手をつけずただ自分らの利益になるよう条約を修正することができるはずと主張している。もしこういう提案をすべて取りいれるならばその結果はすべての合意された平和を破壊しさるであろうこと明瞭である。

幸い大多数の連合国にはより真実な洞察力をもつて事物を観る人たちがいる。これらの人たちは、この条約が最良のものであつて、これをより良きものにしようとするより悪いものになってしまうことを知っている。理論的にいへばもつといい文言はあるかもしれない。が、そうしようとすると、今われわれが手の中におさめたものを放してしまうことになる。完全を求めて良いものを失う場合が時々ある。で今はまさにそういう場合である。再交渉する場合よりも今がより大きい統一をもてる。条約は、稀にみる自制と善意の発露に助けられたデリケートな外交手続によつて辛うじてつくりあげられた。しかし、これらの美德がいつでも発揮され紛争がつねに妥結できると考えるのは、賢明でない。今がわれわれはいちばん大きく満足できるときである。延ばすと、かならず腐食勢力と反対勢力とが動きだし互に相手をさえぎり善意からでる共同努力に包蔵される可能性を駄目にしてしまうにちがいない。

日本の将来からいへば、延ばすと現在の行動にともなういつさいの犠牲が水の泡となつてしまう。勝利の大目標は到達不可能になつてしまおう。

戦争の劫火のなかから新日本を立ちあがらせるのがわれわれの共通の希望であつた。それは馬鹿げた希望ではなかつた。日本は偉大な文化と伝統をもっている。そしてその文化と伝統は、平和な世界連邦を招来しようとするならばすべての国家および国民がもたなければならない美德を、独得しかし真正に、生みだしうるものである。しかし、この可能性を現実にするためには日本は、その力づよい成長を招来する自由

な政治的制度を、社会的進歩を、公正な司法を、人間の尊厳の自覚を、自尊と他人の人格尊重の精神を必要とする。とりわけ他国と善隣として平和に生きる意思を必要とする。

今、平和を結べばこれらはすべて可能である。日本の長い間ひきのばされてきた希望が今くじかれると、それは不可能に、すくなくとも疑わしくなる。

日本では新しく生れた自由の制度がある。しかし、占領軍の統治が無限に最高のものとして持続されるならば、これらの制度は開花しない。いかに慈愛あふれていても外国の管理に服従させられているものは人格の尊厳を発達させることはできない。世界で自分の権利をもたず他人のお恵ぐみで生活し、他人の黙許で貿易するような人間に自尊心は感じられない。この平和条約の拒否というごとき重大な不正を甘受しなければならぬ人間に法の尊重の念など起りようもない。仲間たることを拒否される人々の間に仲間の精神はない。

降伏以来連合国のために日本の占領を指揮してきた合衆国は、各連合国にたいし厳粛に申しあげたい「今あなたがたが交渉されたような条件で平和と自由を日本に与えられないと事態は急速に悪化するであろう」と。

降伏条項はその正統な目的をすべて果した。降伏条項によつて「天皇および日本国政府の国家統治の権限は連合国最高司令官の制限のもとにおかれた」、すでに6年を経過したこの隷属関係をさらに永続させるのは占領を帝国主義と植民地主義の具に変質してしまうにひとしい。合衆国はかようなことを希望しない。どの連合国もかようなことを希望されないことを知っている。

今や日本国政府の最高司令官にたいする隷属関係を終了さすべき秋である。占領を終了させ今後日本で完全な主権を行使するものは日本国民であることを承認すべき秋である。国際社会の平等の尊敬すべき一員として迎うべき秋である。

それらをこの条約は為してくれる。

どの国もこの条約に署名することを強いられない。この会議は法的強制などふりまわさない。ただ一つの強制は時局の重大性なる道義的強制である。時局は声をそろえて高らかに叫ぶ「平和条約を結ぼう」と。

ヤンガー全権の演説

英国政府を代表しダレス代表と共同してこの平和条約案を提出するに当つて日英両

国民関係の歴史を追懐せざるをえない。明治時代に日本は友邦の援助をえて急速に発展した。当時日英間には緊密な政治的連結と個人的友情が発生した。その後日本の指導権は日本を国際協力と立憲制度へ導いていつた文民政治家の手を離れて軍事的侵略政策が勢力を張り両国は離ればなれになった。その後今週をもつて最後の章としようとする悲劇的なもろもろの事件が発生した。英国および英連邦諸国の国民はこの条約が象徴する日本とのより幸福な関係への復帰を歓迎するだろう。

今審議している条約文書は平和をつくるという高貴な目的を有するものである。その目的は日本に主権の独立・平等の地位・尊厳と自尊を回復し平和愛好・民主主義の原則にそつて発展する機会をあたえるような条件のうえにたつ公正にして永続的な対日平和である。これらの文書は多くの政府の間で長期にわたつて協議した後作成されたもので米英両政府の両主催政府の責任において諸賢の前に提出されたものである。

条約の実質を論ずる前に、サン・フランシスコにおける会議招請者合衆国政府にたいし英国政府のため謝意を表したい。合衆国が日本打倒に主役を演じ、かつ、占領の重荷の大部分を負担されたことはみな知るところ。いつたん打倒の後日本が世界の自由諸国のなかでその地位を回復する公正な機会を確実にあたえられるようにするため合衆国が用いた思索・仕事・経済資源をみただけで平和解決の作成に当つて合衆国が特別の権威をもつて意見をいう資格があると思う。

くわえて、条約はだいたい合衆国政府およびダレス特使の交渉と調整のおかげでできたものである。特使の巧妙さと忍耐づよさをわたくしはロンドンで身をもつて体験した。

審議しなければならない主要な文書は対日平和条約であつて、戦死者の墓地に関する宣言・国際協定・条約に関する宣言および契約に関する議定書の三つ文書が付いている。はじめの三つは米英両政府によつて提案されているが、合衆国政府は憲法上の理由から議定書の提案者になれない。だから議定書は英国政府のみが提案者である。もつとも、その起草に当つては他の文書の場合と同様の協議手続がふまれた。議定書は、他の文書と同様、単一の政府でなく共通の意見をあらわすものである。

われわれが条約の提案者となるにはいろいろな理由がある。英国が伝統的にアジアにもつ関心・アジアの経験・英国の責任のもとにあつた諸国の苦難・日本にたいする

英軍の勇戦そして最後の勝利—すべてこれらのことは来たるべき平和の条件をわれわれが考えていたことを意味する。われわれは戦争でわれわれの役割を果たした。平和の作成にもわれわれは寄与した。

この条約は、しかしながら、米英のみの細工物ではない—そんなものでは決してない。まず、われわれの条約にたいする寄与は常に英連邦全体としての討議によつて左右され決定された。この点については後刻さらに説明するところがあろう。つぎに、対日戦争に参加した他の諸国の大多数は条約にたいし意見をのべ、これらの意見が条約文書に反映されている。事実、この条約は複合物で多くの異つた方面からの寄与になり、そのなかで実際のところすべての関係国（提案国をふくむ）は一般的合意を可能にするため自国にとり重要な諸点を犠牲にしている。

日本の参戦にともなう惨禍のなかで極東地域の諸民族は重大な損失をこうむつた。かれらの経済と生活水準に重大な損害がくわえられた。かれらを防衛するに当つてわれわれは連邦諸国および植民地とともに多大の死傷者をだした。英連邦とくに太平洋およびアジア地域における連邦諸国の資源と人力は日本の最終的打倒に顕著にして決定的な寄与をいたした。

したがつて、在日占領軍は大部分合衆国軍隊であるが、オーストラリアの將軍の指揮する英連邦代表師団が日本の降伏後間もなく占領義務を遂行するため日本にいつたのは当然である。

1945年12月のモスコー会議で日本の占領を支配する根本方針を定めるため極東委員会を設置することが決定され、また、出兵したか日本の軍隊によつて領土を占領された英連邦諸国はすべてこの委員会に代表者をおくるのが適當であるとされた。こうして英連邦諸国は連合国との戦時の密接な連合を戦後6箇年間にわたり継続した。

1947年の半頃までに日本における占領制度がポツダム宣言と極東委員会の政策決定によつて課された責務を完了しつつあることがはつきりした。だから合衆国政府と日本問題について常に密接なる連絡をとつていた英連邦諸政府とがほとんど同時に対日平和条約作成の方途を考えはじめたのは驚くに足りない。1947年7月11日合衆国政府は当時極東委員会に代表者をだしていた11国が平和予備会議の招集に合意するよう提議した。他方、オーストラリア政府は対日平和問題討議のため同年8月

カンベラで会合するよう他の連邦諸政府を招請していた。

1947年のカンベラ会議で連邦諸国はできるだけはやく対日平和条約を締結すべしということに一致した。平和会議では4大国の拒否権があつてはならず対日戦に主として関係のある国々は平和条約の起草に平等の発言権をもつべきであるとの合衆国政府の提案に同意した。

不幸、合衆国の提案について進歩はみられなかつた。けだしソ連邦と中国の政府が、早期平和条約の原則にたいしてではなく—この点について対日戦に主として関係のあるすべての国は一致していると思う—採ろうとする手続に反対したからである。1947年7月と11月の合衆国と中国政府宛ノートでソ連邦政府は対日平和条約の準備は外相会議に付託すべきであるとの意見を表明した。すでにのべたようにこれはわれわれの容認できない見解である。

そこで1947年末には対日平和条約は遷延しなければならないようにみえた。しかし、英連邦諸政府は、なお、日本が自分のことは自分で処理できるようになることが早ければ早いだけアジアと太平洋地域において平常事態への復帰がより容易、かつ、より迅速であろうと考えた。1950年1月のコロンボにおける英連邦外相会議で外相たちは平和条約はとつくにできておるべきであり交渉を開始するためあらゆる努力をなすべきであるとした。その第一歩として連邦諸国の役人から成る作業班が設置され問題を検討した。それから1950年9月に合衆国政府が極東委員会構成諸国政府と非公式討議を開始するよう提議し、それにつづいて対日平和条約の早期締結をふたたび強調した1951年1月の英連邦首相ロンドン会議のコミュニケとなつたしだいである。

遷延を重ねて失望はしたものの、その間になされた仕事はたいへん有用であつた。われわれの当面する諸困難を適当に研究することができた。平和条約に利害関係をもつ諸国が条約の取りあつこう幾多の事項について所見を同じうしないであろうことをじゅうぶん承知のうえで、われわれはこれらの困難に対処した。われわれは、終始、条約は早期に一でできるだけ早く一締結しなければならないとの見地にたつた。占領が日本を平和の道へ、また、ひとたび自由と主権を回復すれば自由民主主義的生活様式を採用する方向へ導くうえに収めた成功を高く評価した。しかしながら、われわれは日本がこの民主主義生活の責務をみずから果すべき時がきていると思う。

条約の早期締結を緊要と考えたが故にわれわれは条約の準備のために採られた手続に心から賛成した。外交手続が対日交戦国の意見を求める最もてばやい、かつ、最善の方法だと考えた。うゑに説明したように、われわれは、平和条約は英・米・ソ・中外相会議で準備すべきであるとの見解を承服できない。この見解はポツダム協定の誤解にもとづく。しかし、これとは別に、われわれは拒否権によつて無限に阻止されたくなかつた。最後に、われわれは、この方法が対日戦の長い・危険な・そして苦い経験をもつ多数の国々にとつて公平であるまいと最もつよく感じたのである。対日交戦国間に広い協議の基礎を提供し、かつ、オーストリア問題解決に到達するためのあらゆる努力を挫折させた無期限延期から対日平和条約を救うものであるから、われわれは採択された手続を歓迎したのである。

つぎに、わたくしは、われわれ英連邦諸国民は日本の侵略がまだ生々しい記憶であつた当初の日から対日平和条約は公正寛大なものでなければならないと信じていたことを申しあげたい。われわれはこれについてダレス氏のいわれたことに心から賛同し日本は世界の自由諸国のなかで名誉ある地位にふたたびつく最大限の機会を与えらるべきであると確信する。

と申しても英連邦のわれわれは日本の侵略にともなう残虐狂暴な行為を忘れてはいない。マレーと香港の人々は日本の占領—その墮落と蛮行—のぢかの経験を忘れていない。しかし、われわれはみな一致して—インドもこの点ではわれわれと一体である—平和解決に当つては憎悪と復讐の念を止揚すべきであり、徒らに過去を思いめぐらさないで将来に眼をむけるべきだと思ふ。

ここでインドについて一言いたしたい。インドの代表が今日サン・フランシスコにみえていないのははなはだ残念である。インドは、パキスタン同よう、日本打倒に顕著な役割を演じた。インドは先刻説明した英連邦諸国の協議にくわつた。インドは、終始、寛大にして早期の平和の原則につきわれわれと所見を一にし、この原則の最も熱心な提唱者の一人ですらあつた。だから、インド政府が条約条項のあるものについて真実懸念をもつ故に条約に参加することを不可能とされたことを深く遺憾とする。これらインド政府の懸念は根拠のないものと信ずるが、その理由は後刻説明したい。

今日の会議のいま一つの大きな欠席者は中国である。1937年以来中国人民は勇敢

に決然と日本の侵略に抵抗した。日本の暴力を長期にわたつて苛烈に体験した。だから、中国ほど平和条約に参加する権利をもつものはない。が、不幸にして、対日交戦諸国の政府はどの政府が中国人民全体のために永久の約束をなしうかについて合意できないというのが事実上の状態である。このため中国の平和解決参加をみるためには、この点について他国間に一般的合意のできるまで待たざるをえないことになる。この遅延は早期平和条約を必要とする一般的合意に矛盾することになる。

だから、遺憾ながら中国の署名なく多数国間平和条約を締結するほかないと決定した。同時に、条約は、中国の署名または批准なしに主要な利益が中国に帰属するように確保する規定を設けて中国人民の利益を擁護している。すなわち条約は発効すると日本の在中国特殊権益はすべて自動的に放棄され、また、中国は日本の在中国財産を自由に処理する権利をもつことを規定している。

この手続は条約署名諸国政府の中国に関するいろいろな立場の変更を意味するものでない。英国政府は、周知のとおり人民中央政府を中国の正統政府として承認し、今なおこの見解を維持している。日本の中国にたいする態度は当然条約の定める主権独立国としての権能を行使して日本自らが決定すべきものである。条約はこの重要な原則を阻害しないようにつくられている。

この解決は諸政府間に長期にわたり気づかваしい協議を重ねた結果生れたものである。英国政府は現在の困難な事態のなかで唯一の可能な解決としてこれを是認するのである。

条約は、また、日本の台湾および澎湖諸島にたいする主権の放棄を規定する。条約自体はこれら諸島の将来を決定していない。台湾の将来はカイロ宣言に言及してあるが、この宣言はまた不侵略と領土不拡大の原則とともに朝鮮に関する規定をふくんでいる。中国がその行動をもつてこれらの規定と原則を受諾するものなることを示すまでは、台湾問題の最終的解決に到達することは困難であろう。適当な時期に国際連合憲章の目的および原則にしたがつて解決を発見しなければならない。その間、しかし、日本と平和条約を結ばないというのは間違いである。そこで対日平和条約のなかには日本の主権放棄を規定するにとどめるのが妥当なやりかたであろうとの結論に到達した。

条約の領土条項全部について今わたくしが詳説することを各位は期待されたいと思

う。これらの条項はポツダム宣言の規定を基礎にするものである。ポツダム宣言の規定は日本の主権が四大島と後日宣言署名国の決定する諸島に制限されることを規定している。琉球諸島と小笠原諸島については条約はこれらの諸島を日本の主権から切り離さない。条約は北緯29度以南の琉球諸島にたいする合衆国管治の継続を規定する。すなわち日本に至近の島々は日本の主権のもとに残るばかりでなく日本の管治のもとに残ることになる。これは、日本本土にきわめて接近しそして現在ソヴィエト連邦によつて占領されているも一つの主要な群島である千島列島にたいする日本主権の完全放棄の規定と顕著な対照をなすものである。われわれは千島列島にたいする日本主権の放棄に合意したが、より南にある琉球諸島と小笠原諸島に関する規定を非難する人たちはこの比較を銘記すべきであると思う。

条約は日本の再軍備をなんら制限しない。従前の条約に規定されたこの種制限の経験に徴すると、時日の経過につれてこれら制限は死文になつてしまつている。まことに、これら制限は所期の結果を達成しえなかつたばかりか最も危険な形の国家主義の根原となつている。

くわうるに日本の輸入原料への依存は、予見しうる将来、日本が平和に脅威をあたえるまで再軍備することを不可能ならしめるに相違ない。

それどころか、今日の問題は日本の再軍備にあるのではなく日本の防衛にある。今日、日本はなんの武器ももたず警察以外なら軍隊をもたない。で日本にたいし侵略が企図されれば日本は侵略に抵抗できない。この条約で日本は国際連合憲章第2条に定められた義務を受諾する。同時に連合国は日本が憲章第51条にいう固有の個別的または集団的自衛権を有することを認める。

現在、日本が合衆国と自発的に防衛条約を締結しこの条約によつて日本領土の防衛のため日本とその近辺に軍隊を維持し日本の安全を保障するよう提案されている。

このような条約は、もちろん、日本がふたたび近隣諸国にたいする危険となるまで日本の軍隊をつくりあげる意図が合衆国側にあることを示すものではない。英国政府は、このような意図のないこと、および、日本合衆国間取極の目的が日本自体が侵略の犠牲になることを防止するにあることを完全に得心している。日本にたいする侵略の可能性を勘定におくことができたならそれが望ましいことであつたろうが、昨年北鮮の犯した侵略それから侵略者に与えられた精神的物質的支援をみると日本の防衛が実

際重要な問題であると考えずにはいられない。

条約案の規定は、主要連合国間の戦時の協定にしたがつて、アジアおよび太平洋地域で日本が獲得していた特別の地位を奪っている。これにともなう必然の結果として上記戦時協定の根本的意図にしたがい、第1次大戦で日本が主たる同盟国の一つとして獲得したヨーロッパおよびアフリカにおける政治的優位を剥奪する規定をあとのほうに設けた。

しかしながら、この11箇月にわたる交渉の間、われわれは、もし日本が戦前の帝国と世界的地位から獲得した実力と威力をもたないで自由諸国民の社会に復帰しなければならぬとすれば、日本は自由に貿易できなければならないという事実を一刻も見失なわなかつた。われわれは日本は健全な経済を維持しその増大する人口に合理的な生活水準を与えなければならないと考えた。で、英国は太平洋戦争に参加したすべての国と平和条約は日本の産業または通商にたいしなんらの制限も規定してはならないということに完全に一致した。戦前英国産業が直面しなければならなかつたはなはだ過酷なそして有害な日本の競争を想起して平和条約を利用してわれわれの地位を擁護しているという向きがある。これは本当でない。また、かような制限は課されていない。英国で日本の競争復活の英国経済にもたらす危険について憂慮の声がしきりとあげられたことは事実である。この憂慮は広くひろがり、かつ、本当に感じられている。しかし、平和条約に経済的制限を設けることは不適當であろうと認めた。

条約の前文・通商関係条文付属第一宣言（多数国間条約に関するもの）はいつしよになつて日本を自由国としてふたたび平等の立場で他国とその貿易関係を規律する地位においている。国際的に承認された公正な貿易慣行を順守し、かつ、世界貿易を規律するに役立つ多数の重要な国際約定および条約に参加する旨の日本の意思表示があるからその結果として条約に制限を設けるよりそうなるものと思つている。

条約案の賠償条項もまた生存力尊重の原則を実行している。占領6箇年間日本は財政的負担であつてその間に日本に不可欠な食糧および原料の輸入のために合衆国政府は20億ドル以上を支払つている。そこで条約案は、日本が衡平上侵略戦争でひき起した損害と苦痛にたいして賠償を支払うべきであるとの原則をのべつつ、日本が健全な平和愛好国として発展しつつべきものとすればじゆうぶんな賠償はできないことを認める。

これは政府として難しい決定であつた。さきに申しあげたように、アジアにおける英国の領土は多くの他国の領土と同じく損害をこうむつたが、その大部分はまだ補償されていない。なにかが手にいることを希望して日本に賠償の支払を請求することは容易であつたかもしれない。しかし、これは近視眼的政策であつてわれわれと日本の間に永い恨みの種をつくることになるにちがいないと結論した。

しかしながら、現実的に評価して日本はできるとわれわれの信ずる賠償をなすべきであるということに一致した。第1に、日本は、請求があるときは、領土を侵略した連合国にたいしても日本の占領によつて生じさせた損害の修復に援助を与える。条約案は連合国人の在日連合国財産およびすべての財産的権利の回復を規定する。これらが破壊され、または返還不能の場合には補償することを日本政府は約束する。最後に、条約案は各連合国にその領域内にあるすべての日本財産を差押える権利（ある種の慣行的例外にしたごうことを条件とする）を与え、かつ、中立国および旧敵国にある日本財産の売上金から日本の捕虜となつた者のうけた苦難にたいし償いをするという日本の意思を明らかにする。

主要な政策決定を具現する条項とは別に、条約当事国間の貿易・財政関係を確固たる基礎のうえにおきなおすことを目的とするたくさんの条項がある。日本の対外債務・連合国の工業所有権および著作権・開戦時係争中の連合国人日本人間訴訟に関する条項がその例である。

戦争は国際貿易と通商を完全に破壊する。で、平和解決に当つて貿易・通商の再開を規律する一般的規則を設定するのは正しいと思う。だから、英国は平和条約関係書類の一つとして回付された議定書の提案者となつた。議定書の最初の3節は、イタリア平和条約第16付属書の先例にしたがい同じ原則にもとづき日本と議定書署名に決定する対日交戦国の間で契約・時効期間および流通証券を規律する規則を規定している。DとEは戦争で影響をうけた保険契約に関するすべての懸案事項の日本保険会社および連合国保険会社による解決の手続を規定する。この議定書が時日と金のかかる訴訟の必要を取り除いて、国際貿易の円滑な運営にとりきわめて重要なあの信頼と債務履行意思という基礎を回復するのに実質的に役立つよう希望する。

英国は伝統的に日本問題に特殊の関心をもち日本国民に特殊の同情をもっている。この伝統は不幸にして最近20年の出来事によつて破壊された。にもかかわらず、わ

れわれは偏見からの圧力を排除し理性と友情の発展に信頼を措こうというここに集参した連合国の意識的決定とともにこの厳肅な会議が英国の日本にたいする往時の関心と同情の絆を更新する機会をわれわれに与えてくれるにちがいないと信ずる。

われわれは、日本がこの条約の発効と同時にその独立主権の行使を再開する場合に日本の直面し解決しなければならない諸問題を過小評価してはならない。しかし日本は力づよい有利な地位をもっている。日本はその国民の偉大なる性格をもっている一かれらは、今や、自由にその全部を建設的事業に捧げることができる。多年にわたり日本に悪政を行ない伝来の制度を巧に操作して自己の野望を充たした軍国主義者の徒党は去つた。日本は日本人の性格にしみじくも適合する天皇制の保持に成功した。日本は数年にわたる敗戦と占領のなかから民主主義的形体にみずからをよく適合させることによつて強くなつて出現した。日本は占領の指導のもとに自由世界の自由な進歩的な思想との接触を再開することができた。

平和解決から真に民主日本が生れるようにというのがわれわれの希望である。そうなるだろうとの保証はないことをわれわれは知つている。その程度において平和条約は必然信頼—われわれは正しいと信ずる信頼であるが一の行動たらざるをえないようなことが起こるにせよ、連合国はいか所期の目的を達成するため最大の努力をいたした。われわれの前にある条約で、連合国は、われわれが世界の自由・平和愛好諸国の間で日本の正当な場所であると考えるところに日本が復帰するのを援助すべくかつて敗戦敵国に課せられた最も寛大な平和解決を日本に与えたことになるであろう。日本の多幸を祈る」

グロムイコ全権の演説

「ソヴィエト代表団は、冒頭対日平和条約問題の重要性を強調する必要があると思う。この問題の重要性は、この会議に代表されている多くの国々が、中華人民共和国—その人民は長期間にわたりその領土に侵入した日本侵略者にたいし徒手闘わざるをえなかつたのである—は言わないとして、日本の侵略の対象であつたという事実から理解できる。

1931年日本軍は満州に侵入した。満州—日本のためアジア大陸におけるその後の侵略拡大のための軍事基地に転換された—の6年にわたる占領の後、軍国主義日本

は1937年中国中央部に侵入し中国の生命にかかわる重要な中心地点を占領した。中国人民は日本侵略者にたいする抗争で人的にも物的にも手ひどい損害をうけた。

中国人民は、日本の侵略にたいするこの抗争において自国の独立のために戦い、自らこの侵略にたいする抗争の矢面に立つて、日本軍国主義者にたいする抗争に貴重な貢献をなし自由愛好諸国の最終的勝利を促進した。

13年前軍国主義日本がウラジオストック地方ハサン湖でソヴィエト連邦に侵入したことは周知の事実である。適当反撃をうけたけれども日本軍国主義者はソヴィエト連邦にたいする侵略計画を放棄しなかつた。1939年日本の侵略的軍隊は他の地点すなわち外蒙人民共和国ハルヒンゴルでソヴィエト領土に闖入すべくくりかえし攻撃をくわえてきた。

この度も、ソヴィエト連邦の軍隊によつて当然に撃退されたにもかかわらず日本軍国主義者は、周知のとおり、ソヴィエト連邦に関する侵略計画を放棄せず、ソヴィエトの極東地域の奪取を目的としている事実をかくさなかつた。

インド・ビルマ・インドネシア・フィリピンをふくむアジアおよび極東における他の多くの国々は日本の侵略から損害をこうむつた。

最後に合衆国の人民もまた日本の侵略がなにを意味するかを知っている—アメリカの太平洋海軍基地パールハーバー攻撃はなおかれらの記憶に新しいからである。この合衆国にたいする攻撃は日本の侵略の範囲を拡大した。この攻撃後日本軍国主義者はアジアおよび極東における多くの国々を侵略した。拡大された戦争はアジア全体をおうた。ほとんど15年におよんでアジアおよび極東における国々がつぎからつぎへと日本軍国主義者によつて攻撃された。日本の侵略者から攻撃されたアジアおよび極東の国々の独立を救い極東に永続可能の平和を確立するための条件をつくりあげるためには列国が共同の努力をふるう必要があつた。アジアおよび極東の多くの国々は国家独立のため日本軍国主義者と戦つて大きな損害をこうむつた。

これらのことは日本侵略者の敗北の結果つくりだされた条件を活用し極東に平和を確立すべき好機であることを示すものである。この事実に基づかれ、ソヴィエト連邦はこれまでくりかえしこの事業を達成するための实际的措置をとるよう提案した。近年対日平和条約の締結を促進すべきことを提案した。ソヴィエト連邦がつねに平和は諸国民の利益に合致し一部の貪欲な帝国主義者のみを利益するものでない民主主義

的なものでなければならぬとの事実から出発し今も出発していることは申すまでもない。平和は平和愛好国とくに日本の侵略の対象となつた諸国の正当な請求を現実充足するものであるべきであり日本の侵略国としての再生を許すようなものであつてはならない。

だから、われわれは、日本の軍国主義がふたたび台頭することを許さず、そして、アジアおよび極東のすべての国に平和と安全を確保するような平和条約・平和解決を考えねばならない。

これには日本の侵略から損害をこうむつた国々ばかりでなく他国・他国民にたいする侵略戦争に自国民をひきずりこんだ日本軍国主義者共がおかした犯罪の償いをしてい日本国民も利害関係を有するのである。日本国民の国家的利益は日本と他国とくに近隣諸国との間に平和的關係の存在することを必要とする。

ソヴィエト代表団は対日平和条約問題の重要性を指摘する必要があると思う。ただし本会議参加者すべてが必ずしも日本軍国主義者共が情勢を利用してふたたび日本を侵略の途へと導くのを阻止しようとする希望を表示していないからである。おまけに、会議に提出された米英対日平和条約案は条約案起草者が日本軍国主義の再生のため途をひらき日本をふたたび侵略と軍事的冒険の途へと押しやりたがつていることを明らかにしている。

なによりもまずこのことは合衆国についていえる。合衆国の対日政策は合衆国政府が独自の対日計画をもつており、そして、その計画は真の対日平和解決と、また、極東平和の維持および強化となんら共通するものがないことをじゅうぶんに証拠だてている。

対日平和条約問題を考察するに当つて、まず、この条約の基礎となるべき原則はなにか、日本がふたたび侵略国家となるのを防ぐにはどういう規定を設くべきか、日本の運命がふたたび軍国主義者—かれらはすでに日本で頭をもたげ公然恥じることなく復讐計画を叫んでいる—の手中に落ちないようにするにはどういう規定を設くべきか、の問題がおこる。

会議参加国が周知の日本関係国際諸協定に規定されている原則から発足しこれが履行として日本の軍国主義の再生禁止を規定するならば、この問題は立派に解決できる。日本関係国際諸協定とは、とくに、1943年のカイロ宣言・1945年のポツダム

宣言と1945年のヤルタ協定である。これらの協定によつて合衆国・英国・中国およびソヴィエト連邦は対日戦争の終結と対日平和解決と日本の平和愛好の民主国家への改造について特別の義務を負担した。

日本関係国際諸協定とは、また、連合国が日本をふくむ敵国との単独不講和を約束した1942年1月1日の連合国宣言および対日戦争終了後ソヴィエト連邦・英国・合衆国・中国・フランス・オランダ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・インド・フィリピンから成る極東委員会の採択した降伏後における日本にたいする基本政策に関する諸決議である。

1945年のポツダム宣言とこの宣言にしたがつて極東委員会の採択した降伏後における対日基本政策に関する決議が日本の軍国主義の根絶と日本における軍国主義の再生を許すような状態の阻止を規定していることは周知知られている。1947年6月19日の極東委員会「降伏後の対日基本政策」決議は、たとえば、日本に厳重な軍備制限を課している。

ポツダム宣言は「日本国民を欺瞞しこれをして世界征服の挙にいずれの過誤を犯さしめたる者の」権力と勢力を除去する必要を指摘している。また、日本が再武装し征服の途を歩むことを阻止する措置をとる必要を表明している。

日本に関する列強の協定は日本軍国主義の除去と日本の侵略から最大の損害をこうむつた隣邦諸国をふくみ他国国民と正常の関係を保持できる平和愛好の国への改造を規定している。日本の侵略の反復を許さず日本と他国の間に平和な関係を樹立しようと現実に希望するものはこの目的を支持せずにはおれない。

このように日本の非武装化は対日平和条約の解決しなければならない主要任務の一つである。これは、第一に、対日平和条約が日本の軍隊一陸・海・空の一の力を制限する規定を設けねばならないことを意味する。日本の軍国主義者が他国にたいする侵略を準備して龐大な陸・海・空軍をつくつたことはよく知られている。パールハーバー攻撃の前夜、日本軍は3,200,000の兵員をようしていた。1945年8月の降伏時に日本軍の兵力は約6,000,000に達していた。日本軍国主義者が占領した満州地域に駐屯した日本の精鋭部隊たる関東軍はほとんど百万に達した。

いうまでもなく、この過度に膨張した日本軍隊は労働人口の略奪てう犠牲をはらつて維持されたものである。日本軍国主義者は、侵略協同者ヒットラー下のドイツの例

にならつて、全國民の奴隷化を目的とし、日本國民の至上の利益など意に介せず重税にあえぐ農民と労働者にたいする圧迫をさらに加重し金をしぼりあげ戦争を用意し、やがて戦争をした。

対日平和条約を準備し締結するに当つては、日本の軍国主義の再生にたいする保障、日本が侵略をくりかえす可能性を除去する保障を設定する問題を解決しなければならない。

平和条約締結後全占領軍が日本から撤退し日本領土が外国の軍事基地として使用されてはならないこというまでもない。平和条約にこの趣旨の明確な規定がないことは、日本の主権回復をもたらすべき対日平和解決の目的自体に矛盾し、また、極東平和の維持のためにならない。

上述の連合国間協定は日本の民主国家への改造を規定している。ポツダム宣言には「日本国政府は日本国民間における民主主義的傾向の復活および強化にたいする一切の障害を除去すべし」と直接いつてある。また、「言論・宗教および思想の自由ならびに基本的人権の尊重」を確立すべきことがいわれている。極東委員会の「降伏後における対日基本政策」に関する決議には「日本国民は個人の自由にたいする欲求ならびに基本的人権とくに信教・集会および結社・言論および出版の自由の尊重を発達させるよう奨励されるべきである。民主主義的な代表機関を組織するよう奨励されるべきである」といつてある。

これが対日戦争中連合国が設定した第二の主要任務—日本の民主化の任務である。この任務設定の目的は明白である。軍国主義日本は反動者の徒党によつて支配された。政治・社会生活全部がこの徒党とこれを支持する日本大財閥の一三・三井その他の支配のもとにあつた。したがつて、日本非武装化の任務がこれに伴つて生れてくる。日本軍国主義再生の阻止は日本の政治・社会生活の民主化の任務・国の運命が—団の反動的軍国主義者の専断にかからないような民主的秩序を日本に確立する任務と密接に連結する。

これは、対日平和条約が日本国民の間における民主的傾向の再生と強化の必要・日本の民主化の必要に関するポツダム宣言その他連合国間の決議に表明された諸原則の履行を規定する条項をもたねばならないという意味である。

対日平和条約の作成に関連して重要なのは日本經濟の發展の問題である。過去にこ

の経済が軍国主義者共に奉仕したこと周知のとおりである。その発展は日本の工業と農業が戦争の必要を充足するようにすることを志向した。戦前・戦中を通じ日本経済の一つの特徴は日本国民の緊要なる需要を阻害する経済の軍事化であつた。工業と農業の基本的資源は武器と戦略物質の生産のため使用され一般人民の需要を充たすためには使われなかつた。

これは、対日平和条約が日本の軍備の制限と日本経済の軍事化の禁止を規定する条項をもたねばならないという意味である。同時に、平和条約は日本の平和産業の発展の途をさまたげてはならない。この原則はすでに合衆国・英国・中国・ソヴィエト連邦の署名したポツダム宣言にうたわれている。

このポツダム宣言の原則から発足して、ソヴィエト連邦は、1948年9月、極東委員会に日本の軍事産業の復活と建設の禁止およびこの禁止にたいする適当な監督だけでなく日本国民の需要を充たすための平和産業の復活と発達ならびに日本の平和産業の必要に応ずる他国との貿易の発達にたいしてなんらの制限も設けてはならないという趣旨の提案を行なつた。

さきに合衆国政府がサーキュレートした平和条約案にたいする1951年5月7日の覚書でソヴィエト連邦は上述の原則に立つて平和経済の発達について日本になんらの制限も課せず、また、日本の他国との貿易についてすべての制限を撤廃すべきであると強調した。日本の平和産業の無制限の発展と対外貿易の発展を規定するのは極東平和の維持と日本・他国間、とくに隣邦諸国との間の善隣関係の樹立ばかりでなく日本国民の利益にも合致するものである事実を襍述する必要はあるまい。このような日本経済の発展ははじめて日本国民の前にその福祉改善の機会をひらくであろう。

対日平和条約にこの種条項をふくめることに反対するのは日本経済をしめ殺し日本経済を外国の独占事業の利益に依存せしめようとする者だけが思いつくのである。かかる反対はまた将来日本経済の発展を日本国民の平和的需要の充足ではなく、日本の他国との正常な経済関係の強化ではなく、日本経済をある大国がひそかにいだいている極東における新しい戦争計画に日本経済を適合させるため日本を軍事化することに努力しているものが思いつくものである。

日本の健康な平和な産業は日本の占領で損害をこうむつた諸国の正統な請求を容易に充たすであろうし日本の侵略がひきおこした損害に補償を与えるであろう。日本に

とつてもこうするのが米英案に規定してあるように日本国民の労働力を直接使用して損害を支払うよりずっと容易であろう。草案にふくまれている提案の動機は理解するに難くない。それは日本労働者・農民の低廉な労働力を、この奴隸的損害賠償方式が生産力の相当部分を流用するものである事実を無視して、使用しようとする希望にであるものである。それは、受けた損害を日本から補償してもらおうと正当に要求しつつある労働力過剰諸国の利益にならないで日本人の低廉な労働力を犠牲にして利益をえようとしているある大国を利するものである。

対日平和条約は、当然、対日平和解決と関連する幾多の領土問題を解決しなければならない。この点についても合衆国・英国・中国およびソヴィエト連邦が特別の義務を負っていること周知のとおりである。これらの義務はカイロ宣言・ポツダム宣言およびヤルタ協定に輪郭が示されている。

これらの協定は中国、今は中華人民共和国である、その中国から切りとられた領域にたいする絶対争う余地のない権利を承認している。台湾・澎湖諸島・西沙群島その他の中国領域のごとき中国から切りとられた中国本来の領域が中華人民共和国に返還さるべきであることは争うべからざる事実である。

現にソヴィエト連邦の主権のもとにある樺太南部およびこれに近接する諸島ならびに千島列島にたいするソヴィエト連邦の権利も同ように争うべからざるものである。

だから、対日平和条約の作成に関連し領域問題を解決するに当つては、日本が武力をもつて獲得した領域にたいする諸国の争うべからざる権利から出発すべきものとするならば明瞭を欠くようなことがあつてはならない。

以上が、既存の国際協定にしたがつて、対日平和条約の基礎を構成し、しかしてその履行が極東における恒久平和の確立を意味する、主要な原則である。

米英対日平和条約案が日本に関する当該連合国間協定に大綱を定めてある原則にどの程度適合しているか、したがつてどの程度極東平和の維持のためになるかの問題が生ずる。

これに関連して、まず第一に、この草案が日本の侵略国家としての再生にたいする保障をふくんでいるかどうかを問題とするのが妥当である。遺憾ながらこの点についてなんらの保障もない。日本軍国主義の再生にたいする保障がないことは日本の軍隊の数量にたいしなんら制限を設けていないことから解かる。同時に、周知のとおり第

二次大戦後他の国と結ばれた平和条約、たとえば対イタリア平和条約はこれらの国の兵力を制限する明確な規定をおいている。しかるに、日本は、この点について、そうする理由がないにもかかわらず他の国と比較して特権的地位におかれようとしている。

かくて、米英草案は、極東平和を確立し日本の侵略がくりかえされないことを保障しうる真の対日平和条約作成の基礎をなす原則に全く矛盾している。

また、この草案は、極東委員会の決定に矛盾する一同委員会は早くも1947年上述「降伏後における対日基本政策」に関する決議において、「全面的な武装解除・戦争能力を日本から奪うことを目的とする経済的改革・軍国主義的勢力の除去・戦争犯罪人にたいする厳重な処罰をふくみ、かつ、厳重なる管理の期間を必要とする措置によつて日本の物質的および精神的非軍事化の任務を完了すること」を規定しているのである。この決議は極東委員会の全員（オーストラリア・カナダ・中国・フランス・インド・オランダ・ニュージーランド・フィリピン・ソヴィエト・英国・合衆国の一致で採択されたのである。米英対日平和条約草案の作者は、極東委員会の決定は平和条約の締結までの期間だけ有効であるといつて、この事実の重要性をできるだけ小さくしようとしている。しかし、このような企画が全然無力であることを明らかにするのは容易である。この決議が「戦争能力を日本から奪う」べき措置の大纲を直接規定していることを指摘すれば足るだろう。この事実が極東委員会の決議が戦後の全期間をカバーすることを明示するものである。

米英対日平和条約草案は、各種軍国主義的団体の再建・陸海空軍基地の建設と拡大・旧日本兵器廠の拡張近代化において現在の合衆国占領当局の慣行を踏襲するものである。日本の産業はますます武器および戦略物資の生産に転換されつつある。日本の物的および人的資源は合衆国によつて国際連合の名のもとに不法に行われている朝鮮軍事干渉にひろく使用されつつある。

合衆国政府が日本で執っているすべての措置ならびに現に審議中の米英対日平和条約草案は合衆国政府が日本の侵略国家としての再生を阻止すべき旨の他国とともに負っている義務を無視するものであることを示す。合衆国政府は日本軍国主義の再建—極東における真の平和の確保に真実関心をもつ諸国はこれに断固反対せざるをえないのであるが—にかけごとをしている。

このように米英草案は、対日平和条約の作成に当つて主要目的の一つであるべきに

かわらず、日本軍国主義の再生にたいする保障・軍国主義日本の侵略から損害をこうむつた諸国の安全の保障を全くふくんでいない。

米英草案は、極東平和の維持となんらかかわりのない目的をもつ合衆国の庇護のもとにつくられた軍事ブロックへの日本の参加を規定する。条約草案に日本の他国との軍事協定の締結を規定する条項を挿入することによつていかなる目的を追求しているかは周知のところである。合衆国政府は平和条約自体で合衆国との軍事協定の締結を予断し日本を平和条約締結と同時に合衆国の軍事基地としようとしているのである。

合衆国政府は日本軍国主義の再生を阻止し日本の侵略から損害をこうむつた諸国の将来の安全を確保する任務を日本と軍事協定を締結するそれにすりかえようとしている。このような協定の締結が日本をさらに軍国主義再建の方向へ押しやり、日本国民の国家的利益を無視して近隣諸国にたいし新たに軍事的冒険を準備している日本の軍国主義者共の活動をさらに助長するであろうことは理解に難くない。

米英平和条約草案は日本にその近隣諸国なによりもまずソヴィエト連邦と中華人民共和国にむけられた軍事ブロックに参加の義務を強制している。米英平和条約草案の規定する軍事協定には中華人民共和国やソヴィエト連邦のような国々の参加が除外されている事実からこのことは解かる。

この要件—その目的は現時点において合衆国を首領とする軍事ブロックへの参加義務をもつて日本の手足をがんじがらめにしばろうとするにあるのだが—の本質は日本の「個別のおよび集団的自衛」権利に関する虚偽の文言でもつてかくせるものではない。けだし、日本にたいし近隣諸国からの脅威はなにもないからである。かかる情勢のもとで自衛を口実に日本の軍事ブロック参加の必要を云々する根拠はない。日本の自衛のために推進するのだとの口実のもとに日本の他国との軍事協定および同盟参加の必要を云々することは、周知のとおり日本は数世紀にわたつてどの方面からも攻撃をうけたことがないのだから、いよいよもつて滑稽である。

明らかにこのようなことが云々されるのは、米英草案の作者が条約とむすびつけて日本をかれらの侵略的軍事ブロックへ追いこもうとする真実の目的について世論をどまかそうとしてなされているのである—けだしこれらの目的は極東平和の維持になんのかかわりもないからである。

米英対日平和条約草案の規定する日本の軍事ブロック参加強制は極東平和の確保に真実関心を有する国々に憂慮の念をいだかせずにはいない。

これに関連して日本領域からの占領軍の撤退および日本領域における外国軍事基地の建設防止について説明する必要がある。

周知のように第二次大戦後締結された平和条約には、イタリア平和条約をふくめて、平和条約の実施後なるべくすみやかにいかなる場合にも90日以内に占領は終了すべきことが明定してある。米英草案（第6条）は形式的にこの種の規定をもっている。しかし、同条は、「1または2以上の連合国を一方とし日本を他方として双方の間に締結されたもしくは締結される2国間もしくは多数国間の協定にもとづく、またはその結果としての」外国軍隊の日本の領域駐留の可能性をのべている。

この留保が90日以内の占領軍撤退に関する規定を意味のないそして明らかに同条の真意につき日本国民を欺むく目的に用られた空虚な文言にになってしまうこと明白である。その真の意味はすでに日本に協定—この協定のもとで日本は極東における合衆国の侵略計画による米国陸・海・空軍基地の建設のためその領域を提供することを前もって約束する—が押しつけられつつあるということである。

長い間合衆国政府と日本政府が平和条約締結後も米占領軍を日本領域に駐留させ米軍軍事基地を日本に保有させることについて交渉していた事実を知らないものがあるだろうか？この交渉の過程で日本政府が日本の政治・経済生活を現実に支配する合衆国政府から極悪無道な圧迫をくわえられている事実を知らないものがあるだろうか？

米英対日平和条約草案の領土条項については、ソヴィエト連邦代表団は本草案が中国領域の一部すなわち日本軍国主義者の強奪した台湾・澎湖諸島・西沙群島その他の諸島の返還をうける中国の争うべからざる権利を厚顔無恥にも破ぶるものであることをのべる必要があると思う。草案は日本のこれら領域にたいする権利放棄をうたうにとどまりこれら領域の帰属については故意にふれていない。現実には、しかし、台湾と澎湖諸島は合衆国によつて奪いとられており合衆国は審議中のこの平和条約草案でこの侵略行動を合法化しようとしている。ところでこれら領域の運命はきわめて明白である—これら領域は領主たる中国人民に返還さるべきものである。

同様に、南樺太およびこれに近接する諸島ならびに千島列島にたいするソヴィエト連邦の主権を厚顔無恥にも破ぶろうとして草案はまたこれら領域にたいする日本の

権利・権原・請求権の放棄をいうにとどまりこれら領域の歴史的帰属やこれらソヴィエト連邦領域にたいするソヴィエト連邦の主権を承認すべき日本の争うべからざる義務についてなにもふれていない。領土事項についてこのような条項を提案することによつてカイロおよびポツダム宣言ならびにヤルタ協定にそれぞれ署名している合衆国と英国がこれら国際協定で負担している義務の明白な違反の途をえらんだ事実については語らないで置く。

米英草案は琉球諸島・小笠原諸島・西之島・火山列島・沖の島島・南島島および大東諸島の日本主権からの除外と国際連合信託統治制度付託の口実のもとに合衆国の統治下への移転を規定する。しかし周知のとおり、これら諸島の日本からの分離は上記の連合国間協定にもまた戦略的に重要な地域にたいする信託統治制度につき決定をする権限をただひとりもつている安全保障理事会の決定にも定められていない。これは米英草案に定められた要件が専断的なものであり不法なものであることを意味する。

日本の民主化に関する規定を米英平和条約草案のなかに求めても無駄である。この点についても草案は対日平和条約が充足すべき要件を満たしていない。ポツダム宣言が日本を民主化することは必要であると明白にのべているにもかかわらず、こうである。さきに指摘した極東委員会の決議は「民主的代表的団体」を形成するよう、また、基本的人権を尊重するよう日本国民をはげます必要を云々している。この点に関する日本国内の現状については、占領の全期間を通じて日本の労働組合にたいする日本の民主的政党および著名なる民主主義的指導者にたいする日本言論界の進歩的団体にたいし圧迫がアメリカ占領当局の承認と直接の支援をえてくわえられた事実から察知することができる。

同ようにこの草案は、日本で各種の軍国主義的・全体主義的団体その他同種の団体—これらの再生の危険はすでに多くのかかる団体が公然活動しているところから解かるように真実の危険になっている—をつくることの禁止をなにも規定していない。極東委員会の決定が「軍国主義および侵略の精神を表明する一切の団体は強力に抑圧されるべきである」とのべているにもかかわらず、こうである。これらのことから米英平和条約草案の作者がなにを目ざしているか、いかなる途を日本に強制してとらせようとしているか真剣に考えずにはおれない。米英対日平和条約草案を慎重に検討すると、この草案が日本軍国主義の再生—日本の侵略反復の危険を真実のものとする—の

みならずまたすでに日本を国家的破局にみちびいた軍国主義者と反動主義者をふたたび国家操縦の地位におこうと意図するものであることが明々白々となる。

最後に、経済問題に関する米英草案の条項を慎重に検討する必要がある。経済問題については、ある国とくにアメリカ合衆国が戦後占領期間中に日本で獲得した経済的特権の確保が主として留意されている。

草案は外国独占企業による日本経済の支配的地位の保持を詳細規定している。これは日本の産業・日本の海運・日本の外国貿易に関係しており、また、外国商社および法人の日本にたいする各種の権利および請求権を保証している。同時に、条約草案は日本のためにその平和産業・その外国貿易の自由な発展・その航海と造船の発達を確保するなんらの規定もおいていない。そしてこれは偶然のこととは思えない。だが日本の産業を鉄のグリップのなかにしかとにぎりしめ日本市場に外国製商品をはらんさせようとしているかは秘密ではない。

この草案には、ポツダム宣言に規定があるにかかわらず、日本が他国と平等の立場で原料を入手しうべきである旨の規定がさがしてもない。草案はこのような規定をもっていない。それは世界のあらゆる主要な原料をわがものとしようとしつつある合衆国と英国にとつて不利だから、ないのである。

こうして会議に提出されている米英対日平和条約草案は対日平和解決の目的に資するところ皆無であり、また、将来の日本侵略の再発にたいしなんらの保障をあたえないものである。

米英平和条約草案は言葉でなく行動をもつて恒久平和の確立と新戦争脅威の排除にくみするすべての国家を満足させないし満足させうるものでない。とりわけこのような草案はその国民が侵略の結果最もひどい損害をこうむり、そして、極東近隣諸国の平和的存在にたいし恒久的な脅威をはらみつつある日本軍国主義の復活を許しえないアジアおよび極東諸国を満足させないし満足させることができないのである。だから、米英平和条約草案が中華人民共和国・インド・ビルマその他の諸国から反対されるのはそのためである。

8月15日の声明で中華人民共和国中央人民政府は米英平和条約草案を正しく評価して「実際のところこの条約は真の平和条約でなく新たに戦争を準備する条約である」といい、また、「アジア諸国民にたいする脅威を構成し、全世界の平和と安全を

破りそして日本国民の利益を害する」といつている。

また、インド政府が「この条約の提案する解決は日本国民の間に不満の源となる以外なものでもありえず、また、極東において将来の不和と紛争の種を蒔くことになる」事実にかんがみ条約当事国になりえないとのべて米英条約草案を非難しているのは周知の事実である。

要するに、米英平和条約草案についてはつぎのような結論がひきだせる。

1. 草案には日本軍国主義の再建・日本の侵略国家への変化を阻止する保障がなにもない。軍国主義日本の侵略から損害をこうむった諸国の安全を確保する保障がなにもない。草案は日本軍国主義の再建のため条件をつくりあげ新たなる日本侵略の危険をつくりだしている。
2. 条約草案は現実外国占領軍隊の撤退を規定しない。反対に平和条約署名後も外国軍隊の日本領域駐屯と日本における外国軍事基地の保持を確保する。日本の自衛を口実に草案は日本の合衆国との侵略的軍事同盟参加を規定する。
3. 条約草案は軍国主義日本にたいする戦争に参加した国のいずれかにむけられたいかなる同盟にも参加してならない日本の義務を規定しないばかりか反対に合衆国の庇護のもとにつくられた極東の侵略ブロックに日本の参加の途をひらこうとしている。
4. 条約草案は日本の民主化・日本国民にたいする民主的権利の保障に関する規定をふくんでいない。このことは日本における戦前の全体主義的秩序の再生の直接的脅威を生ぜしめるものである。
5. 条約草案は中国人民の中国の不可分の一部—日本の侵略によつて中国から切りはなされた台湾・澎湖諸島・西沙群島およびその他の領域にたいする中国人民の正統な権利を明白に破っている。
6. 条約草案は合衆国と英国がヤルタ協定で樺太のソヴィエト連邦への返還および千島列島の引渡についてなした約束に違反する。
7. 多数の経済条項は外国の、第一にアメリカの、独占企業のためかれらが占領期間中に獲得した特権を確保することを目的とし、日本経済はこれら外国独占企業に隷属させられようとしている。
8. 草案は日本の占領から損害をこうむった諸国のこれらの損害にたいする日本の

補償に関する正統な請求権を現実は無視している。同時に直接日本国民の労働による損失の償いを規定して日本に奴隸的賠償を課している。

9. 米・英草案は平和の条約ではなくて極東で新しい戦争を準備する条約である。

米英対日平和条約草案が日本軍国主義の再建を防止する保障をふまなければかりか反対に日本の侵略国家としての再生の条件をつくりあげるものである事実を説明するのは難しいことではない。これは、米英草案作者の日本に関する計画が日本軍国主義の再建を防止し、日本侵略から損害をこうむった諸国の平和と安全を確保する任務となら共通するところがない事実によつて説明することができる。しかし、日本侵略からいちばん損害をこうむり、したがってその再発禁止にはいちばん利害関係をもつ諸国は対日平和条約の作成に参加することを妨げられた。しかもこれは、対日平和条約作成手続はソ・米・中・英・仏の5国外相理事会を設立したポツダム協定および同盟および連合諸国と戦争関係にある国との単独不講和を約した周知の1942年1月1日の連合国宣言によつて規定されている事実を無視してなされたものである。ポツダム宣言には外相理事会がとりわけ「平和解決の準備作業」のために創設されるものであること、および、当該平和条約を作成するに当つて「理事会は関係敵国に命令された降伏文書に署名した諸国の代表者をもつて構成すべきである」と明白にのべてある。

このように対日平和条約作成手続について明瞭を欠くところはどこにもない。国際協定にしたがつて負担した義務を口先きでなく実行で順守するものはこれらの協定に定められた対日平和条約作成手続を厳格に守らなければならない。米英政府が平和条約作成をじぶんたちの手中に取りあげ、今、他国に両政府作成の対日単独平和条約の締結を強制している事実は全く正当化しえないところである。

イタリア・ブルガリア・ハンガリア・ルーマニアおよびフィンランドとの平和条約が作成されたとき採られた手続はこの手続であつたことを思いおこす必要がある。このように、過去の経験もまたソヴィエト連邦と中華人民共和国一両政府は外相理事会に平和条約作成の任務を課する対日平和条約作成手続を厳格に守る必要についてくりかえしその見解の概要をのべてきたのであるが一の正当な要求を確認している。

対日平和条約の作成に当つては、他の諸国との平和条約が締結されたときと同じように日本と戦争状態にあつた他のすべての国々が参加しなければならない。ソヴィエ

ト連邦はこの点に関しすでに1947年12月30日の対中国書簡および1948年1月4日の対英書簡でその旨提案している。

対日平和条約作成発議権をせん奪した合衆国政府はその負っている義務に違反して断然外相理事会による平和条約作成に反対する。このような立場を擁護するため、外相理事会方式は平和条約の作成を閉ざしてしまうであろうとの論がなされている。しかし、このような主張に根拠のないことは明白である。このことは、外相理事会が4年も前上記5国と平和条約を結ぶことができた事実によつて立証されている。

平和条約草案を共同提案した米英政府はちがった途をえらび、当初からソヴィエト連邦と中華人民共和国双方を平和条約作成にいつさい参加一この参加なければ対日平和解決の成就是ありえないのである一させなかつた。ソヴィエト政府はすでに米平和条約案にたいする1951年5月7日の意見書、また6月10日の書簡においてこの事実に合衆国政府の注意を求めておいた。中国領土に侵入した軍国主義日本にたいし長期にわたり激しい戦争をたたかわざるをえなかつた中国人民はこの闘争においてきわめて重大な損失をこうむつた。したがって中華人民共和国政府は中国人民の意思を表明する唯一の正統代表者として対日平和条約の作成から排除することはできない。ソヴィエト政府は、この問題に関し中華人民共和国政府の関係声明とくに1951年5月22日および8月15日の声明に表明された見解と全く所見を同じうし、中華人民共和国が対日平和条約の作成と論議に完全に参加すべきことを主張するものである。米英にならつて対日平和解決にとくに利害関係をもつ中華人民共和国・インドおよびビルマの参加しない平和条約に署名しようとする国々にかかる不正不法な行為から生ずるであろう結果にたいし責任を負うものである。

このサン・フランシスコ会議が直面しなければならない事態はいかなるものであるか？

合衆国および英国政府は、中国が対日平和条約の作成と審議に参加しなかつたしまた参加していない事実を会議につきつけている。このような事態では極東における真の平和解決が達成されないこと明瞭である。公然かつ自由に正義の概念と諸国民間の平和にたいする願望を表明できる諸国民がこの立場に満足できようか？

インドとビルマは、米英草案を受諾できないとして、サン・フランシスコ会議参加を拒否した。アジアの主要国家たる中国だけでなくインドまでもが合衆国と英国によ

つて会議参加国に押しつけられようとしている対日平和条約草案の作成と審議に参加を排除されることになる。かような行為は草案作成者の信用を毀損し、また、かような政策は破産するにきまつているのではあるまいか？

ソヴィエト連邦はサン・フランシスコ会議参加を拒否しなかつた。米英草案について真実を公けにのべ、かつ、これにたいし実際極東平和に貢献し世界平和の強化に役立つ対日平和条約の要求をつきつける必要があるからである。

米英対日平和条約草案は対日平和条約の要件を充足していないのでソヴィエト連邦代表団は米英両国政府が会議に提出した平和条約草案につぎの修正をくわえるよう提案する。

(副議長 P. C. スペンダーはここで order, order と叫びソヴィエト代表は条約案に修正を提案されるのか？と尋ね、グロムイコ代表は「宣言をしている。わたくしの立場を防いでいるのです。わたくしは演説をする権利がある。つづけさしてもらいます」といつて言をつづけた)。

1. 第2条

(a) (b)と(f)に代えてつぎのように定める。

「日本国は満州・台湾島およびその一切の付属島嶼・澎湖島ならびに東沙島・西沙群島・マクレスフィールド堆・西鳥島をふくむ新南群島にたいする中華人民共和国の主権を認め、かつ、これら領域にたいするすべての権利・権原・請求権を放棄する」

(b) (c)をつぎのように修正する。

「日本国は樺太南半および一切の近接諸島ならびに千島列島にたいするソヴィエト連邦の完全な主権を認め、この領域にたいするすべての権利・権原・請求権を放棄する」

2. 第3条

第3条をつぎのように修正する。

「日本国の主権は本州・九州・四国・北海道ならびに琉球・小笠原諸島・西之島・火山列島・沖島・南鳥島・対馬島および第2条に示された領域および島嶼のぞき 1941年12月7日以前日本国に属したその他の諸島におよぶ」

3. 第6条

(a)をつぎのように修正する。

「連合国のすべての軍隊は条約発効後90日以内に撤退し、その後いかなる連合国または他の外国も日本領域内に軍隊または軍事基地をもつてはならない」

4. 第14条

(a)および(a)1をつぎの文章でおきかえる。

「日本国は連合国にたいする軍事行動ならびに連合国領域の占領によつて生ぜしめた損害を賠償することを約束する。日本国の支払うべき賠償の金額と源泉は日本国に占領された諸国すなわち中華人民共和国・インドネシア・フィリピン・ビルマがとくに参加すべき関係国会議で審議すべきものとする。この会議には日本国を招請するものとする」

5. 第23条

(a)と(b)に代えてつぎの項を挿入する。

「この条約は日本国をふくみ署名する国によつて批准されなければならない。この条約は日本国によつて、かつ、オーストラリア・ビルマ・カナダ・セイロン・フランス・インド・インドネシア・オランダ・外蒙人民共和国・ニュージーランド・パキスタン・フィリピン・英国・ソヴィエト連邦・中華人民共和国およびアメリカ合衆国のうちアメリカ合衆国・ソヴィエト連邦・中華人民共和国および英国をふくむ多数によつて批准書が寄託されたときにそのとき批准しているすべての国に関し効力を生ずる。その後に批准する国についてはそれぞれ批准書寄託の日に関し効力を生ずる」

6. 新条(第4章)

「日本国は日本国民の間における民主的傾向の復活および強化にたいするすべての障害を除去することを約束し、人種・性別・言語または宗教による差別なしに日本国の管轄の下にあるすべての者にたいし基本的人権の享有および表現・新聞・出版・宗教的礼拝・政治的信条および集会の自由をふくむ基本的自由の享有を保障するため必要なすべての措置をとることを約束する」

7. 新条(第4章)

「日本国は、政治的たると軍事的たると半軍事的たるとを問わず、日本国民の民主的権利の剝奪を目的とする全体主義的および軍国主義的団体の日本領域内における復活を許さないことを約束する」

8 新章（第3章）

「日本国は対日戦争に武力をもつて参加したいずれかの国を対象とするいかなる連合または軍事同盟にも参加しないことを約束する」

9. 新条（第3章）

「日本の陸・海・空軍備はもつぱら自衛のために必要な限度に厳に限らるべきである。この原則にしたがい日本国は下記の限度をこえない軍隊（国境警備隊および憲兵をふくむ）を有することができる。

(a) 陸軍、高射砲をふくみ総兵力 150,000人

(b) 海軍 総兵力 25,000人総トン数75,000トン

(c) 空軍 総兵力 20,000人

戦闘機および偵察機 200機

輸送・空海救助・訓練および連絡用機（予備機をふくむ） 150機

日本はもともと爆撃機（機内爆弾運搬装備付）として設計された航空機を所有しまたは取得することができない。

(d) 日本軍隊における中型戦車および重戦車は200台をこえてはならない。

(e) 日本軍隊の総兵力はいずれの場合にも戦闘員・補給整備員・事務員をふくむものとする。

10, 新条（第3章）

「日本国は日本国軍隊の規模を定めるこの条約第 条によつて維持することを許された軍隊の必要をこえる規模で国民を軍事訓練してはならない」

11, 新条（第3章）

「日本国は (i)原子武器ならびに その他細菌および 化学兵器をふくむ 大量殺人手段、(ii)自動または誘導ミサイルおよびその発射装備、この条約で許容された艦艇の平常の装備をふくみ水雷および水雷発射伝導装置を除外する、(iii)30キロメートルをこえる射程のすべての大砲(iv)自動感応装置による機雷または水雷、(v)いつさいの人間水雷を所有し製造し実験することを禁止される」

12, 新条（第4章）

「日本国の平和経済の要求にしたがつて平和産業を発達させまたは他国との貿易を発展させまたは原料を入手することについてなんらの制限も日本国に課されな

(100)

い。同ように海運を発達させまたは船舶を建造するについてなんらの制限も日本国に課されない」

13. 新条（第3章）

「1. 宗谷海峡および根室海峡（日本側海岸全部にわたつて）ならびに津軽海峡および対馬海峡は非軍事化されなければならない。これらの海峡は常にあらゆる国の商船の通過に開放しなければならない。

2. 本条第1項に掲げられた海峡は日本海隣接国所属の軍艦のみが通過できるものとする」。(注) (注2)。

(注1) グロムイコ代表の演説は所与の時間に言いたいことを言いつくそうとあせるもののように早口でまたつなぎめのはつきりしない陳述であつた。それに同時通訳の英語が代表を小走りに追つかけるといつた調子で英語としても出来のよくないものであつた。筆者は、今、その英語を全訳しながら当時の感想をふたたび新たにしたいである。

(注2) 散会前、インド政府の要請にもとづいて、合衆国政府は1951年8月23日付インド政府の対米回答とこれにたいする8月25日付対インド書簡を議場に配布した。両の文書についてはすでに前巻で説明した。

5 5日夜 第3回全体会議

チリとボリヴィアの代表が陳述を行なつた。ともに好意的な短いもの。チリ代表が条約案の安全保障措置を「正統かつ基本的なもの（エレメンタリー）」として支持し「この安全保障体制が日本の陸・海・空軍をもつて補完され日本が平和の再建という大事業のなかでその役割を果すことを希望する」といい、また、第2条(e)（南極地域）を重視する旨をのべたことを指摘しておけばいい。

6 6日午前 第4回全体会議

スペンダー副議長司会。サルヴァドル・ノールウェー・ハイティ・エジプト・ラオス・セイロン・キューバ・コロンビア・コスタリカ・トルコ・イラク・南アフリカ・ベルギーの12国代表が陳述を行なつた。

サルヴァドル代表は、領土割譲には住民のプレビシットを行うべきであるとの原則

(101)

を強調し、この見地から条約案第2条（領土条項）について意見をのべるとして、(1) (a)―朝鮮の独立―は正当である、(b)―台湾・澎湖諸島―侵略者たる中華人民共和国はこれらの併合を企んでいるが連合国の一部にこれを支持するもののあるのは遺憾である。かかる併合を認めると島民の大量虐殺をまねき、また、極東の平和を不断に脅かすこととなろう、(c)―南樺太・千島列島―対日平和条約の早期締結を可能にするためこの条項を受諾する。ヤルタ協定はヤルタ会談参加3国間の私的約束であつてサルヴァドール政府はこれからなんらの義務を負うものでない・日本の放棄はソヴェト連邦の「事実上の占領」を「法的な占領」に変更するものではない・条約署名に当りサルヴァドール代表団は日本のこれら領域にたいする主権放棄を受諾する。しかし、この受諾はこれら領域の将来をなんら毀損するものでないこと況やヤルタ協定の確認を意味するものでないことを宣言する、(d)―南太平洋諸島―、(e)―南極地域、(f)―新南群島等―これら条項を受諾する、第3条―南西諸島の信託統治―についてはこれら諸島と日本との間に存在する経済関係が日本とこれらの諸島の相互の利益のため保持されるよう希望する旨をのべた。また、中華民国の欠席を遺憾とし、条約第11条および第14条（連合国にその領域内の日本財産を没収する権利を認める条項は領域内に居住する者の私有財産の没収を禁止するサルヴァドール憲法第138条4項に違反するもので受諾できないとした）についてのぶところあつた。最後に条約署名に当り(1)サルヴァドールは第2条の日本による主権放棄を受諾するが、それはこれら地域の関係住民の自由に表明された意思に諮らず、また、これを尊重しない他国による事実上の占有を承認するものではないこと、ならびに、財産没収に関する条約規定のサルヴァドールにおける適用を留保することの二つの留保を宣言した。

ノルウェー代表は、ノルウェー政府は平和条約案の基本的構想に賛成で条約案を受諾する。しかし、(1)戦争中日本に捕えられ捕虜同よう苦役に従事させられたノルウェー船員が条約第16条（在中立国および旧敵国日本財産の国際赤十字委員会への引渡の利益に均霑すべきである。また、日本の捕鯨に制限を課さなかつたのは遺憾である。すでに濫獲によつておこっている事態をさらに悪化する恐れがある・日本がこの問題を自制と協力の精神をもつて取りあげるよう希望するとした。

エジプト代表は、

(1) 条約第2章で日本はもろもろの領域にたいする一切の権利および請求権を放棄す

るが、この放棄がたれのためなされるかは示されてない。これは民族自決の原則これら地域住民の希望を考慮にいれて国連憲章にしたがつて帰属の問題を処理する機会をもたうとする趣旨からでるものと信ずる。

(2) 南西諸島の信託統治については問題全体を国連総会に委せたがよかつたと思う。国際連合に問題が提起される場合第3条エジプト発言権は第3条についてその権利を留保する。

(3) 条約第6条(a)は後段の規定（2国間または多数国間協定にもとづく外国軍隊の駐屯）は、第5条(c)（日本の個別のおよび集団的自衛権ならびに集団的安全保障取極締結権の承認）もあることで、不必要である。

(4) 経済条項とくに第12条(d)（相互主義のもとにおける最恵国待遇の許与）はアラブ国家が他のアラブ連盟の一国に与えた、または、与えることのある特別待遇をうける権利を日本に与えるものでないことを明らかにしておく。

との趣旨をのべ全文を議事録にとどめるよう求めた。

セイロン代表は、セイロンだけでなく一般アジア人の日本の将来にたいする態度を表明することができると思うと前提し条約案作成過程における英連邦諸国とくにセイロン・インド・パキスタンのアジア3国の役割を説明し3国が日本を自由独立の国（アジア諸国民族にとつてかつての自由な強い独立日本は仰慕的であつた）たらしむべき努力した旨を説いたあと、セイロンは賠償を日本に求める権利はあるが、要求するつもりはない。偉大なる仏陀のいつたように「憎悪は憎悪によつて取り除かれない。愛によつて取り除かれる」からである。日本の自由に制限を設けようというソヴィエト連邦の主張に賛成しない。ソヴィエト連邦は南西諸島を日本に返還せよという。では、南樺太・千島列島を日本に返還してはどうか。ソヴィエト連邦は日本は基本的自由を享有すべきであるといわれるが、その自由はソヴィエト国民こそ欲しているものである。この条約は敗れた敵にたいし寛大であり正しいものである、日本国に友情の手をさしのべる。平和と繁栄のうちに人間生命の尊さを享受すべく手を携えてすすまう。

という趣旨で結んだ（注）。

（注） この演説の議場にいた日本人にふかい感銘を与えた。

ベルギー代表は、条約案の経済条項がやや明確を欠き往時の日本の世界通商における過当競争が再発しはしまいか懸念を示しつつ、連帯と国際協力と未来への信頼の精神から条約に署名する旨をのべた。

また、散会に先立ち、会議事務局はサルヴァドールの条約署名に当つての留保一陳述で明らかにしたもの一のテキストを議場に配布した。

7 6 日午後 第5回全体会議

カンボディア・チェコスロヴァキア・パキスタン・フランス・オランダ・ニュージーランド・ギリシャの7国代表が陳述を行なつた。

カンボディア代表は、賠償を固執する戦争犠牲者としてでなく平和条約案の精神を支持してサン・フランシスコにきた。条約に署名するといひ、

チェコスロヴァキア代表は、日本の大陸発展から第二次大戦の勃発そして敗北にいたる長年の歴史を略述した後、ポツダム宣言その他連合国間の協定は日本の健全な民主的発展を確保し平和条約の早期締結を準備することを目的としたが6年たつた今日なお条約が結ばれていないのはどうしたことか？1947年ソヴィエト連邦は対日平和のため四国外相理事会の招集と対日戦全参加国の条約作成への参加を提議したが終始合衆国の拒否にあつた。合衆国は既存の約束に反して自国に都合のよい途をえらび数度にわたるソヴィエト連邦の抗議にもかかわらず態度を変更しなかつた。

中華人民共和国政府も度々合衆国の遣り方に抗議した。ソヴィエト連邦と中華人民共和国は対日平和の早期締結のためあらゆる努力をしてきた。中華人民共和国の参加なくして対日平和を論ずるのは実に馬鹿げたことである。偉大なる中華人民共和国はその最初の成果を飢えたるインドの救済にあてた。史上中国人民は侵略者だつたことはない。中国はアジア最強の大国であり極東における平和勢力の代表である。長年月にわたり日本の侵略に抵抗し計りしるべからざる犠牲をしのんでついに日本帝国主義を破つた。中国は1942年1月1日の連合国宣言一単独不講和一参加国である。1943年10月30日の四国モスクワ宣言一戦争の遂行・平和の建設・戦後の国際協力組織一の署名国である。カイロ宣言（1943. 11. 27）で重要な役割を果たした。ポツダム協定に参加した。このような中国から対日平和の準備だけでなく平和条約案の起草に参加する権利まで奪うとは信ずべからざることである。中国の参加なくしては真の対日平和解決を達成することはできない。

中華人民共和国は合衆国の不法占領下にある台湾を除く中国全土を統轄し全民衆の信

頼をえ他の民主諸国と友好関係を結んでいる。会議招請状はこれを中国の「特殊事態」といつているが、これは全く正常な事態である一合衆国のお気に召さないかもしれないが。正常事態と認むべき時期はすでに到来している。現在植民地あるいは半植民地の状態にある地域でも中国人民の手本に刺戟されて遠からず同じようなことがおこるであろうことを覚悟しておく必要がある。

対日平和条約草案は合衆国の日本占領政策の理論的継続にすぎない。この草案で合衆国の目指すところは、軍事占領の継続と米国独占企業の経済的地位の維持拡大とソ連・中華人民共和国・アジア諸民族にむけられた軍事基地の維持・建設と新たな日本軍隊の建設である。合衆国は、日本占領の責めに任ずるに当つて、この占領それ自体の性格と関係国際諸協定から重要な国際約束を負っている。しかるに実際をみると、合衆国政府は不断にこの約束を無視し、周知のように当初、日本占領を独占しようとした。が、連合国の反対にあい1946年12月モスクワ会議で極東委員会と対日理事会の設置に同意せざるをえなかつた。しかし、当初から最高司令官マッカーサーはこれを無視した。最高司令官の政策は合衆国政府の政策を代表し政府の意思によつて行動した。かれの後任者も同じであつた。本年4月ダレスは東京で「マッカーサーの代表した政策はアメリカの政策でありアメリカの政策でありつづけよう」といつている。また、マ元帥の両機関にたいする態度については対日理事会英国代表 マクマホン・ボールの "Japan, Enemy or Ally" に詳しくしるされている（といつて具体例を示す）。6年にわたる合衆国の日本占領は、何故に合衆国が日本占領について他国と協力するのを希望しなかつたかの理由を明らかに示している。合衆国政府の政策は将来の対日平和解決に関する連合国間協定に根本的に違反するものであつた。1947年6月19日の極東委員会の降伏後における対日基本政策はなにひとつ最高司令官によつて遂行されるどころとならなかつた。

チェコスロヴァキアからみると、合衆国の対日政策と対ドイツ政策の間には危険な類似性があるように思われる。両国において合衆国は戦争と侵略の精神を再生せしめつつある。双方で警察力を増強しつつある。軍事工場撤去の約束に反し、双方で軍事産業が活動しつつある。双方で港湾が海軍基地になりつつある。非武装化の約束に反し双方で急速に再軍備がすすめられつつある。戦犯処罰の約束に反し双方で戦犯が釈放され合衆国の侵略計画のうちに新しい役割を与えられつつある。しかし双方で民衆はこうしたいき方に賛成していない。

さて、会議に提出された平和条約案は極東における平和解決の基礎の設定を目的とすると称する。国際慣行の通例にしたがえば、平和条約は戦争状態の終了と戦争によつて発生したすべての問題の終結という二つの目的を有する。しかし、それにくわえて平和条約は世界のある地域における一般国際関係の発展の基礎を設定しなければならない。したがつて対日平和条約案を評価するには同案が上述二つの基準にどう適合するかをみなければならない。また、条約案の言うところだけでなく言わないところを知ることが重要である。起草者は故意に極東諸国の平和と安全ならびに政治・経済・文化関係の平和・民主的発展の基礎をなす数多の重要な問題を除外している。すでにのべたように、ポツダム協定と連合国宣言を破つて条約案の作成から中国人民を除外した。条約案を四国外相理事会に提出しないで外交慣行として異例な方法をとつた。敗者に条約を強制した例はあるが、連合国に条約を強制するとは前代未聞。合衆国政府は条約案は連合国と協議のうえ作成されたものと称するが、ソヴィエト連邦についてそのしからざることは1951年5月7日の同政府の対米覚書に明かである。他の連合国についていえば多くは盲従であり、ある場合には合衆国の強圧に屈したものである。いかに長期にわたる外交交渉をもつてしても国際会議での論議に代えることはできない。一国の意見または提案について決定をくだすのは国際会議の権利であつてこれを一国がわがものとするとはできない。したがつて、対日戦争に参加したすべての国は対日平和条約の作成に参加する権利がありこの会議に参加するすべての国はその提案ないし意見を会議に提示し会議全体がこれを表決に付するよう要求する権利があるのである。

条約案作成の方法は有効な国際協定に違反するものであるが、さらに重要なのは条約案の内容に有効な国際協定に違反するものが数多くあることである。

実例を示そう。領土問題。既存の協定で最終的に解決された領土問題についてすら一言もしていない。千島列島・南樺太にたいする日本の主権放棄を云々するだけですでに合法に確立しているソヴィエト連邦のこれら地域にたいする主権を規定するところがない。台湾・澎湖諸島にたいする中華人民共和国の主権についても同じである。台湾にたいする合衆国の態度はとくに重要であり興味がある。条約案は台湾がどうなるか明言していない。当初から合衆国は明日に台湾に特殊な関心をよせていた。合衆国の台湾にたいする態度は中国・中華人民共和国・その政府・極東の平和および国際連合のもとにおける有効な国際協定ならびにとくに対日平和解決に関するその政策を反映している。台

湾は本来中国の領土であつてその母国復帰は中国人民が一丸となつて日本帝国主義と戦つた目的の一つであつたばかりでなくカイロ宣言・ポツダム協定で厳肅に闡明された国際義務である。1949年にいたつて中国解放軍が台湾を除く中国全土を解放し国府が台湾に逃亡するに及んで合衆国は台湾にたいする態度を変えその中国敵視政策は干渉から公然たる侵略へと移行した。朝鮮の内戦を口実に朝鮮と台湾の侵略をすすめた。今や、合衆国は対日平和条約をこの侵略を合法化するために利用しようとしている。朝鮮戦争を「局地化」するための「暫定措置」と称する台湾の占領および封鎖は合衆国の侵略計画のため無期限に長引くにちがいない。

合衆国の対日平和条約案は太平洋地域の平和と安全に関する合衆国の考えを示すも一つの例である。条約案は日本の侵略から生じた領土問題をほとんど未解決にしておく。平和条約と称するが実は戦争の終結を目的とするものではない。戦争を終結するとは戦争をおこした原因を取りさることである。ポツダム宣言に平和・安全・正義の新秩序建設の条件として定められた日本軍国主義の清算および日本の民主化についても条約案はなにも規定していない。基本的人権の尊重に関する規定もない。戦犯処罰の規定の代りにその赦免と救済を規定する。軍備制限も規定しない。これらすべてから、米国の平和条約案が極東諸国の平和的協力の基礎を設定しえないものであることはあまりにも明らかである。それは侵略と戦争の道具であつて平和解決のそれではない。その内容は合衆国の命令にいで合衆国はこれによつて中華人民共和国人民と極東の他の民主諸国と独立のため戦いつつある諸民族の解放運動とに対抗する新体制のなかに日本を組みいれようと全力をつくしているのである。

条約の経済条項は日本と非参加のアジア諸国の間に障壁を設け日本とアジア大陸間の通商経済関係を不可能にすることを目的としている。この結果、日本の経済は合衆国資本家の勢力下におちるであろう。条約の規定は合衆国の対日差別待遇また日本の他国にたいする差別待遇を可能にする。日本と大陸間の障壁は、中国および大陸諸国との経済関係が日本にとつていかに重要であるかを考えれば、いよいよ重大なものとなる。この重要な地理的・政治的事実を無視する条約は失敗に終わるにきまつている。これらすべてから、提案された平和解決が全く平和解決ではなくアジア諸民族の基本的利益に反するものであることが明らかである。それは、また、有効な国際協定に反し合衆国の政策の目的を追求するものである。

重要かつ偉大な問題を討議するつもりでここに来たのだが、きてみると中華人民共和国は招請されておらず、議事規則は強制された一民主的論議を容易にすべきものであるのにこの議事規則は堅くるしい胴衣にでもたとえようか。合衆国が国際協定にしたがつて日本の民主化になにを成就したかなど事実についてみる必要もない。敗者でないわれわれ主権国の代表までもがかような議事規則を合衆国に強制するのだから。

米英条約案は脆弱で論議という外界の空気にふれると崩れさるからか？会議主催者たちは議事規則の鉄条網で条約案を防衛した。今日、われわれは外交も形式と内容は合致するとの原則の例外をなすものでないことを知った。

会議には米英条約案しかでていない。対日平和条約はいかにあるべきか、また、米英条約案はいかに修正すべきであるか会議と世界は明瞭に聞いた。会議はまだ正道に復帰できる。ソヴィエト連邦の意見がある。その修正案は正しい平和解決の不可欠の条件をみたすものである。チェコ政府はこれを支持する。合衆国はなぜあらゆる建設的な提案に門戸を閉ざそうとするのか？その返答は4月28日の東京におけるダレス演説のうちに見出せる。ソヴィエト提案を審議しないならば会議の多数派は歴史的に重大な責任を負うことになる。会議参加諸国はソヴィエト連邦が条約案の作成に参加しなかつたけれども招請に応じて会議に出席し平和の維持に一その平和はダレスの求める「種類の平和」ではないだろうが一貢献しようとしていることを理解されると信ずる。なぜなら、平和には種類があるものではない。ダレスの求める「種類の平和」は平和ではない、戦争の準備である。今日の合衆国政策の特徴は「平和の恐怖」とでも呼ぼうか。平和解決にみちびくような提案はすべて合衆国指導者たちをパニックにおとし入れるようだ。最近、朝鮮についてマリック代表の発言は全世界に希望をもたらせた。ところが合衆国ではどうか。デューイーは7月3日ホノルルで「ソヴィエトがピース・ムーヴをするたびにわたくしはおびえる」といい、ワシントンでハリマンは「すでに朝鮮における休戦の望みからわれわれの努力を削減するよう要望するものがある。努力をゆるめれば破滅あるのみ」といつた。マーシャル將軍は……

と長広舌をふるい合衆国を罵倒したが、ここで議長から時間切れを告げられ議場騒然として演説がききとれなかつた。

……マーシャル將軍は“*It is very sad.*”といつた。昨日本会議で“*i.*”ソヴィエト役人がした“*i.*”ステートメントはたとえこの会議では討議されなくても全世界の人々によ

つて理解されるであろう、けだしかれらは“*i.*”ソヴィエト役人の“*i.*”ステートメントはソヴィエト連邦の強力な平和政策を代表するものであることを知っているからである。と結んだ。

パキスタン代表は、中国の会議不参加は遺憾であるがこれは中国代表につき連合国間に意見の相違があるためである。われわれは相互に自分の意見を他に押しつけることをしない。インドは条約案が苛酷にすぎるとし、ビルマは寛大すぎるとの理由で会議に出席していない。参加国の4分の1以上がアジアの諸国でありそのなかには日本軍によつてビルマがうけた損害よりもはるかに大きい損害をこうむつた諸国をふくんでいることを指摘し、また、回教始祖の「メッカの平和」の史実を説示して復讐・圧迫にかえ正義と和解の平和を提供しようとする条約案を支持する。中国代表や台湾の帰属について合意ができ日本が自己の安全を保持するに足る軍隊を組織し自立経済を実現するまで待つわけにはいかない旨をのべた。

フランス代表は、多数講和で満足しなければならないのは残念であるが戦後6年を経過した今日これ以上平和を延ばすわけにはいかない。条約案の精神は国連憲章の精神である。過去の歴史は過酷な条件を敗者に課した平和条約が例外なく失敗に終つたことを示している。この見地からフランスは条約案を支持する。しかし条約は大綱を定めたものであつてその実施にはさらに協定の締結が必要である一賠償とか戦前債務の処理とか将来の経済関係とか。フランスがインドシナ3国の会議招請を主張したのはこのためである。これら新興3国の防衛のため相互援助条約が結ばれてインドシナ地域の安定と平和が保持されるよう望む。われわれは衷心から平和を希望し戦争を排しヨーロッパならびにアジアにおいて努力を重ねている。われわれの誠実に信をおかず悪口と雑言をなすもののあるのは不可解である。2箇月後パリに集合する第6国連総会で日本もイタリアも加盟が認められることを望む、とのべた。

オランダ代表は、平和会議によらず個別的外交交渉で条約案を作成したことは己むをえなかつたと思うが条約案の内容には必ずしもすべて満足しているわけではない。前文にうたわれた指導精神やそれからくる日本にたいする軍事的または経済的制限の回避さらには賠償条項などに異論はないが、条約案は戦時日本占領軍のため刑務所または抑留所にぶちこまれたヨーロッパ在留民たちが物心両面においてこうむつた莫大な損害一私有財産にたいする損害のみで20億ドルに達する一をじゅうぶん考慮にいれていない。

オランダ国民は日本国民が善意と和解の精神からこの条約がじゅうぶん参酌しなかつたオランダの要望に応ずることを考慮してくれるよう希望したい。また、(1)条約案第9条(公海漁業)について同条所定の協定締結まで日本の漁業活動を制約する根拠を失うことになるのは一つの欠点である。日本の善意によつて適正な合意に達することを望む。(2)条約案第14条(b)(請求権の放棄)について同条の正しい解釈は各連合国による自国民の私的請求権の収用を意味するものではないと解する。国民の私有財産の収用または没収を禁止する憲法その他の法制のためこれは重要な問題である。(3)第16条(捕虜にたいする補償)について上述のインドネシアにおける文民被抑留者は少くとも捕虜と同等の待遇をうける道義上の権利がある。日本国民および政府が今後の交渉においてすすんでこの道義的義務に応ずるよう希望する、とのべた。

ニュージーランド代表は、日本の軍備にある程度の制限がくわえられることを希望したが、(1)制限とか制裁による過去の方式はつねに失敗したこと、(2)昨週米露両国と安全保障条約を締結したこと、(3)海外領土の喪失により日本の経済力が制限されるにいたつたことなどの理由から日本の国防力を制限することを断念するという危険をあえてとることにした。日本が各国からよせられた信頼を裏切らないよう衷心期待する、とのべ、ほこ先をソ連邦に転じソヴィエト連邦は日本を助けるため、平和を助長するためではなくただいたずらをするためサンフランシスコにきたのである。これまでなら詳細な提案も行なわないで、この最後の時間になつてこれを提出したのは宣伝のためにほかならない。また、かれらとして誠意を示したいなら、終戦後6年をへてなおようとして消息をたつている数十万の日本人捕虜の秘密を解けばよい。対日講和という複雑困難な問題を処理しようとする米国その他の誠意ある細心の穩健な試みに悪口雑言をはくのは満州の掠奪と千島列島の占領で大もうけした国の役柄ではない。などなどと勇敢にソヴィエトを責め満場の拍手を浴びた。

8 7日午前 第6回全体会議

シリア・サウジアラビア・ヴェネズエラ・ウルグアイ・ホンデラス・ニカラガ・カナダ・インドネシア・フィリピン・ルクセンブルグ・イラン・ペルー・ブラジル・グアテマラ14国代表の意見開陳が行なわれた。なべて条約案を支持した。

(110)

サウジアラビア代表は、条約案を支持しつつも同国政府が条約案第2章第2条・第3条・第4条、第3章第6条(a)、第4章の諸条とくに第12条(d)に関しエジプト代表が表明した見解と同じ意見を有することを声明した。

ニカラガ代表は、条約案を支持し条約案にたいするソヴィエト側の批判—カイロ宣言違反・条約起草に際し外相理事会の無視・中華人民共和国の排除・日本再軍備禁止条項の不在・占領終了後における外国軍隊の日本残留の5点—にたいし逐一反駁するところがあつた。

カナダ代表は、条約案は完全ではないがよい条約である。カナダは大西洋国家であると同時に太平洋国家であつて日本その他太平洋諸国と衷心友好的関係を希望する。平和を回復して日本国民とふたたび和解の精神をもつて接触することを欣幸とする。カナダは対日平和の早期達成を推進し協力した。日本占領の目的は達成されていた。条約案は占領がそうあつたように公正で寛大である。起草者合衆国政府とくにダレス代表と英国政府の労を多とする。カナダにとつて特殊の問題として、日加漁業条約の迅速な締結を期待し、また、日本が国際通商の公正な慣行を順奉するよう希望する。他国と同じく中国の会議不参加を遺憾に思う。しかし、その責任は北京政府にある。武力行使によつて無理やりに国連に加盟したり平和会議に参加することはできない。国民の勤勉・節約・教育・技術向上によつて日本はやがてアジアで大きな役割を演ずるであろうが、この役割が有益な進歩的な平和的なものであるよう念願する。日本の安全と発展への権利が大陸の隣邦によつて妨害されさえしなければ、それは可能である。この条約は日本のこの権利の条約署名国による承認を示すものである。また、日本国民の他国民との平和的協力のうちに自己の運命を開拓する能力にたいする署名諸国民の信頼を示すものである。日本を単なる米国の従属物とすることを避けた合衆国政府および国民の賢明さを示すものである。真理に到達する途はいろいろある。日本国民は、敗戦の苦い経験で、武力による眼前の勝利が勝利ではなくして圧迫的惨害の到来をひきのばすにすぎないものであることを知つた。日本の大陸隣邦がこの教訓に学ぶところあるよう望む旨をのべた(注)。

(注) ピアソン代表の演説は内容といい態度といいわれわれ日本人にとつて印象ぶかい演説であつた。

インドネシア代表は、インドネシアは慎重考慮の末会議出席を決定した。インドネシアは戦争中甚大な損害をこうむつた。条約第14条(賠償)・第9条(漁業)・第12

(111)

条（通商）等につき修正案を提出したいが一いつてその内容をよみあげる—それが許されないで日本代表にたいし3つの質問を提起する。日本代表の回答をえとうで条約に署名するかどうかを決定したい。質問とは：

第1問；平和条約第14条の規定にしたがつて日本国政府は第二次大戦中インドネシアがこうむった損害をインドネシアに賠償するか？

第2問；日本国政府は平和条約の署名後なるべくすみやかにインドネシアと日本国の間に締結さるべき2国間条約でこの賠償を明定しその額を決定することに同意するか？

第3問；日本国政府はインドネシア国民の魚類供給を確保するためインドネシア群島間および周辺の公海における漁業の規制または制限および漁業の保存を規定する協定を締結するためインドネシア政府とすみやかに交渉を開始する用意があるか？

の3つである、とのべた（注）。

（注） 質問にたいする日本代表の回答は総理の受諾演説のなかに与えられている。

フィリピン代表は、抽象的な原則論に走らず平和の具体的な困難な問題と取りくまねばならぬ。フィリピンは日本の占領から言語に絶する損害をうけた。が、フィリピンはあわれみを求めるのでなく Justice を求める。フィリピンの対日態度は感情に影響されるところないとは申しぬが objective な態度をとるよう努力してきた。フィリピンの戦後の対日政策は、(1)日本が将来フィリピンその他の諸国にたいして脅威とならないこと、(2)日本がフィリピンその他の国に公正な賠償を支払うこと、(3)民主的・非軍国主義的日本と平和維持のため協力することの三つである。この政策からみてフィリピン政府は条約がある点では公正にして必要をつくしていないことを指摘せざるをえない。戦争状態の終了だけを目的とするならこれでよいかもしれないが日本のような大人口をようし長い歴史と伝統をもち産業・軍事の潜在力をもつ国と平和条約を結ぶのは重大な政治的行動である。フィリピン政府は日本の民主化を継続—日本の民主化が完成したとは信じられない、次代の日本人に期待をかけなければならない——するため日本を援助する措置が講じられるよう希望した。条約にはそういう規定が設けられていないが、日本が自由世界との接触を拡大してその民主的制度を発展させるよう希望する。日本の再軍備にたいし制限を設けない条約は平和条約として唯一の例外であろう。また、憲法で軍備を放棄した日本に自己防衛のため軍備をもたせようとしているのは歴史のアイロニーである。現情勢のもとでは己むをえないが、そうでなければフィリピンは断じてこれを認めな

いであろう。条約は日本とフィリピンがともに参加する集団的安全保障取極めを予想しているので、フィリピンの懸念は安心させられる。最近結ばれた米比相互防衛条約は日本からの攻撃にたいし共同行動にでることを規定している。この二つがあるので、条約の安全保障に関する規定を受諾する。フィリピンは条約第14条(a)の賠償条項に満足しない。同条が連合国に与えている利益は大国だけが享受できるもので日本の占領から損害をうけた小国—賠償請求国—はなんの利益もえない性質のものである。条約は小国の請求権については寛大な条約であり大国の請求権については懲罰的条約と評してよからう。故意による損害の賠償の原則は個人間におけると同よう国家間においても放棄するわけにはいかない。フィリピンは懲罰的賠償を請求しない。しかし、日本の賠償を役務に限定することには賛成できない。日本の経済は逐年伸張しつつある。賠償を役務賠償に限ると往時のように他のアジア諸国は経済的に日本に従属せざるをえなくなる恐れがある。フィリピンは第14条(a)に規定された以外の方法による賠償の交渉を行う権利を留保する。条約はフィリピンにとって完全に受諾しうるものではないが会議招請国の支援と日本の協力とによつて条約の欠陥を軽少に合理的な補足措置によつて条約規定をより衡平・正義に適うものたらしめるよう希望する。アジアは、今、自由と集団的安全保障にむかつて動きつつある。日本はアジアの覇主たらんと志してアジアと世界の自由の意思の前についた。日本がこの条約の提供する機会を利用して自由の道を歩むならば、その野望をすててアジアおよび世界で成就さるべき事業に加担するならば、この条約に盛られた希望は達成されることになるとのべ「日本国民にフィリピン国民に代つてこう申しあげたい。あなたがたはわたくしどもに重大な損害を与えられた。言葉でそれを償うことはできないしあなたがたのもつておられる金や富をもつてしてもこれを償うことはできない。しかし運命はわたくしどもに隣人としていつしよに生きねばならない、また隣人として平和に生きねばならないと命じた。アジアには天の下に人類は同胞という諺がある。しかし同胞とは心の問題であつて開花するにはまず心が清純でなければならない。相互の間に憎悪のきばが永遠に追放されるよう希望するが、それがためにはわれわれが許しと友情の手をさしのべる前にあなたがたから精神的悔悟と再生の証拠を示してもらわねばならない」と結んだ（注）。

（注） ロムロ代表の演説はその内容といいその態度といいフィリピンの対日怨恨と不信の深さをまざまざ感じさせるもので会議を通じ日本人にいちばん深刻な痛味を感じさせたものであつた。

9 7 日午後 第 7 回全体会議

イラク・エクアドル・オーストラリア・リベリア・レバノン・エチオピア・ヴェトナム・ポーランド・アルゼンティンの 9 国代表が意見開陳を行なった。

イラク代表は、アラブ連盟の一員として条約案にたいしエジプト代表が陳述したオブザーベーションを支持する旨をのべた。

オーストラリア代表は、過去は忘れ難いがこの寛大な条約がさしのばす友情に日本人が対応してくれば苦しい過去の追憶はやがて消えさるであろう。日本は占領中に民主化されたが将来ともこの民主化がすすんでやまないよう念願する。この条約は、日本人の運命を日本人の手中にかえすものである。日本人がこの平和条約に傾くものであることを実証するよう望む。この条約にたいするオーストラリアをふくむ多くの国々の態度とソ連のそれを比較すると興味がある。前者は 4 年間軍国主義と戦い多大の損害をこうむった。ソ連は数日戦っただけ損害もほとんどない。前者は日本の軍国主義の復活を惧れる理由がある。ソ連にはそれは現実的のものでない。にもかかわらずわれわれ前者がこの寛大な平和条約を受諾するのに反し、ソ連はこれを拒否する。これはソ連がソ連の浸透に抵抗しえない日本を希望する一日本とその大きな生産力を支配下において世界の巨大国家となる一からである。ソ連は平和条約に日本の侵略をこうむった諸国を保護するための安全保障条項の欠除を問題にするがソ連は真にわれわれの安全保障を考えているだろうか？ソ連からの侵略にたいしどういう安全保障をわれわれはもっているかが問題であるのだ。ここに集ったものは新しい戦争を準備しているとグロムイコ代表はいわれるがかれ自身その言葉を信じていないと思う。ソ連とその衛星諸国を除けばどの国も戦争を欲しない。つぎにソ連は条約は諸国の賠償請求権を無視するものだと言撃する。これは明らかに正確でない。ソ連が太平洋戦争で損害をこうむった諸国のため賠償を云々するのはアイロニーもはなはだしい。ソ連は平和条約をまたないで不法にも満州・朝鮮から幾百万ポンドかわからぬ日本資産をかつさらったではないか。これを共同のプールにいれると宣言されるならばソ連の賠償にたいする関心を諒といたそう。賠償との関連でオーストラリアは条約第 16 条（在中立国・旧敵国日本資産の捕虜のための提供）に日本が同意したのをよるこぶが同条から生ずる資金では不じゆうぶんと思われるので日本政府とひきつづき交渉してまとめる権利を留保する。つぎに、ソ連は戦時大

国の指導者たちの間に結ばれた諸協定を度々もちだしあたかも最高の法でもあるようにいう。これら協定に参加していない国々がこれに拘束される理由がどこにあるのか？最後の勝利を信じ長年月世界地域で戦い大きな損害をこうむった国が数日しか戦わなかったソ連が外相理事会を通じてわれわれに代つて対日平和の条件を決定する権利を有するとの主張は、歴史のために、断乎排斥する。ソ連の態度につき種々のべたのは現下世界の平和のカギはソ連の手にあるからである。ソ連が真に世界の諸問題の解決を希望するならばわれわれも対応する用意がある。しかし、遺憾ながら明らかにソ連の意図は世界を二分するにある。が、これにもソ連は成功しないだろう。けだしこれらの諸国—主としてアジア諸国だが—はソ連がこれら諸国の福祉でなく自国の利益のみを追求していることを知っているからである。ソ連の修正提案とくに第 23 条（批准・実施）にたいするそれはソ連はその命令する条約でないかぎり受諾する意思のないことを明白にしている。ソ連の論議は会議の代表にむけられたものでなく一部はホームコンセンサスのため、一部は対外—とくにアジアにたいする—宣伝のためのものである。幸い会議に出席しているアジア諸国—やがて他のアジア諸国も知るであろう—は西方諸国が友情と援助のみを提供するにたいしソ連からは搾取と暗黒のみしか期待できないことを知っている。この会議におけるソ連の策動ぶりは世人に周知させる必要がある。幸い、今回のソ連の策動は完全に失敗に終わり会議は自由諸国の大勝利であつた。しかし、ソ連の修正提案の一つについて一言せざるをえない。それは第 4 章に新条としてくわえようとする日本の民主化強化に関する規定—全文をよみあげる—で、自国民になに一つ与えていないものを日本人に与えねばならないというソ連代表を真面目にうけとれようか？偽善もはなはだしい。ソ連が勝てば全世界は暗黒になる。ソ連がそのいうとおり真に平和を望むならば、最善の途はソ連が自己およびその支配下にある諸国の人間に自由を与えることである。この条約にはオーストラリアとして意見を異にする条項があり、また、オーストラリアの希望する条項で欠けているものもある。現実的国民であるオーストラリアは多数国の意見調整に成る条約案では一国の意見を通すことはできないことを知っている。しかし、ただ、軍備には真に防衛のためのものと侵略にも用いるものがあるので、日本の再軍備権・軍隊の規模・造船能力・原子力兵器その他にたいする制限を条約に設けるよう希望した。しかし、多数がこれと反対の意見だつたのでそれにしたがった。ソ連その他の極東委員会の政策決定は完全に実施されていないとの主張にたいし、

わたくしは、1945年以降の世界情勢の推移・各国間の意見対立・同盟国の一部の侵略行動などを考慮してこの条約がわれわれの作成しうる最善のものであると答えたい。オーストラリアはこれに署名する、とのべた（注）。

（注） スペンダー代表の演説は大部分がソヴィエトの主張反駁にむけられ歯に衣をきせずソヴィエト連邦の偽瞞と謀略をついた。一般聴衆は呼応して喚声をあげるというた有様で議長は数回これを制止した。

レバノン代表は、エジプト代表の留保に同調し条約前文に世界人権宣言の目的実現に日本が努力する旨規定してある点の重要性を力説し最後に近東情勢の緊迫を説きその平和解決の方途についてその信念を披瀝した。

エチオピア代表は、一方、日本人の平和的精神を認めて寛大な平和を与えるとしても、他方、日本の侵略から生じた犠牲を忘れてはならない。この条約の賠償に関する寛大な規定は暴力行為にたいし適正な賠償は要らないという意味であつてはならないということを経済および将来の平和条約のため明らかにしておきたい。また、当事者間の自由な合意にもとづかない解決はすべて否とする立場からこの条約は日本の領土の正常な占領によつて生じた「事実上」の事態をそれだけで当該領土の帰属決定の法的基礎とならしめるものであつてはならない。領土の最終的帰属は常に自由な合意によらねばならないとのべた。

ヴィエトナム代表は、ヴィエトナムの人命および財産上の戦争被害は莫大で経済再建に困難している。条約が役務賠償のみを規定しているのは不充分である。日本が経済復興により可能となりしだい役務以外の賠償を考慮するよう望む。フランス代表が指摘したように集団安全保障体制がインドシナ地域においても確立されることを希望する。この機会にヴィエトナムは新南群島と西沙群島にたいするその主権を留保するものである、とのべた。

ポーランド代表は、西方諸国とくに合衆国は戦時連合国間に締結された国際諸協定に違反して単独講和を推進し対日平和条約の作成を五国外相理事会から自己の手中にとりあげた。五億の人口を有し対日戦争で最も勇敢に戦った中華人民共和国が平和条約の作成から除外されたことは言語道断、外交史上先例のないことである。中国をくわえない平和条約起草は平和条約ではなく新たな紛争の開始を意味する文書を起算するものにほかならない。さらに条約第26条は中国をこの条約に束縛しようとしている。かような

中国の所遇にたいし抗議する。条約案は合衆国のいうように交渉によつて作成されたものではなく合衆国のディクテートしたものである。合衆国はこの条約で日本を重要な一拠点としてアメリカの戦略計画のなかにいれようとしている。合衆国の侵略的同盟は西ドイツを包含してヨーロッパですでに活動しており、今や、極東でも日本を取りこんで同じような活動がはじまろうとしている。合衆国の占領政策は日本に軍国主義復活の途をひらき、また、経済の民主化を中途半端で放棄して朝鮮戦争に協力さしつつある。第一次大戦後ドイツの巨大なトラストの顧問としてドイツ軍事力の再建を助けたダレスは今やこの平和条約の起草者として日本の軍事力を再建しつつあるのである。かくてこの条約はアジアのみならず全世界の平和にとつて危険である。この条約は平和を望む日本人民の利益にも反する。このようにアメリカの政策に一方的に奉仕するこの条約がその政府はこれに署名しようといつている諸国によつてすら批判されているのは驚くに当たらない。この条約が実施されれば全世界の危険が増大する。これを回避するために、条約の領土条項について戦時の諸協定にしたがい各地域の最終帰属を明確に規定すべきである。また、南西諸島を合衆国の信託統治にしようとするのは日本を合衆国の植民地たらしめんとする意図の現われでありこれらは日本の領土として日本に復帰さすべきである。また、日本における民主的傾向の強化にたいする障害の除去に関する条文および日本における独裁・軍国主義的団体の再生の禁止に関する条文を設くべきである。また、日本人民に経済的・社会的発展の自由を保証する条文を設くべきである。また、日本の軍事力にたいする制限を規定すべきである。また、日本が対日戦に参加した国にむけられたいかなる軍事同盟にも参加することを禁止する条文を設くべきである。また、条文の実施後90日以内にすべての外国軍隊の日本撤退を規定すべきである。以上のような平和条約だけが真に日本の平和的発展と生活水準の向上を実現しうるとの趣旨を長広舌をふるつてのべた。

アルゼンチン代表は、(1)条約第2条(e)（南極地域）についてアルゼンチンの領域を主張したつた地域にたいしその主権を留保すること、(2)条約第11条（戦争犯罪人）についてアルゼンチン憲法は何人も法律上の正当な手続によらないで罰せられることはない旨を規定していること、(3)第14条(賠償)について慈善団体であるかどうかは専ら財産所在地国の決定に属すること、(4)条約第22条（紛争の解決）について特別裁判所とくに国際司法裁判所の管轄権は制限的に解釈すべきこと、(5)戦争による損害は軍隊の行

動によるもののほか戦争状態の存在から生じたものをもふくむことの5つの解釈を付して条約に署名する、とのべた。

10 7日夜 第8回全体会議

一 吉田総理の受諾演説 一

議事規則第18条第1項所定の各国代表の一般陳述を終了した会議は、この全体会議で議事規則第7条にしたがい日本代表の演説をきいた。

吉田総理の平和条約受諾の演説は下記のとおりである。

「ここに提示された平和条約は、懲罰的な条項や報復的な条項を含まず、わが国民に恒久的な制限を課することもなく、日本に完全な主権と平等と自由とを回復し、日本を自由且つ平等の一員として国際社会へ迎えるものであります。この平和条約は、復讐の条約ではなく、「和解」と「信頼」の文書であります。日本全権はこの公平寛大なる平和条約を欣然受諾致します。

過去数日にわたつてこの会議の席上若干の代表団は、この条約に対して批判と苦情を表明されましたが、多数国間に於ける平和解決にあつては、すべての国を完全に満足させることは、不可能であります。この平和条約を欣然受諾するわれわれ日本人すらも、若干の点について苦情と憂慮を感じることを否定出来ないであります。

この条約は公正にして史上かつて見ざる寛大なものであります。従つて日本のおかれている地位を十分承知しておりますが、敢えて数点につき全権各位の注意を喚起せざるを得ないのはわが国民に対する私の責務と存ずるからであります。

第一、領土の処分の問題であります。奄美大島、琉球諸島、小笠原群島その他平和条約第3条によつて国際連合の信託統治制度の下におかることあるべき北緯29度以南の諸島の主権が日本に残されるというアメリカ合衆国全権及び英国全権の前言を、私は国民の名において多大の喜をもつて諒承するのであります。私は世界、とくにアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が1日も早く日本の行政の下に戻ることを期待するものであります。

千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によつて奪取したものだとのソ連全権の主張に対しては抗議いたします。日本開国の当時、千島南部の二島、択捉、国後両島が

日本領であることについては、帝政ロシアも何ら異議を挿さなかつたのであります。ただ得撫以北の北千島諸島と樺太南部は、当時日露両国人の混住の地でありました。1875年5月7日日露両国政府は、平和的な外交交渉を通じて樺太南部は露領とし、その代償として北千島諸島は日本領とすることに話合をつけたのであります。名は代償であります、事実は樺太南部を譲渡して交渉の妥結を計つたのであります。その後樺太南部は1905年9月5日ルーズヴェルトアメリカ合衆国大統領の仲介によつて結ばれたポーツマス平和条約で日本領となつたのであります。

千島列島及び樺太南部は、日本降伏直後の1945年9月20日一方的にソ連領に収容されたのであります。

また、日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島及び歯舞諸島も終戦当時たまたま日本兵營が存在したためにソ連軍に占領されたままであります。

その2は、経済に関する問題であります。日本はこの条約によつて全領土の45パーセントをその資源とともに喪失するのであります。8,400万に及ぶ日本の人口は、残りの地域に閉じ込められしかも、その地域は、戦争のために荒廃し、主要都市は焼失しました。又、この平和条約は、莫大な在外資産を日本から取り去ります。条約第14条によれば戦争のために何の損害も受けなかつた国までが、日本人の個人財産を接収する権利を与えられます。斯くの如くにしてなお他の連合国に負担を生ぜしめないで特定の連合国に賠償を支払うことができるかどうか、甚だ懸念をもつものであります。

しかし、日本は既に条約を受諾した以上は、誠意を以て、これが義務を履行せんとする決意であります。私は、日本の困難な条件の下になお問題の円満な解決のためになさんとする努力に対して、関係諸国が理解と支持を与えられることを要請するものであります。

平和は繁栄を伴うものであります。しかし、繁栄なくしては、平和はありえないのであります。根底から破壊された日本経済は、合衆国の甚大なる援助をえて救われ、回復の途に進むことができました。日本は、進んで国際通商上の慣行を遵奉しつつ世界経済の繁栄に寄与する覚悟であります。そのために既に国内法制を整備致しましたが、今後もその完成につとめ、且つ、各種関係国際条約にすみやかに加入して、国際貿易の健全なる発展に参与する覚悟であります。

この平和条約は、国際経済の面において、このような日本国民の念願を実現しうべき途を開いてはおります。しかし、この途は、連合国側で一方的に閉ざしうることにもなっています。これは、平和条約の本質上、やむを得ないことかも知れませんが、われわれ日本国民としては、すべての連合国が現実的にこの途を最大限に開かれるよう希望してやまないのであります。

私の演説を用意してから、今朝インドネシア外相から私に3つの質問をされたことを承知しました。質問は、他の代表もていきされた疑問を解明しようとするものであります。答は「しかり」であります。けだし、それは条約第14条及び第9条の公正な解釈だと思うからであります。この答がこの条約の下における日本の善意に対する他の国の疑問を解決するにたることを希望します。

その3は、未引揚者の問題であります。この平和条約の締結は、34万に達する未引揚日本人の運命について、日本国民の憂慮を新にするものであります。私は、すべての連合国が国際連合を介し、または他の方法によつて、これらなお抑留されている日本人のすみやかなる帰還を実現するために、あらゆる援助と協力を与えられるよう、人道のために切望してやまないのであります。引揚に関する規定が特に起草の最終段階において平和条約に挿入されたことは、日本国民の甚しく満足とするところであります。

上述のような憂慮すべき事由があるにもかかわらず、否、その故にこそ、日本は、いよいよもつて、この平和条約を締結することを希望しているのであります。日本国民は、日本が平等な主権国家として上述のような懸念を除去し、諸国の不満疑惑等を解消するために現在よりも大なる機会をもつことを期待するのであります。

私はこの会議に代表されている諸国がなるべく多く平和条約に署名されることを希望してやみません。日本はこれらの国々と相互に信頼と理解ある関係を樹立し、且つ、相共に世界のデモクラシーと世界の自由を前進させる覚悟をもつものであります。

日本代表団はインドとビルマが会議に連なっていないことを知り甚だ残念に思います。アジアに国をなすものとして日本は他のアジア諸国と緊密な友好と協力の関係を開きたいと熱望するものであります。それらの国々と日本は伝統、文化、思想ならびに理想を共にしているのであります。われわれ日本国民はまず善隣の良き一員となり、そ

の繁栄と発展のために十分貢献し、もつて日本が国際社会の良き一員となることを覚悟するものであります。

中国については、われわれも中国の不統一のためその代表がここに出席されることができなかつたことを最も残念に思うものであります。中国との貿易の日本経済において占める地位は重要ではありますが、過去6年間の経験が示しているように、しばしば事実よりもその重要性を誇張されておることでもあります。

近時不幸にして共産主義的の圧迫と専制を伴う陰險な勢力が極東において不安と混乱を広め、且つ、各所に公然たる侵略に打つて出つつあります。日本の間近かにも迫っております。しかしわれわれ日本国民は何らの武装をもっておりません。この集団的侵攻に対しては日本国民としては、他の自由国家の集団的保護を求める外はないのであります。之れわれわれが合衆国との間に安全保障条約を締結せんとする理由であります。固よりわが国の独立は自力を以て保護する覚悟であります。敗余の日本としては自力を以てわが独立を守り得る国力の回復するまで、あるいは日本区域における国際の平和と安全とが国際連合の措置若しくはその他の集団安全保障制度によつて確保される日がくるまで米国軍の駐在を求めざるを得ないのであります。日本はかつては北方から迫る旧ロシア帝国主義の爲めに千島列島と北海道は直接その侵略の危険にさらされたのであります。今日わが国はまたもや同じ方向から共産主義の脅威にさらされているのであります。平和条約が成立して占領が終了すると同時に、日本に力の真空状態が生じる場合に、安全保障の措置を講ずるは、民主日本の生存のために当然必要であるのみならず、アジアに平和と安定をもたらすための基礎条件であり、又、新しい戦争の危険を阻止して国際連合の理想を実現するために必要欠くべからざるものであります。日本国民は、ここに平和愛好諸国と提携して、国際の平和と安定に貢献することを誓うものであります。

日本が前述の安全保障の措置をとりたりとて之をもつて直に日本の侵略の恐怖を惹き起こすべきいわれはありません。敗戦後多年の蓄積を失い海外領土と資源を取り上げられる日本には隣国に対して軍事的な脅威となる程の近代的な軍備をする力は全然ないのであります。この会議の開会式の席上トルーマン大統領も日本が過去6箇年にわたる連合国の占領下に総司令官マッカーサー元帥及びリッジウェー大將の賢明にして好意に満ちた指導を得て遂行した精神的再生のための徹底的な政治的及び社会的の

改革ならびに物質的復興について語られましたが、今日の日本はもはや昨日の日本ではないのであります。新しい国民として平和デモクラシー、自由に貢献すべしとの各位の期待を決してゆるがせにしない覚悟であります。

私は最後に過去を追懐し将来を展望したいと思います。日本は1854年アメリカ合衆国と和親条約を結び国際社会に導入されました。その後1世紀を経て、その間2回にわたる世界戦争があつて、極東の様相は一変しました。6年前に桑港に誕生した国際連合憲章の下に数多のアジアの新しき国家は相互依存して平和と繁栄を相ともに享受しようと努力しています。私は国民とともに対日平和条約の成立がこの努力の結実のひとつであることを信じ、且つ、あらゆる困難が除去されて日本もその輝かしい国際連合の一員として、諸国によつて迎えられる日の一日も速からんことを祈つてやみません。何となれば、まさに憲章そのものの言葉の中に新日本の理想と決意の結晶が発見されるからであります。

世界のどこにも将来の世代の人々を戦争の惨害から救うため全力を尽くそうという決意が日本以上に強いものはないのであります。

われわれは、諸国の全権がさきの太平洋戦争において人類がなめた恐るべき苦痛と莫大なる物質的破壊を回顧せられるのを聞きました。われわれはこの人類の大災厄において古い日本が演じた役割を悲痛な気持をもつて回顧するものであります。

私は、古い日本と申しましたが、それは古い日本の残骸の中から新しい日本が生れたからであります。

わが国もさきの大戦によつて最も大きな破壊と破滅を受けたものの一つであります。この苦難によつてすべての野望、あらゆる征服の欲から洗い清められて、わが国民は極東ならびに全世界における隣邦諸国と平和のうちに住み、その社会組織をつくり直して、すべての者のためによりよい生活をつくらんとする希望にもえております。

日本はその歴史に新しい頁をひらきました。われわれは国際社会における新時代を待望し、国際連合憲章の前文にうたつてあるような平和と協調の時代を待望するものであります。われわれは平和、正義、進歩、自由に挺身する国々の間に伍して、これらの目的のために全力をささげることが誓うものであります。われわれは今後日本のみならず、全人類が協調と進歩の恵沢を享受せんことを祈るものであります」

(注1)・(注2)・(注3)・(注4)

(注1) アチソン國務長官は回想録 Present At The Creation のなかで総理の演説を“Mr. Yoshida's Speech was simple, honest, and brief”と評している。同書P. 547参照。

(注2) 総理の受諾演説は現地で作成したものである。「備忘録」の記録を迎えようとする。

前に説明したように東京から二つの案を持参したが、それは総理の意向によつて現地で会議の空気をみたうえさらに考えなおすことになつていった。現地に着いてから4日の夜に「総理の演説案を作成し第2案を元にしこれに第1案のうち総理のとくに関心をもたれる部分をくわえ、他方、先日のアチソン長官・ダレス特使・ラスク次官補の談話を考慮してわが方の要請の部分を簡単にしオブラートをかけたもの」(第3案とでもいうか)、小畑くんに渡して5日中に英訳してくれるよう依頼した。

しかし5日は別段のこともなく6日になると、「今日は総理の演説作成についてやし7日午前4時に一応完成した。藤崎・曾野さんと松井秘書官が助けてくれた。小畑くんの作成した英文案に総理が桑港にきてから申された事項をくわえた案文(第4案といおう)を作成した。2通作成し1部を7日午前4時に隣室の小畑くんに渡した。同くんは7日の朝に英文を完成した。(6日)夕刻、白州顧問・小畑・武内・寺岡諸さんと意見を交換し大綱について意見の一致をみた」と記録してある。

7日には、「朝7時半スコット邸に総理を訪ね、午前2時松井くんがとどけてくれた演説案(四分の三)にたいする総理の意見を承り(自ら加筆訂正された)、持参した残りの四分の一について総理の意見を求めた。総理は中国問題に言及すること、マ元帥にたいする謝意をいれることを指示された。その他の意見は、だいたいにおいて、案文を簡単にされたといえはいい。

午前11時シーボルト大使に会議場に呼ばれ、安全保障条約付属の交換公文案を手交する。総理の演説案をダレス特使が知りがつておること、および、内容のいかんによつて(対外向きか対内向きか)演説の時間(討論の終了の前にするか後にするか)をきめることになつていることを告げられた。

午後2時松井くん(総理演説案を米代表部に持参した)から総理の演説は午後の会議で各国代表のステートメントがすんでからしてもらいたい(すなわち討論の前)ということに米代表部で決定した旨の通知があつて、あわてて英文と和文とを浄書しはじめる。同時に案文にたいするダレス特使の些少の加筆と最後に付加すべき1ページの英文(注)演説の末尾の「世界のどこにも将来の世代…」以下の部分)が松井くんによつてホテル事務室にもちこまれた。総理には無理ながら、御承認を願つた。……。 (総理は)演説案をみたいといわれ、また、全権を集めて演説の趣旨を伝

えたいと申された。全権は、総理の話の前に、午後6時参集されることになつてた。それをくりあげて星島・徳川・苫米地全権が参集され、その前で演説案を通読した。三人とも良くできているといわれ、苫米地全権から戦争にたいする遺憾の意をどこかに明らかにしたがよからうとのリマークがあつた。

浄書中にインドネシア代表の今朝の議場における演説での質問3点にたいする「肯定の答」を演説のうちにいれてくれるようシーボルト大使から連絡があり、ゾールヘレン氏が案文をもつてきてくれた。浄書は思うようすすまず6時は近づいてくる。

どうしても夜のセッションにしてもらうようシーボルト大使に連絡しようと松井くんがあせり、わたくしも間に合わなければ切腹ものだと思ひながら強いて平気をよそおつておるとき8時のセッションにされることにきまつたと米国側から電話がきた。ホツとして白州・麻生・松井諸兄ともども救われたようによこんだ。

総理もよろこばれたと思う。

でも、それから巻紙に浄書しあげたのは8時15分前で、ようやく8時の開会に間にあつた。議場についてから巻紙の綴り（数人手分けして浄書したのでそれを順序を追つてつなぎあわせたのである）に間違があつたらどうしようかと気になつたけれども、幸い、間違はなくて安堵した。

議長アチソン長官によばれてゆつくり演壇にのぼられ、脚光一実は頭上からくのが一をあげながら、ゆつくり演説をはじめられた。島内くんの英語は良かった。途中英語の方が一節ばかり早くいつて心配したが、最後はちょうどピタリと合つてよかった。

演説はわれわれとして言いたいことはみな書きいれたつもりである。ダレス特使が書きくわえてくれた。ペロレーゾンは名文である。日本人には書けないものである」と記録している。

(注3) 総理は日本語で演説をされ同時通訳の英語は島内くんが読んだ。

(注3) 総理はもともと英語で演説するつもりでいられた。それが日本語になつたについては、つぎのような経緯がある。

「備忘録」によると、5日夜、ホテルで入浴中、シーボルト大使から米国代表部のホテルにくるよう連絡があつた。急いでいってみると大使は、オランダ・ヴェトナム・イタリア関係の用件を連絡すると同時に「総理の演説は日本語でされることがよろしいであろう。ディグニティのため」とサゼストするところがあつた。

この趣旨を内密に白州顧問をはじめ同僚諸君に伝えたところ、みな日本語で演説され島内くんが英語をよむのがディグニティのほかわが方の趣旨を議場に徹底させるためにもよからうとの意見であつた。ただ問題はそれをどう総理に進言するかであつた。

7日午後、松井秘書官が総理の演説案を米国代表部にみせ先方で総理演

説のタイムー討論の前にするか後にするかを決める資料に供した際、重ねて日本のディグニティのため日本語でするよう示唆をうけてきたのであつた。7日の「備忘録」は「…米代表部から日本のディグニティのため日本語でされることがすすめる旨が同時に松井秘書官よりもちえられた。白州顧問も総理にそうしたがよろしいと今朝手紙で申しあげたところであるが、総理は英語でやると言下に答えられ「そう白州くんにいたまえ」とのことであつた。しかし、今度はすぐ了承されて、演説案をみたいといわれ、また、全権を集めて演説の趣旨を伝えたいと申された。……」と記入している。

(注4) 総理ははじめゆつくり原稿一外人記者連中は総理の巻紙をトイレットペーパーのようだと評した一をよまれた。いい出来であつた。が、中途からだんだんピッチをあげられ、しまいに一節とばしてしまわれた。

あとで、「どうしてあんなことされたのですか」とたずねたら一はじめは真面目によんだけれどね、途中、議場に並みいる者たれも日本語わからんじやないかと思つたらつまらなくなつたんでとばしたよとの返事であつた。

(注5) 7日夜11時すぎ他用をもつてスコット邸に総理を訪ねたとき、総理は「今日は若い人達がよくやつてくれてうれしかった。よくお礼を伝えてくれ」といわれた。ホテルに帰つて事務室にいる同僚に伝えるとみんな心からよろこんでくれた」（「備忘録」7日の一節）。

総理の受諾演説のあと、議長は、これで議事規則第18条第1項の定める各国代表による一般陳述を終了し、また、第7条の定める日本代表の陳述も終了したので、会議は第18条第2項の定めにしたがつて「さらにどういう条件のもとに陳述を許すべきかどうか」を決定する段階になっていると説明したうえ、休憩中発言を要求していたセイロン・キューバ・ソヴィエト代表に発言を許した。

セイロン代表は、(1)11時まで陳述を許す。ただし各陳述は30分をこえてはならない。(2)11時をもつて議事規則第17条(5)(条約テキストの照合に関する事務総表の報告)と(6)(条約調印式)を除き会議の事業は完了したものと認める、との動議を提出した。

キューバ代表は、セイロンの動議に定められる条件のもとで討議を再開することを支持した。

ついで登壇したソ連代表(グロムイコ)は、まずソヴィエト提出の条約修正案はどういう順序で取りあげられるか、また、これを投票に付するつもりかと議長(アチソン)に質問した。議長はソ連代表が演説した際、議長席にあつた副議長(スペンダー)の質

間にたいして修正提案ではなくて陳述をしているのだと答えておられる。条約の修正提案はないのだから質問には答えられないといった。するとソ連代表は、ソヴィエトの修正案はソヴィエト代表の陳述の一部として会議に提出されている。会議はしきたりどおり提案を審議すべきである。議長は審議しついで投票に付するつもりかと重ねて質した。議長は、今後の議事の進行についてセイロンから動議が出されていて、今問題となっているのはこの動議の採決である。それが採択されれば条約にたいし修正案を提出することはもう排除される。ソ連で当時陳述だといわれたものを修正案として提出されたならば議長のこの裁定に異議を申し立てる途が開けている。会議が議長の裁定を否決すればセイロンの動議の討議を中止し条約にたいする修正案を審議しようし、もし議長の裁定を支持すればセイロンの動議を討議しよう、そして動議が採択されれば11時まで陳述をきくことになるう、と事態を説明した。

ソヴィエト代表は、ソヴィエトの修正案がほんとうに修正案であるかどうか議長においてはつきりされないならば文書について確かめてもらいたい、事務総長に提出してある文書から確定できるはずである。それでもはつきりしないとあれば、解明のためわたくしから説明してあげてもいい。ソヴィエトの修正案は修正案であつて会議は討議し投票すべきものである、と固執し、議長もまたその裁定を固執し今会議の仕事はセイロン提出キューバ支持の動議の動議であり修正案の討議は out of order であるとくりかえしその裁定にたいする賛否を議場にはかつた。

するとソヴィエト代表は、議長を制止して、セイロン動議について決定があつたあとソヴィエト代表はソヴィエト修正案を審議する必要について提議を弁護することができる旨を声明した。

議長は、ソヴィエト代表は誤解している。会議がセイロン動議を採択すれば議長はそれによつて拘束され11時まで陳述を、ついでテキストの照合を司会する権限しかない。動議が採択されなければその場合にはソヴィエト代表はどんな動議をだされてもよろしい、と答えた。ソヴィエト代表は、ようやく、ではセイロン動議について決定を待ちそのあとソヴィエト修正案を審議する必要に関し提議したいと折れた。

ここにおいて議長は、セイロン動議について議論すべきか否かを議場に諮り発言を求めるもののないのを認めて、「で、会議はつぎに…」といいかけると、チェコ代表から「議長の発言の最後の文句を聞きとりかねたのでくりかえしてもらいたい」といい、議

長は「思いだせないが、どの最後の文言のことをいわれるのか」と反問し、チェコ代表は「最後の文言・今いわれた文言の直前の文言」と答え、議長は「わたくしの最後の文言は"セイロン提出キューバ支持の動議が今討議に付されている"ということであつたと思う。この動議の討論を希望されるならば討論されてよろしい」と説明し、チェコ代表は納得した。

議長はセイロン動議をよみあげさらに動議に引用してある議事規則第17条(5)と(6)をもよみあげたあと、動議を支持するものについて、これに反対するものに挙手を求め、その結果賛成

4 1 反対 1

で動議が採択された旨を宣し、ついで、ソヴィエト代表に発言を促した。

ソヴィエト代表は、セイロン動議の採択前に議長のされた声明があるので動議採択によつて事態に变りはない。事態に不明瞭な点があるので伺いたい。ソヴィエト修正案の討議がこれからはじめられるのか、と尋ね、議長は「ソヴィエト代表は30分陳述を行なうことができる。陳述のなかで動議を提出されるようなことがあればその動議にたいし議長は裁定をくだすだろう」と答えた。が、ソヴィエト代表は重ねて、「議長がわたくしの質問に答えないのは自由であるが、わたくしはソヴィエト修正案を投票に付されるつもりかどうかを質問したのである。返答を考える余裕が必要なら、お待ちしてよろしい」とくりかえし、議長は「お待ちになる必要はない。御質問にたいする回答は明瞭。陳述のなかでソヴィエト修正案の会議による採択の動議をだされるならば一この動議はまだなされていないが一議長はかような動議を議事進行手続上 out of order と裁定するであろう」と答えた。

ソヴィエト代表は、「ソヴィエト代表部が米英条約案にたいし修正案を提出した事実は数回のべたところである。議長はわたくしが今提案をだせば提案は規則違反だといわれる。この議長の決定に抗議する。前に説明したように国際会議の代表の権利は会議で審議するあらゆる提案にたいし修正案を提出することである。この権利は国際慣行の認めるところである。不法にも議長はソヴィエト修正案は審議・表決すべきでないといわれる。国際会議の代表が会議の目的たる事案にたいし修正案をだせないという事例はまだかつてないことである。かようなことはありえない。この会議は例外でありわれわれは合衆国におり合衆国の代表が会議の議長をしておられるけれども他の代表から修正案を提出する基本的権利を取りあげることはできないはずである。修正案にたいし表決をとつてもらいたい。合衆国に都合がいいからといって米英条約案の受諾を強制しようと

するのは人権侵害である。この会議は主権国家の代表の会議であるか、それとも米英条約案に盲目的承認を与えようとする形だけの空虚な手続きなのか？ソ連は後者にくみしない。米英条約案はすでにのべたように極東に平和をもたらさず却って日本を合衆国の軍事基地と化するものである。日本の総理もそういった。ソヴィエト修正案にたいし意見を表明したくないものおよびなにも意見のないものは発言される必要はないが、ソヴィエトの提案について考え米英案を受諾すべきかどうか迷っているものもあることを知らしている。ソヴィエト修正案は平和と安全を促進するもので平和愛好国とくにアジアの平和愛好国とりわけ日本の目的に合うものである。アジアで新しい戦争を準備しようとする米英条約案の作成者たるアメリカの一部の人士の意向には反するものである。会議でなされた陳述のあるものを、たとえばニュージーランドのそれのごとき、をみるだけでここに集まった政府は対日平和条約の作成に基本的な権利をもっているものであることがわかる。これらの政府は条約に署名するのか、しないのか？それは事態を変えない。しかし、忘るべからざる一事は四億の中国人が代表されていない—それはアメリカの一部の人士にとって都合が悪いというので—ということである。ソヴィエト修正案を討議し表決をとるべきことを固執する。議長がこれを許さない場合は、ソヴィエト代表は議長の裁定を争い会議が決定をくだすことを要求する。結果のいかににかかわらずソヴィエト修正案は多数の国民とりわけアジア諸国民の心のなかで温く迎えられるであろう」といった。

ここにおいて議長は、ソヴィエト代表は今条約案にたいし修正動議を提出するといひ議長のこのような動議の提出は out of order との裁定を争っているので議事規則にしたがい5分間づつ賛成論と反対論をきいたうえ投票に付する旨を宣し、まず、裁定支持論の展開を求めた。

このときポーランド代表が登壇した。議長は、支持論展開のため発言を求めるものがないので、「ポーランド代表は支持論ではなく反対論だろうが5分間発言を許す」といつて発言を許した。そして、ポーランド代表が発言をはじめると、「30分間の発言は後でできる。今は5分間の発言である」と注意した。

ポーランド代表は、「理論と慣行につきある程度知識を有するもの（注）登壇者はポーランド外務省条約局長として申すが、議長の裁定は最近100年間に開かれた国際会議のあらゆる原則に反するものである。国際会議の主権参加国に修正案提出権が拒否された例はない。いつたい、これは国際会議か？修正提出もできず投票もなく条約案の“既成事実”を押しつけられるならば議論してもなんの役にもたたない。修正案の提出と

票決を認むべきである。議長がソヴィエト修正案にたいし投票はしないと決定されるならば、これは会議ではないことになる。それでは7月12日にダレスのいつたように一つの儀式である。各国政府に送られた招請状とダレス発言の間に矛盾があるのはおもしろい。われわれがここでしていることすべては国際会議ではない。どの言葉のどの辞書で「会議」の意味をさぐつても、われわれのここでしていることは「会議」に当たらない。これは見慣れない遣り方であつてこんな会議に出席したのははじめてである。（一般聴衆が騒ぎだしたのにたいし「聴衆の一部はおもしろがつて騒いでいますが、おもしろがりたいならこの会合は場所をよそに移さねばなりません」と議長にいう。）ある著名なイギリスは自由は教えるだけではふじゆうぶんで自由はこれを実行しなければならないといつた。議長が自由を説くだけで実行しないならばそれこそ全くの偽善である」とのべた。

ついで米国代表（ダレス）登壇して、「この会議は条約交渉の会議とは全く性格の異なる会議である。この会議は11箇月におよぶ交渉についで開催された会議である。11箇月の交渉期間があつただけでなく11箇月の間交渉が行われたのである。米ソ間の話しあいに関する書類だけで厚さ1フィートをこすファイルになっている。交渉は行われ交渉は終結に近づきつつあつた。招請状を发出したときその間の事情ははつきりざしておいた。招請状には会議が条約調印のためのものであると言明している。招請状を受けとつたソヴィエト連邦政府は会議に出席し新提案をすると返事してきた。それにたいし合衆国政府は書面をもつて会議の性格について誤解のないように会議は対日平和条約の最終案に調印するためのものであつて平和の条項を交渉するためのものではないことをいつてやつた。ポーランド代表が誤解して会議に出席されたとしてもそれは合衆国政府が会議の性格を明確にしなかつたが故ではない。ポーランドやソヴィエト連邦はききたいと思わなければこられる必要はなかつたのである。さて、会議に出席されたが、会議は、まず、48対3で招請状の条項にしたがつて会議を行うべきことを明らかにした議事規則を採択した。裁定は会議の決定に完全に合致するものである」と議長の裁定を支持した。

ここで議長は、裁定にたいする賛否の討論終結を宣し、裁定を挙手投票に付した。その結果、賛成46対反対3棄権1で裁定は支持された。

こうして会議はようやく日程にかえり30分の討論にはいることができた。

議長は、発言要請の順序にしたがつてソヴィエト・イギリス・ポーランド・合衆国に

登壇を求めたところ、いずれも「後で」と答えて辞退。已むなく請求順にしたがつて発言を求めることとした。

ソヴィエト代表は、「ソヴィエト政府は合衆国政府あて書簡・覚書で対日平和条約の根本問題に関するソヴィエトの立場を明らかにし、また、この会議においても説明した。根本問題のうち最も重要なのは日本軍国主義の再生を阻止し日本を新しい侵略戦争で使用するのを阻止することである。したがってソヴィエト提案はアジア外の諸国の国家的利益にも合致する。米英条約案は日本軍国主義再生阻止の保証を欠き日本を軍隊として使用することを阻止する保証も欠いている。それどころか日本軍国主義の再生の途をひらき、かつ、日本をアメリカの戦略基地として使用し、平和を危うするものである。合衆国は条約に占領軍は90日以内に撤退しなければならないと規定しながら、他方では、日本が合衆国その他と協定を結んで外国軍隊を自国内に駐屯せしめる旨を規定してその意図を暴露している。条約は、また、日本をアメリカを盟主とする同盟の一員となしアメリカの侵略を助けさせようとするもので平和を危うくする。極東の情勢をみると、合衆国政府が極東において日本を基礎にいわゆる大西洋条約機構と同じような侵略のための同盟機構をつくろうとしていること疑う余地がない。このいきかたは平和の擁護の間にはなんの関係もなく多数の国々とくにアジアの諸国はこれを理解している。これと異りソヴィエト連邦の立場とソヴィエトの修正案がこれらの国々によつて支持されることを信じて疑わない。ニュージーランド代表は日本の軍隊にたいする制限をおくべきだといった。他の国々についてはなんにもいわないが、かれらが米英案の弱点をつかなかつたのはかれらが日本の隣国でないというところに一部の理由がある。中国・インド・ビルマその他アジアの国々が会議に出席していない事実は米英条約案には弱点があり同案は極東に戦争を準備する危険なものであることを証明するものである。この条約案には日本の軍備制限条項もない。で、ソヴィエト連邦は日本軍国主義再生の阻止および日本の軍備制限のため修正案を提出した。条約案が日本における外国独占企業を擁護するため日本の経済活動にたいし幾多の制約をくわえているにたいしソヴィエト連邦は日本の平和産業・通商・海運の無制限の発展を助長するため修正案を提出した。これらの提案は日本人民の利益に合致するものである。会議はこれらの問題について正直に議論していないし日本は米英条約案のために簡単に形式的な声明をしただけである。わたくしは議長にソヴィエト政府は修正動議を提出するものであることを告げた。ソヴィエト修

正の内容は中国・インド・ビルマ・セイロン・インドネシア・フィリピンなどで受諾されるものと思う。ソヴィエト政府は、サン・フランシスコ会議に代表を派遣するに当つて、対日平和条約と称せられるものが平和条約にあらずして極東に新しく戦争を準備する以外のなにものでもないことをすべての国々に言いかけさせる必要があると声明している」との趣旨をのべた。

ついで、英国代表は、「条約案の共同提案者として条約案にたいし一般陳述および本討論でくわえられた非難・攻撃を黙過するわけにはいかない。非難・攻撃に答える前に、しかし、われわれの条約案を建設的に取りあつてくれた多数の代表に謝意を表したい。日本の総理がわれわれの条約案を公正・寛大な条約としそれから生ずる義務を政府および国民が履行すべきことを明らかにされたことをよろこぶ。もちろん意見を異にする幾多の点はあつたが、そのいずれも条約の根本にふれるものではなく、また、対日平和条約に関するソヴィエトの立場を支持するものはない。ただ、3代表が条約案にたいし根本的反対論を展開された。もつとも発言者は3人であるが、そのいうところは1つである。3者は会議中また会議前に他と全く同よう意見を開陳する機会をもち、事実発言された。あらゆる民主的会合では、しかし、少数の意見が全部陳述しつくされたときは多数の意思が行われなければならない。ソヴィエト提案については多くの巧妙かつ力強い反論がなされたので、わたくしはこの会議におけるソヴィエトの態度の意味するところについて一言所見をのべておきたい。さて、提案者によつて修正案といわれているが実は会議の支持をえて議長が正しく裁定されたように修正案として提出することはできない。ソヴィエトの提案に背後にあるものはなんであろうか？ソヴィエトの各種提案によつてより多くの国々の間に条約合意をもたらそうとするにあるのではないことの一事は明白である。会議出席国のうちにソヴィエト提案を支持する相当数の国家群があるなどとは考えられない。かりにあつたとして、ソヴィエト提案が認諾されることになるとしたら、われわれの支持する条約は日本の尊厳と主権を回復するものとはいえない。ソヴィエト代表は一般陳述のなかでその見解をのべるに当つていわばアジアに代つて発言しているかのようにいわれた。しかし、出席のアジア諸国代表の演説はこのような主張をたたきこわしてしまった。欠席のアジア諸国について、われわれは問題がより重大であることを認めるが、ソヴィエトのいうところ、その提案するところを考えてみれば考えてみるだけソヴィエト代表がこの重要問題を真剣にまたは建設的に考えているとは思

えなくなる。インドに代つてのべる資格はないが、すでに申したとおりインドは終始英連邦諸国とともにあつて寛大な平和条約を作成することについて意見を同じうした。ソヴィエト提案がインドの見解を代表しているとは思わない。ソヴィエト提案には日本の国内事項の運営に関しきわめて漠として真意をつかみがない提案がふくまれている。ともかくそれらは実施困難であり非実際的でありわれわれと日本の関係を毀損するものである。ソヴィエト代表が人権尊重のため制限条項を設くべきであるといわれるのを聞くにいたつては、ソヴィエト連邦が参加した他の平和条約において発生した事態に思いをおよぼさざるをえないしだいである。南東ヨーロッパにはたえずソヴィエト連邦と共謀しかつソヴィエト連邦の援助をえて平和条約に挿入された人権条項を無視した国が多々ある。したがつてその目的に適いさえすればソヴィエト連邦は、人権尊重のための制限や人権尊重そのものになんの関心も示さないであろうと結論せざるをえない。こういうことはインドの氣にいるところではないと確信する。

中国問題については、ソヴィエト代表は真の問題を直視していない。會議に提案されている方法が対日平和条約を達成する唯一の方途である事実—われわれはこれを直視すべく努力しているが—をソヴィエト代表は直視していない。ソヴィエト代表およびこれに同調する代表の所論には中国の欠席を憂える多数の代表に助けとなるものはなにもなかつた。しかし、アジアのためにいうと称される方々の演説の最も顯著な特徴は日本の将来にたいする建設的またはステーツマンライクな考慮の完全なる欠除である。われわれとちがいソヴィエト代表は前を見ず後を見ているように思える。われわれはこの条約に合意することによつて日本の将来のため積極的な一歩をふみだしているのである。ソヴィエト連邦がくりかえし外相理事会による対日平和条約の作成を主張してきたことに驚かない。ただし、以前ははつきりしなかつたが今やソヴィエト連邦の意図が拒否権を行使して多数の意向を破砕するにあること白日のごとく明らかになつたからである。それは明らかに宣伝行為であつた。われわれは国連その他の議場でわれわれの意図や合衆国の意図に関する無根の主張を耳にすることに慣れている。今夜も同じことを聞いた。これらの主張は全く支持されなかつた。そこにはなんの証拠もない。日本の侵略に苦しめられたわれわれが日本の軍国主義を再生させる政策を採るなど思いも及ばぬことである。極東における真の平和の確立にたいするソヴィエト代表の仮借なき敵意の表明をわれわれは聞いた。それは近年われわれが極東で経験したソヴィエトの政策に合致す

る。われわれが国連を通じポイント・フォア計画を通じコロンボ・プランを通じ復興と発展のためアジア諸国と協力しているに反しソヴィエト連邦はマレイ・インドシナ・朝鮮で内乱を援助し侵略を行ない、そして、今や、日本のための啓明的な寛大な条約を坐折させようとしている。會議出席国の大多数が条約に署名し日本を国際社会に復帰させアジアおよび世界の安定平和の招来に寄与させるよう協力されんことを望む」と訴えた。(注)。

ついで合衆国代表(ダレス)は、「會議には小なる不一致と大なる一致が併存している。ソヴィエト連邦と合意を見いだすべく真摯な努力をいたしたが成功しなかつた。成功しなかつた理由は一兩日來ソヴィエト連邦が提出した提案をお読みになればお解かりのはずである。提案の詳細にはたちいらないで、ただ提案がつまり国内的には日本を無防禦にし対外的には日本を容易に近隣強国のえじきとなすものであることを指摘したい。例えば提案6は日本における『民主的、傾向を發達させようとする団体の活動を阻害してはならないとするが、ソヴィエトのヴォキャブラリーでは『民主的、傾向の唯一の[・][・][・]には共産党をさすのであつて、この提案が採択されれば日本政府は日本における共産党の活動にたいし手も足もだせなくなるだろう。対外的地位についてみれば、提案によつて日本は[・][・][・]しばかりの軍隊をもつことを認められ、さらに他の主権国・ソヴィエト連邦の享有する集団的安全保障の權利を許されない。提案13—日本周辺の海峡は日本海沿岸国所屬の艦艇のみが通過できるとする—に注意したい。この提案のもとではウラジオを根拠とする艦隊が唯一の海軍力となり日本を二分し日本を朝鮮から切断し国連軍といえども日韓間の海峡で行動できなくなる。ソヴィエトの提案にふくまれているのはこのようなものである。11箇月間われわれはこのようなことがらと取りくまねばならなかつた。われわれの真摯な希望にかかわらずソヴィエト連邦と合意に到達できなかった理由はそこにある。以上が不一致。では、一致はどうであるか？われわれの一致は地理的理由によるものでもなく共通の文明によるものでもない。人種の合一によるものでもない。狹隘な利己心によるものでもない。この[・][・][・]太なる一致を生じた[・][・][・]き[・][・][・]ず[・][・][・]な[・][・][・]は[・][・][・]なにであらうか？會議の記録が作成され条約を支持した演説が通読されるとき、一つの事が明瞭になると思う。明日条約に署名されるであろう40をこす国々の演説を通じて一つの共通のテーマがある。それはある大いなる原則にたいする共通の信念である。スターリンは「われわれは正義とか正当とかいつた永遠の真理の存在を否定する」といつたが、そ

ここにわれわれとかれらの分れる根本の理由がある。永遠の真理の存在を信ずるものと信じないものとの間に一致はありえない。信ずるものの間には一致がある一場所のいかなる信仰のいかなる、文明のいかなるを問わず。われわれは一致の可能性をもっている。平和を達成するため、われわれのもつ一致の能力と可能性のかぎりをつくすことが絶対に必要であるからわれわれはこれを用いるのである。これは平和条約でないといわれるが、これは正直に平和をもたらし平和条約であるとの深い信念があればこそ人種や信仰のいかなるを問わず全世界の諸国民は本堂に会しこの条約に署名するのである。共産諸国のほめかされた非難に應えてわたくしは責任をもつて厳粛に声明する。この平和条約から戦争となるような合衆国の行動は断じてない。」とむすんだ。

11時までまだ45分の時間が残っていた。議長から、発言者がなければこれで議事規則17条5と6を除き他の議事全部を終了したことにしたいと議場に語り異議を唱えるものなく、よつて議長は事務総長に条約テキスト照合の結果について報告を求めた。

事務総長はフランス語テキストはフランスその他フランス語諸国代表により、また、スペイン語テキストはスペイン語諸国代表により承認され、ロシア語テキストについてはソヴィエト連邦代表からなんら意見の提示なく、また、日本語テキストは日本代表によつて承認され、条約の英・仏・露・西・日語テキストの間にくいちがいはない旨を報告した。

最後に議長から明朝10時条約調印式を行なう旨を宣して閉会となった。

(注) 英国ヤンガー代表の演説中にソヴィエト代表団の退場があり一時議場騒然となった。アチソン長官は回想録 *Present At The Creation* で当時の状況をつぎのように記述している(同書P.P. 547~548参照)。

「ヤンガーの演説中グロムイコは立ちあがり仲間でも探すようにまわりをみまわしてからゆつくり議場の中央通路を通つて外にでた。チェコスロヴァキアの婦人代表をふくめ共産諸国代表たちがちよつとためらつたあとつぎからつぎへと後を追つた。議場の新聞記者諸君は、すわ総退場ときめこみ、写真班は人を押しわけ大声たてて一般席の後方へと走りつけバルコンのテレビ・カメラは退出行列をとらえようとしてとらええなかつた。各国代表はこの状況をみようとし立ちあがつた。気の毒なケンネズ・ヤンガーは勇敢に演説をつづけたが、全く聞きとれなかつた。グロムイコは通路のとつたんにつき左へまがり男子手洗所へと姿を消した。女性たちも後を追つた。チェコの婦人小姓だけひとりどうしたものか当惑しながら廊下に残つた。議場の騒々しさは増し記者連は電話口に走りヤンガー代表もしばらく演説を中止した。機正

に熟したときグロムイコとその一団が出てきて通路をもどり議席に着いた。困つた、しかし忠実な御婦人もいつしよに、一般席から拍手―スベンダーはこれを制止しようとしなかつた―を浴び顔赤らめながら。ヤンガーは演説をまたしはじめた。事務総長ワーレン・ケルチナーは条約テキストの翻訳が正常である旨を報告し、わたくしは条約調印を明朝10時ときめて閉会を宣した」

長官は、その夜米国代表団の人々がホテルで長官の室に集まり雑談にふけつたが話題の中心はもちろん、この共産国代表団の全議事を通じての奇妙な行動であつたが、その結論としてトルコ代表団の説明が正しいということになった。その説明というのは、共産国代表団は議事規則が開会前にニューヨーク・タイムズに発表されていたにもかかわらずその意義を握みとることに完全に失敗していたにちがいないというのである。帰国の機上グロムイコは神経質になつていたにちがいない―と書いてある。

11 8日午前 条約調印式

調印式は8日午前10時開会された。共産3国代表は姿をみせなかつた。

冒頭、アチソン議長は、昨夜英国外相モリソンが到着したので調印式は同外相に開らいてもらいたいといつてモリソンの登壇を求めた(注1)。

モリソン外相は、要旨つぎのような演説を行なつた。

「平和条約案の共同提案国として英国のため代表各位がこの調印式に参加せられるようお願いしたい。会議審議中出席できなかつたことは残念であるが、会議の最後の厳粛な調印式には参列すべくいそいでロンドンからまいつた(注1)。

条約は日本と署名国間の平和条約であり日本と署名国間の厳粛な赦免の約束である。

英国は日本と長い交際の伝統を有する。この古い友好の伝統がこわれていくのをわれわれは形式的な遺憾の情以上のものをもつて見まもつた。日本が回復されるのをわれわれは形式的なよろこび以上のものをもつて見まもるものである。われわれの署名行為は国際法上日本を解放する以上のものである。日本の自尊心を回復し日本とわれわれ双方の威厳を高める条件で日本を解放するのである。ここに集まつた日本と戦争

関係にあつた多数の国家は、長い協議のあと寛大で非制限的な平和条約に自由に合意した。これが日本にとつてのみならず世界にとつて最善と信ずるから、われわれはこの結論に到達した。これは慈善的行為でも恩恵行為でもない。これは人類の長期的利益にいちばん適合すると信ずるから採られた慎重な道義的決定の結果である。われわれは平和を希望する。人道と誠実の精神をもつて、われわれは、平和を希望するものは平和を結ばねばならない。永続する平和をもたらし条件で平和を結ぶべきである。敗者に悪意にみちた行為をくわえて将来の戦争の種を蒔くような平和を結んではならないと信ずる。

故人 H. G. Wells だつたと思うが、かれはなにかの事件の真実を強調するためにその事件は悪意にみちた行為のごとく真実であつたと書いている。それに倣つてわたくしは日本に申したい。これはひとつの信念の行為であり信頼の行為である一日本の人格と勤勉への信念、それから、日本の平和的・進歩的社会責任を完遂する決意への信念の行為および日本のこれらの特質を日本人のためとすべての男女の福祉のためにささげる意思への信頼の行為である。

この会議で対日戦争の遂行や日本占領の実施や平和条約の作成に当つて合衆国の演じられた指導的役割にたいし讃辭が呈された。戦争と占領と条約作成において合衆国の同盟国であつたわが英国のためにわたくしもこれらの讃辭にくわりたい。わたくしは過去の苛烈だつた犠牲を忘れない。これらの犠牲を償ふことは不可能である。今日、対日平和条約を締結するに当つて、全世界の多数の人々の心は追憶で重苦しいものがある。わたくしは敢ていう。これらの多数の人々は今日心のなかでわれわれといつしよにここにいる。かれらの子供たちにこの悲劇的経験をくりかえさせないようにすることが他のすべての人々の義務であると。

会議は条約の条項を審議した。条約の不完全であることをわたくしは容易に承認する。それは共同提案者双方のため申すのである。この不完全はある国にたいして他の国にたいするより重大な影響を及ぼす。これらの不完全を各位が承諾されることはわれわれすべてを勇気づけるお手本である。

この条約にたいし反対の声を立てた国がある一しかしかれらは、対日戦争で別段のはたらきをせず、あまりあるいは全く損害をこうむつておらず、かつ、他の場所におけるその行動からしてこの会議におけるその言動の動機につき疑惑の念をもたざるをえ

ない国々である。かれらの議論はそこに内在する矛盾のために汚がされている。かれらがこの機会をとらえて一般世人に世界政治に新時代が開らけつつあることを感知させるような大きな心あたたまる政策の宣言をなすことができたらと望むのだが、不幸にしてそういかなかつた。でも、希望はなおすてない。

かれらはただ一つ他のすべてのものの胸中に反響をよびおこすであろうことをいつた。かれらは中国の欠場を遺憾とした。われわれもみな遺憾とする。しかし、その理由は今はよく理解されているとおりである。他方、中国の正統な利益は条約のなかで慎重に保護されている。

こうして日本は、自らその隣邦大国と今後の関係を調整しなければならない。中国がわれわれといつしよにここにありえないという不幸な事実をわれわれは受諾する。しかし、中国なくして、われわれは、アジアの2大国日中の将来の関係について規範を定めることはできないしまた定めようとしてはならない。この重大なる決定は日中両国自身がくださすべきものである。かれらが賢明な決定をくださう希望する。

日本と結ぼうとする平和条約の性格に関する議論は終了した。対日平和条約を結ぶ場合われわれがここですることがらが全世界を通じてわれわれの成しとげようとするものとどういう関係をもつか、しばらく考えてみてほしい。日本にたいするごとくわれわれはすべての国にたいし行動する。われわれは正義・公正・友好そして平等を基礎とする平和・真の平和・永遠の平和を希望する。

日本の侵略は破られ今や和解は成つた。平和条約を結ぶに当つて他の地域で新たな侵略がおこりはしまいかと危惧し予感をもつのはいかにもにがにがしい矛盾である。今日われわれは一つの問題の解決に到達しようとしている。極東では他の地域におけると同よう多くの難かしい問題が残っている。が、多くさんの問題に当面する場合にはちびちび取りくんでひとつひとつ片づけていくのがもつとはなやかに野心的に処理しようとするより時にはいいことがある。

極東は世界における重要性を急速に増しつつある。その経済的・社会的・政治的諸問題は解決を要求している。われわれはここでまず解決できるものを解決することによつてその手はじめをやっているのである。今日われわれがなしつつあるもののために次の問題がすこしよりたやすくなるよう希望しましたようになるものと信じる。

この会議でわれわれはアジアまたは世界の問題を考えるに当つて中国を無視しては

ならないという声をきいた。同見である。日本を無視できないことも同様に真実である。日本の復興・自由そして独立は中国と残りの世界の間に友好的な正常関係が回復されるまで延期すべきであるということほど平和を害するものはない。それは日本にたいしひどい不正義であり、極東における摩擦の源となり、英国政府のみるところでは危険な間違いである。

ひとつの章は終つた。われわれと日本との関係だけでなく極東の安定を促進しようとするわれわれの努力の新しい章がはじまつた。

この演説をとじるに当つて日本人に一言申したい。日本では今や民主主義の基礎が築かれた。しかし、われわれ英国人は数世紀にわたる経験から民主主義の進展が難かしく長い時日を要するものであることをしつてゐる。間違いをおかしやすい。忍耐と不断的の努力が必要である。同情と理解をもつて日本政府をみまもつていこう。いくぶん危惧の念もいだいてみまもつていこう。日本人がこの試練に打ちかつことを期待する。

英国人の多くは戦前日本で高度の技術的産業的能率が低廉な労働基準・組合運動の阻止・社会反動とくしくも結合したために困惑した。この結合はよろしくなかつた。将来それがふたたび支配的になるようなことがあれば重大問題である（注2）。

今日、日本と世界の新しいよりよい関係のため条約に署名するに当つてわれわれは国家的威厳・国際的協力そして社会正義の日本を心から希求する。

日本の総理大臣がここに集合した諸国の好意と20世紀後半が日本に全世界にたいすると同よう現在の危惧からの解放および諸国・諸国民のため恒久の平和と繁栄の達成をもたらすようにとの希望を日本にもち帰えられるようお願いする。平和・進歩そして安定をして前進せしめよ。

（注1） アチソン長官の回想録によると、サンフランシスコ会議の実況がテレビで中継放送されたため人気を湧きたたせ現代のミラクルとして一種のショーみたいになつた。モリソンはワシントンでアチソンとシューマンと会談するため渡米したのであつたが、これをみて自らも閉会式＝調印式に出て一役演ずべくサンフランシスコまで旅程を延ばして飛んできたと書いている（Present At The Creation, P. 548）。

（注2） モリソン外相の演説がこのくだりにきたとき、前列の座席にいられた総理は隣席の松井秘書官とともに後列にいたわれわれをふりむかれ「今だいじなことをいつている。気をつけろ」というような身振りをされた。だか

ら、筆者は会議終了後帰途ホノルルに一泊休息した折り着京後の総理の内奏にそなえて簡単な会議経過資料を書いたとき、とくにモリソン演説に言及しこのくだりの趣旨をのべ「まことにもつとも思いまして傾聴しました」というような文句をつけくわえておいた。ホノルル出発後機上で内奏資料を総理にさしだしたところ総理はよろこばれた。しかし、しばらくすると呼びつけられ、くだんのところを指さして

—こんな馬鹿なことを書くやつがあるか

と小言をいわれた。もちろんくだんの節は抹削されることになつた。今なお思いだすことである。

ついで会議は条約調印にうつり日本をふくめつぎの49国がつぎの順序で署名した。

アルゼンティン

オーストラリア

ベルギー

ボリヴィア

ブラジル

カンボディア

カナダ

セイロン

チリ

コロンビア

コスタ・リカ

キューバ

ドミニカ

エクアドル

エジプト

エル・サルヴァドル

エチオピア

フランス

ギリシャ

グアテマラ

ハイチ

ホンデュラス

インドネシア

イラン

イラク

ラオス

レバノン

リベリア

ルクセンブルグ

メキシコ

オランダ

ニュー・ジーランド

ニカラグア

ノールウェー

パキスタン

パナマ

パラグアイ

ペルー

フィリピン

サウディ・アラビア

シリア

トルコ

南アフリカ

グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国

アメリカ合衆国

ウルグアイ

ヴェネズエラ

ヴィエトナム

日 本

また、議定書には、オーストラリア・ベルギー・カンボディア・カナダ・セイロン・

ドミニカ・エジプト・エティオピア・フランス・ギリシヤ・ハイティ・インドネシア・イラン・イラク・ラオス・レバノン・リベリア・ルクセンブルグ・オランダ・パキスタン・サウディアラビア・シリア・トルコ・英国・ウルグアイ・ヴィエトナム・日本の27国が署名した。

(注) 日本代表は最後に署名した。署名に際し、合衆国政府は、新しい万年筆を用意しておき署名する代表にその一本をさしだしそれで署名してもらった後その万年筆を各代表に記念として贈呈する方式をとった。

10月2日の「備忘録」は箱根の総理から電話があつて午後箱根の山荘に総理を訪ねいろいろ下命をうけた次第を記録した後、つぎのように記入している。

「箱根にゆく前、目黒官邸によつた。そこで増田幹事長が総理あて手紙を書いておられた。傍に総理から「平和条約署名記念」と箱書のある万年筆がおいてあつた。それが、桑港会議の署名式で米国政府から吉田総理に署名用として贈られた万年筆であつた。それが増田幹事長に贈られていた訳である。幹事長は、非常によるこんで礼状を書いてわたくしに託された。

総理は、署名には自分のポケットにあつた万年筆を出して使われた。それは麻生氏のところにあると聞いている。このふたつの万年筆の所在をここに書きとめておくのは、将来総理が平和条約の署名に使われた万年筆の行方が興味をもたれるかもしれないと思うからである」

最後にアチソン議長は会議の閉会を宣した。かれは閉会の辞のなかで今回の会議が偉大なる和解の行為であつたことを強調し、条約がその美果をおさめうるや否やは日本の友人に依存するところ大であるとのべ、会議に参加ができなかつたもの、参加を希望しなかつたもの・参加はしたが署名しえなかつたか署名を希望しなかつたもののあつたことを遺憾とするがすべてのもの（われわれのみならず参加しなかつたものをふくめ）のため偉大なる 平和をつくつたのであつてわれわれと 協働することを 希望しなかつたもの・われわれを非難したものにたいしなんらの苦情もいдаかず、かれらがわれらの前途に横たわる偉大なる事業に参加せんことを勧説するものであるとのべた。

9月2日の総理・アチソン國務長官・ダレス特使会談録は付録28

サン・フランシスコ会議議事規則（和文および英文）は付録29

9月5日のダレス米代表の演説（英文）は付録30

9月5日のヤンガー英代表の演説（英文）は付録31

9月5日のグロムイコ・ソ連代表の演説（英文）は付録32

9月7日の吉田総理の受諾演説（英文）は付録33

また、9月6日（推定）の小畑くん起草の受諾演説案は付録34

9月6日作成の総理受諾演説案（第4案）は付録35

に収めてある。

第2章 議 場 外 の 交 渉

第1節 総 理 の 歴 訪

9月2日の総理・アチソン・ダレス会談で先方が総理に会議参加国とくに東南アジア諸国にたいし条約署名方はたらきかけるよう要請したことはさきにのべた。さらに「備忘録」は、9月3日の項に

「……………」

午後3時、武内くん、シーボルト大使訪問。

総理がインドネシア・フィリピン・パキスタン・セイロン外相を訪問し、その条約加入が実現するよう協力されるよう要請された。シーボルト大使はサゼッションとして「総理は、(i)日本国民がこの条約を支持していること、(ii)第14条（賠償）をまじめに履行すること、日本は調印後すみやかに予見されている交渉をすること、をのべてかれらがサムシングを受けとるのだなどの感じをもつようにされたい。ただし、昨日も長官がいつたとおり、現実にはコミットされなくてもよろしい。また、トレードは強調しないがよからう。けだし、トレード・バランスがかれらにアンフェバラブルであるからである」とのべた。これはそのまま総理に伝え快諾をえた。松井くんに会見のアレンジメントをたのむ。

……………」と記録している。

総理は、即日、関係諸国の代表の歴訪を開始された。アチソン長官も回想録で2日の総理との会談内容を説明した後

....In general we urged on the Prime Minister an attitude of friendly calm and confidence. Some delegations were not at present prepared to sign the treaty and perhaps some would not do so. While careful and tactful discussion would undoubtedly reduce the number, it would not be disastrous if a few persevered. They could always sign a similar treaty later on. Obstinacy should not lead us into either ill will or panic. With this advice, our wise and good friend went off to creat an excellent impression and good results among the delegations.

と書いている (Present At The Creation, P. 545)。

以下日時順に総理の各国代表との会談の模様を説明する。

I 総理・スミス上院議員会談

— 9月3日午後 —

スミス上院議員（米全権代理）は、シーボルト大使に同伴されて総理をホテルに来訪した。

同議員は、キャッスル元大使の手紙を持参しており同大使の伝言を総理につたえし、同大使の追懐談となつた。そのあと議員は、米国は今回の条約で日本が強い民主国として独立を回復し米国の友邦となることをよこんでいること、民主・共和両党とも条約支持において一致していること、独立回復後の日本が経済的必要から中共と単独講和を結びはしまいかとの懸念が米国にあること、自分は昨年日本その他極東地域を訪問し日本の実情を心得ているつもりであり日米親善は必要かつ可能であると信ずることなどをのべた。

総理は、同感で日本国民も日米友好関係の増進に熱意をもっている。日中経済関係は想像されるほど大きなものではない。日本が貿易を伸張しようとしても中共はうけつけまい。日本が単独講和しようとしても中共はうけつけまい。日本と中共がいつしよになりはしまいかとの懸念は一切無用である。条約は日本では社会党と共産党をのぞく絶対多数によつて支持されている。共産党は選挙毎に減退しており国内勢力として恐るに足らない。前回1938年の訪米と今回の訪米をくらべて米国の対日感情のいかによくなっているか隔世の感がある旨を答えた。

議員は、米国が衷心から日本が強くなつて民主陣営の友邦であることを希望する。賠償義務を負わせようとは決して思わないとくりかえし、総理は、日本は条約批准をいそいだがよからうか・米国の批准の後にしたがよからうか、参考のために意見をおききたいといった。議員は、米国の批准に困難はなく早期批准のため努力するが日本はそれと無関係に早く批准された方がいいと思うと答えた。

最後にマ元帥の近況について話がかわされて会談を終えた。

会談録は付録36に収めてある。

II 総理・ヤンガー英代表会談

— 9月3日午後 —

総理が公正・寛大な平和条約を日本に与えるため英国政府が払つた努力にたいし感謝の意を表し日本国民の絶対多数が条約を支持している旨をのべたにたいし、ヤンガー国務相は直接総理の口からこのような言葉をきくことをはなはだ欣幸であると答えた。

その後儀礼的な話に移り、国務相は学生時代西園寺公一氏と同窓であつたとかでその話などがでた。

会談録は付録37に収めてある。

III 総理・スバルジョ・インドネシア代表会談

— 9月4日午後 —

総理から「平和条約は日本国民の支持するところで一国でも多くの国の参加が望ましい。インドネシアの調印を望む。賠償について難点を有せられるやにききおるが、日本政府としては条約第14条の義務を忠実に履行すべく直ちに交渉開始の用意がある」とのべたところ、スバルジョ代表は総理の来訪を謝し「御説のとおり本国では賠償問題がやかましく国民の要望をなんとか満足させる必要があり大いに腐心しているところである」と答えた。

総理は「貴国のクレームをできるだけ満足させたいと考えているが、日本経済復興はまだ完せずそこに困難がある。しかし政府としては直ちにどこでも交渉をはじめめる用意がある」とくりかえした。すると代表はいつサン・フランシスコを出発なさるかとなぜね、総理から「調印後なるべくはやく帰国したい」と答えると、代表は「自分として当地で双務協定締結のための交渉を開始し、できれば原則だけでも決めておきたい」といった。総理は同意した。

最後に代表から今日の総理の言明を会議の席上で行なうステートメントに引用したいので案文を協議するため係官を指名されたいとの申し出があり総理から西村条約局長を先方はアリー駐米大使を指名し午後3時会合のことに打ちあわせられた。

会談はきわめて友好裡にはこばれた。

会談録は付録 38 に収めてある。

IV 総理・ロムロ比代表会談

— 9 月 4 日午前 —

総理から「今次戦争中フィリピンに与えた被害を遺憾に思う。日本政府はできるだけフィリピンのクレームを満足させたいと考える。ただ日本の経済は連合国の援助でようやく復興の途上にあつて前途は長く賠償は容易でない。しかし、条約第 14 条の義務は忠実に履行する用意がある」旨をのべた。

ロムロ外相は「賠償問題はフィリピンでやかましい問題となつていて国民は条約の賠償条項に不満である。反対党は全権団に参加することを拒否した。昨日マニラ市で反条約のパレードが行なわれた旨入電があつた。自分は条約に署名すべきであるとの議論をしているが自分の立場は困難である。自分は戦中マックアーサー元帥と行動をとみにし米国に逃れた。マニラの私宅は焼かれ家族は苦難した。その自分が国民の意に反して条約を支持しようとしている。この自分の立場を理解していただきたい。貴総理も日本国民の声を代表しておいでであらう。自分もフィリピン国民の声を代表せざるをえない。そこでおたずねしたい。いつワシントンに出発されるか。御出発の前にアメリカを交えず直接会見し賠償支払の意思ある旨の確約をえたい」とのべた。

総理は、「条約調印後すぐ日本に帰りたいと思つているが、条約第 14 条にもとづく会談はすぐどこでもはじめる用意がある」と答えた。

ロムロ外相は「ダレス特使との会談も賠償に終始した。マ元帥も日本人は賠償を支払う意思をもつていて日比間に必らず満足のいく 2 国間協定ができることを信じているといつた。日本政府の誠意を示し直ちに会談を開始するようにしてほしい」と結んだ。

会談を通じ外相の語気は荒くフィリピンの賠償にたいする執念の強さを思わしめるものがあつた。しかし条約調印の底意は明らかに見てとられ、この点はよろこばしかつた。

会談録は付録 39 に収めてある。

(146)

V 総理・ジュエワルデーネ・セイロン代表会談

— 9 月 4 日午後 —

儀礼的な会談。総理は麻生夫人同伴。先方も夫人・駐米大使・書記官 2 名同席。茶菓の饗応。話題は仏教やセイロンの歴史など。

会談録は付録 40 に収めてある。

VI 総理・ザフラ・ハーン・パキスタン代表会談

— 9 月 4 日午後 —

総理から「条約は日本国民の圧倒的支持をえており貴国政府をふくむ多数国政府の調印を希望する」旨をのべたにたいし先方は長々とつぎのようなことをいつた。

「パキスタンは目下キャッシュミール問題という厄介な問題があるので自分是对日平和条約の調印にでてくるつもりはなかつた。今回の条約は過去のそのように勝者が敗者に苛酷な条件を強いる条約ではなく平等・尊厳・満足(equality, dignity, contentment)の原則に立つ全く新しい試みである。その重要性和首相の強い要請によつてついに当地にくる決心をした。

条約に反対している国のうちソ連の態度は了解できる。人生観・世界観を異にするソ連や中共がこれに反対するのは当然である。条約から除外され、まだ、台湾の帰属も不明だから国民政府が反対するのも当然である。これに反しインドの不参加は理解し難い。中共政府を参加させなかつたからソ連と隣接している地理的關係からソ連に同調したとみるべきだろう。沖縄・小笠原の信託統治に反対しながら千島の問題にふれないのは片手落である。平和条約に参加しない国も同じ線にそうした条約を単独に日本と結ぶ方法もある。平和条約問題で日本に援助を与えうるものがあれば自分はその労を惜しまない。すでにパキスタンには日本の在外事務所があり貿易協定も締結されている。

当方より訪問すべきところを御来訪いただき光栄に存する」

会談録は付録四一に収めてある。

(147)

VII 総理・モリソン英代表会談

— 9月8日午後 —

まず総理から平和条約の調印につき英米両政府の好意と努力に謝意を表しモリソン外相は「貴大臣の口から直接日本政府の見解をきくをえたのはまことに幸いである」と答え、総理は「今朝調印に先きだち貴全権が日本人の人格と勤勉性を信頼し、日本人が平和的・進歩的社会責任を完遂することを確信して平和条約を締結するといわれた言はわれわれの反省を促すものである」といわれた。するとモ外相はつぎのような趣旨をながながとべるところがあつた。

「過去における日英親善関係を回顧して自分はじゅうぶん日本人を信頼する。しかし、第2次大戦による傷はまだ癒えず英国人のなかにはなお日本人にたいし猜疑の念を禁じえないものがある。この気持を氷解させるためには日本人のほうでもよく考え占領中実施された民主的改革を今後ともよく実践していかなる必要がある。英国でも多くの社会的改革が行なわれたが、労働者の声を無視して政策の決定は行われない。もちろん経営者側の意見もきいている。時には繁雑に堪えない思いをすることもあがあるが、結果はよろしい。もちろん重要産業の国有化は必ずしも常に成功であるとはいえない。国有化のため成績の落ちたところもあつた。しかし、それには国有化のみに責をきせるのは誤りで時期の問題や客観情勢の影響なども否定できない。日本の民主化のための諸措置についてもいろいろの判断があろうが、よく国民の利害を考えて採るべきは採り民主化の実をあげられたい」

さらに外相は語をついで、今度の平和条約では戦前英国人がうけた損害にたいする補償の点が明らかでないところ、7月13日の日本政府の閣議決定がこの補償を認めていることの再確認をえたいとのべ、総理は「閣議決定にそつて実行するから信用されたい」と答えた。

外相は、さらに、「今後の日英関係は相互信頼に基礎をおくべきであり、先般締結されたポンド地域との支払協定のごときも緊密な連絡をとり互に協力して相互信頼をすすめるようにしたい。今後結ばれるであろう通商協定・貿易協定・文化協定なども同じ精神でいきたい」とのべ、総理が賛意を表すると、「近くデニング新大使が赴任するので同大使と早速話し合いを開始したい」といつた。

(148)

最後に、総理の質問に応じて外相は英国の中共問題にたいする見解を説明し、両者の間に意見交換が行なわれた。

会談録は付録四二に収めてある。

VIII そ の 他

総理は、以上のほか、シューマン仏代表・スペンダー豪代表・ピアソン加代表などとも会談された。

シューマン仏代表との会談（9月8日午後）で総理は松方コレクションの返還方を懇請されシューマン外相は好意的考慮を約した。松方コレクションが最終的に日本に帰ってくることを可能にした政府レベルの話し合いの発端である。この会見について会談録が残されてないのは残念である。

スペンダー豪代表との会談は9月6日フェアモンド・ホテルで行われ話題は漁業問題であつた。日豪漁業問題については別に説明する。

ピアソン加代表との会談は9月7日行なわれた。同日の「備忘録」は「午後2時半総理はカナダ代表と会談された。（全然儀礼的のもの）。」と記入している。

なお、「備忘録」によれば、9月5日夜仕事を終え入浴中シーボルト大使からアメリカ代表部にくるよう呼びだされ、いつてみるといういろいろ連絡をうけた。そのなかに「…(ロ)ヴィエトナム代表が総理のカーテシー・ユールを希望していることを伝えらる」。しかし、この訪問はとうとう行なわれなくて終つた。

また、赤十字国際委員会委員長とも会見されたが、東京から持参した平和条約第16条関係の書簡案（付録六〇参照）を委員長に出すような内容の話しは行なわれなく、書簡案は案のままで終わつた。

第 2 節 事務レベルの交渉

上に説明した総理の各国全権との会談で明らかなように総理はインドネシアおよびフィリピン代表にたいして「直ちに賠償問題について交渉を開始する用意がある」こと

(149)

を明らかにし事務当局をさしむける旨を告げられた。そして条約局長に話しあいをはじめるよう下命された。また、オーストラリア代表が、9月6日の会談で漁業問題に関するオーストラリア政府の提案について云々したので、総理は事務当局にオーストラリア代表部にアプローチするよう下命された。

そのほか、オランダ代表およびノルウェー代表のように直接一たし、オランダの場合は合衆国代表部を通じて一日本代表部との接衝を希望してきたものもあつた。

このようにして事務レベルの会談は行なわれたのであつた。

I インドネシア代表団との交渉

9月4日午後、西村・藤崎はインドネシア代表部を往訪しスジョノ代表（駐日代表）外数名と会談した。

会談の話題は賠償問題（第14条(a)）であり会談の空気は友好的であつた。

さらに、5日夜、先方の求めによつて両人は、代表部を往訪した。この際先方は漁業問題を提起した。

そして6日午前、代表が議場で行なうステートメントの案と賠償問題に関する書簡1通を送つてきた。

その後さらに漁業問題に関する書簡を送つてきた。

ステートメント案にたいしては、異存はない旨を6日回答した。さらに、7日夜の総理の受諾演説でも賠償および漁業問題に関するインドネシア代表の質問にたいし「然り」と答えた。

賠償問題に関する6日の回答は、平和条約第14条(a)の義務を誠実に履行するという範囲をでていない。

漁業問題については、先方は日本漁業の進出によつてその近海を荒らされることを恐れているわけであつて、来簡の趣旨は5日夜の会談の結果にもとづくものであるが、その際の話しあいより若干カテゴリーカルな内容となつていたので、「国際的に認められている公海の自由は常に尊重さるべきこと、および、日本政府の国際的権利の放棄を意味しないこと」の留保を付して確認の回答をした。これまた、平和条約第9条の義務を誠実に履行するという範囲をでていない。

なお、「備忘録」は、インドネシア代表部との交渉について、つぎのように記録している。

9月4日

「……

(2)総理がインドネシアとフィリピンと会談の結果、インドネシア駐米大使と午後3時に、フィリピン代表と 今明日中にアプローチするよう、松井くんを通じて下命あり。(会談録は別に松井くんの手で作成)。

3時半パタヌ・ホテルに藤崎くんとスジョルノ全権を訪問、団員多数を交えて意見を交換し、左のとおり打合す。

代表の総会演説において、総理の(i)日本は第14条(a)の規定を誠意をもつて履行すべく(ii)そのために条約調印後すみやかにいかなる方法によりいかなる限度に義務を履行すべきやにつき解点をみいだす目的をもつて交渉すべき旨の口頭の保証を引用することとし、その後この保証の確認を書面にて求め、そのうちに、交渉中紛争発生すれば第22条に定められておるとおり国際司法裁判所に付託すべきものと了解する旨をのべ、わが方は、確認の書面において(i)・(ii)および(iii)の3点を確認することに打合せた。先方は演説で「紛争は第3者の仲裁々判に付する」ことにも言及するよう希望したが、それはいかにも両者の間に交渉の誠意なきがごとき印象を与えるとの理由で反対し先方は固執しなかつた。

また、彼我の間にとりかわす確認の書簡は、条約調印前には公表しないことに打合した。

先方は満足のようであつた。そして、スジョノ代表は、条約に調印するといい、また、この交渉は米国代表団に報告するといった。

……」

9月5日

「午前会議。

「午後会議。

………

会議中、シーボルト大使より呼びだされ、ヘリントンに照会されインドネシア漁業問題につき話しあうよう求めらる。

………

午後8時より夜の 会議があつた。夕食をドラッグストアでとつて会場にかけつけた。発言者2名のみで、あつけなく散会。

その足でインドネシア代表をパレス・ホテルにたづね、ザイドおよびアリ両氏と漁業問題を討議す。大体の結論をえたるも、最終的結論に達せず。

…」

9月6日

「…

インドネシア代表部から漁業問題に関する5日夜会談の結果たる了解の確認を求めてきた。即刻返答を求められたので、午前口頭で yes と返事しておいたが、夜になって書面による確認を求められて弱つた。藤崎くん起案し山本くんタイプし、写を松井くんが12時すぎパラス・ホテルにとどけた一本書は7日朝総理の署名をえてとどけることにして。これは、インドネシア閣議が調印するかどうかを決定するにつき漁業問題についても文書による保証を求めたからである。

7時朝、総理の署名をえた本書は、先方にとどけられた。

…」

9月7日

「…

(総理受諾演説の浄書中に、インドネシア代表の今朝の議場における演説での質問3点にたいする「肯定の答」を演説のうちにいれてくれるようシーボルト大使から連絡があり、ズールヘレン氏が案文をもつてきてくれた、浄書は、思うよう進まず、6時は近づいてくる。

…」

9月4日賠償問題に関するシーボルト大使・西村(藤崎)会談録は付録四三

9月4日賠償問題に関するインドネシア代表団との会談録付録四四

9月5日漁業問題に関するインドネシア代表団との会談録は付録四五

賠償問題(第14条(a)に関する総理・インドネシア代表団間往復文書は付録四六

漁業問題(第9条)に関する総理・インドネシア代表団間往復文書は付録四七に収めてある。

II フィリピン代表団との交渉

9月5日午後の会議と夜の会議の間に西村(藤崎同道)は、フィリピン代表団宿舎

(セント・フランシス・ホテル)に赴き、条約第14条(a)について意見を交換した。先方は、マカバガル(下院議員)・シンコ(大学教授)代表のほか代表代理3名出席。

こちらから、総理の命によりロ代表・総理間の話しあいの線で事務当局としてできることがあればできるだけのことをしたいといった。すると先方は具体案を求めたので、当方から

- (1) 日本政府は、賠償問題に関するフィリピンの国民感情を理解するものであること
 - (2) 日本政府は、平和条約第14条(a)により賠償を支払うべき義務を受諾したのでその義務を誠実に果すべきこと
 - (3) 日本政府は、できるだけフィリピンの要求をみたすため双方にとり満足すべき方式を見出す目的をもつてすみやかに交渉を開始する用意あること
- の趣旨を文書で確認することは可能であろうと答えた。

先方は、それだけでは満足できないといつていろいろ問題を提起した。主なもの

- (1) 総理がいつでも交渉をはじめる用意があるといわれる以上腹案あつてのことは。どれくらい賠償を払えると思うか。

こちらから、今ここでさような具体的な話をする用意はしてない。帰国後も具体的な話をするためには相当研究しなければならない。事は国の経済全般に関する。米国の経済援助に関する債務・連合国財産補償など連合国にたいする他の債務との関係もあると答えた。

- (2) 加工方式による賠償の場合、一切の費用は日本政府が負担するか。賠償という以上そうあるべきだと思うが、確認をえたい。

当方から、この点については見解表示をさしひかえると明言した。

- (3) サーヴィスという語は広い意味をもつ。条約文では原料はフィリピンが供給することになっているが、原料が日本にあるものについてはそれを使つて製造したもの(例えば陶器)をフィリピンに引きわたすこともありうると思えるか。フィリピンはレパレーション・イン・カインドをつよく要望する。

当方は、はつきりした返事をあたえることをさけた。レパレーション・イン・カインドは財産インフレをとめない軽々に可否を決定しえないと答えた。

- (4) 賠償額について日比間で解決つかない場合、公平な第三者の裁定を求める方法についてはどう思うか。

当方は、両国で誠意をつくして了解に達するよう努力しようではないか。第三者調停は交渉でどうしてもうまくいかない場合の話である。第三者の裁定にまかすとの考えにはリラクタントであると答えた。

会談当初はかたい態度だったが2時間近く押問答しているうちに柔らいで、辞去する際には先方はお互の気持を理解するうえに非常に役立ったといっていた。

なお、この会談の席上先日の総理・ロムロ会談の会談録を手交されたことを付記しなければならない。

その後条約調印当日（8日）、先方から今一度総理とロムロ外相の会談を行なうわけにいくまいかとキンテロ代表代理から電話があつた。総理にその余裕がないことを説明して拒絶した。その節、6日先方に呼ばれて会食した席上(注)キンテロ代表代理から「私的」とことわつて受領した「質問書」（5日の会談でふれられ諸点を質問の形にまとめたもの）について会談したいと希望した。これまた、先日回答した以上に具体的に答えることはサンフランシスコでは残念ながらできないので他日を期したいといつて電話をきつた。

その後フィリピン代表部からはなんの申出もなかつた。

(注) 9月6日西村・藤崎は草場次官、守島（伍郎）外務委員長らといつしよにフィリピン代表部のマダムバ・キンテロ・ロベス諸氏から午餐招待された。

なお、「備忘録」は9月5日「…午後6時より8時までフィリピン代表と賠償問題について議論す。総理の昨日の口頭による保証以上にはでざるよう頑張つた。結論に達せず」と記入している。

5日の会談録は付録四八に、また、6日キンテロ代表代理から受領した質問書は付録四九に収めてある。

(付記) フィリピン代表の一人マカバガル下院外交委員長は帰国の途上東京に立ちより9月17日駐日大使に伴なわれて池田大蔵大臣と会見し賠償問題について話しあつた。会談録は付録五九に収めてある。

III オランダ代表团との交渉

概説すると、オランダ代表が提起した問題は2つあつた。

一つは、条約第14条(b)による連合国の「戦争遂行中に日本国および国民がとつた行動から生じた連合国民の請求権」の放棄は国民の私権たる請求権を消滅させるもの、すなわち、私権没収の効果をもつものでなくただ条約の結果国民は請求権を日本政府または日本国民にたいし追及してることができないことになるにとどまるとの解釈について日本の確認をえようとするもの。

当初、先方は、オランダ国民は日本法廷に日本政府または日本国民を訴追できるが、オランダ政府は条約上これを支持する根拠をもたないという意味の主張をしてきた。この原案にたいしわが方は法的に承服できないと反論した。ダレス特使はわが方の主張一上に記したものを容認してその趣旨の書簡案を起草したが、これはオランダ代表の同意するところとならなかつた。

も一つは、戦争中蘭印で日本軍に抑留された一般文民にたいする補償を日本政府において道義的に考慮してもらいたいというもの。

これは、基礎ぜい弱な当時のオランダ内閣が内政上日本政府からある程度の保証を取りつけようとしたものであつた。この種の言質を与えることは、他の連合国との関係からしても、日本の負担能力からしても、できないことであるとわが方は反対した。

しかし、なんらかの形でオランダに安心を与えることが同国の内政上どうしても必要であるという事情から、特使とスティッカー代表間の困難な交渉となり、その結果、当初の交換公文をしようとの考案は棄てられ、オランダ代表の会議における演説のなかに挿入する文言案と日本全権の確認文言案とが、9月5日夜11時わが方にとどけられた。

それは、第1の点は、わが方の主張どおりであり、第2の点も実質上わが方の言質とはならない巧妙な案文であつた。

6日午後総理の了承をえて同意の旨アメリカ代表部に伝達した。

オランダ代表は、6日午後第5全体会議で演説を行ない、翌7日確認を求めてきたので、翌8日午前平和条約の調印式場で総理の返簡を先方に手交した。

「備忘録」は、当時の事情を下記のように記録している。

9月3日

「……………」

午後5時求めによりシーボルト大使往訪—第14条(b)の解釈に関する交換公文案を

示さる。異議あり同意し難しとのふ。ダレス特使にわたくしの意見を伝えてもらつたら、すぐ理解してくれて、案文をかきかえてくれた。原案は、第14条(b)の意味は政府が国民のために国民の請求権を日本においてプロセキュー特するために援助を与えることを条約上しない義務を負う意味だけが書いてあつて、国民がその請求権を日本においてプロセキュー特することを放棄する意味がふくめてなかつた。両者をふくめれば異議なし請求権そのものを（消滅せしめずともこの請求権を日本において日本政府または個人にたいして追及するをえしめないとの意味にとる）と答え新案文をもらつてきた。明朝先方に返事することにして辞去した。

………」

9月4日

「………」

午前11時シーボルト大使に第14条(b)の解釈に関する交換公文案にたいし総理の同意をえたる趣を連絡した。総理がスコット邸からパラス・ホテルのインドネシア代表訪問にゆかれる自動車のなかで説明して了承をえたのである。連絡したところオランダ代表から他の問題を提起してきているので、午後会談したい、とのことであつた。

午後2時半シーボルト大使往訪—公文案はオランダ受諾せず、また戦争中蘭印にて抑留された一般蘭人にたいし損害補償を要望し（条約第16条は捕虜のみを規定し一般人をカバーせず）、なお交渉中で、交換公文は一時棚上げとする旨通達さる。

………」

9月5日

「………」

午後会議。

会場にてシーボルト大使にオランダ代表のステートメントにたいするわが方の回答案を渡す。

………」

………」

ホテルに帰入り入浴中シーボルト大使よりホテルにくるよう連絡があつたので、ゆく。

(イ) オランダ代表の要請の最後案（ダレス特使起草のもの）を渡され、これを総理にOKしてもらうよう求められた。

(ロ) ………

(ハ) ………

(ニ) ………

………」

9月3日パラス・ホテルでダレス特使起草のオランダ代表書簡案は付録50

9月4日シーボルト大使から連絡されたオランダ代表のステートメント案は付録51

9月5日シーボルト大使に手交したわが回答案は付録52

9月5日夜11時パラス・ホテルでシーボルト大使より受領した日本代表の回答案（ダレス特使起草）は付録53

9月7日のオランダ代表の来簡は付録54

9月8日の総理の往簡は付録55

に収めてある。

なお、総理は、帰国後サン・フランシスコにおけるオランダ代表の要請および関連接衝を追想し両国関係の将来を考えて、9月20日、スティッカー外相（会議代表）あて「戦中蘭印で抑留されたオランダ人たちの苦しみを訴えられた閣下の演説を想起いたすが、平和条約の調印をみた今日すべての問題を相互満足 of のいよう解決することが可能になつた」旨の私信をおくられた。

私信は付録56に収めてある。

IV オーストラリア代表团との交渉

9月6日午前、総理オーストラリア代表スペンダー大使とフェアモンド・ホテルで会談の際、大使は、アラフラ海域における日本漁船の活動にたいするオーストラリア人の懸念をのべ濠州の提案を文書でおくるから東京に持参され研究のうえ返事してもらいたい、とのべた。

翌7日朝、フェアモンド・ホテルに濠州代表団を往訪したところ、漁業問題はいつさ
い東京でホヂソン大使と話してほしいとのことであった。

文書は7日朝受領した。先方の提案は、われわれの東京出発前受領した濠州の提案に
くらべやや緩和されたものであった。とくに期間を1年に限っていた点がそうである。
しかし、なお、わが方の対案とは距離があつて、帰国後の交渉の困難さを思わせるもの
であつた。

7日受領した先方の提案は付録57に収めてある。

V ノールウェー代表との会談

ノールウェー代表モルゲンスター駐米大使は、6日午前の演説で、戦争中日本に抑
留された船員は軍人でないため条約第16条の補償を受けることができないが、日本政
府においてこれらの船員にたいしても補償することを考えてもらいたいこと、また、日
本の捕鯨船隊の自発的制限を考えてもらいたいことをのべた。

その後同代表から日本側と会談したい旨を申し入れてきたので、9日午前西村・藤崎
は同代表を往訪した。

先方は、上記の2点について話しあいたい希望であつたので、当方は

- (1) 日本は条約に直接規定されている賠償・補償等各般の義務だけでも背負いきれな
いような負担をうけている。そのことは条約自身が認めている。このうえに条約外
の補償義務まで負うことは不可能である。海員の特殊性にかんがみこれを第16条
の補償でカバーできはしまいか。
- (2) 世界中の鯨の推定頭数からみて諸国の捕鯨船隊が過大になろうとしていると考え
られるならば、国際捕鯨条約による捕鯨委員会の問題とされたらよい。この面で国
際協力の途を発見しようとする場合、日本は誠意をもつて協力いたそう。貴方の心
配は東京で関係当局によく伝えよう。

との趣旨をのべた。

これにたいし先方は、「本国政府から訓令をうけたのでとくにこの2点をとりあげた
わけである。将来、また東京で申し入れることがあるかもしれない。この会議に際して
話しあえたことを感謝する」といつた。

会談録は付録五八に収めてある。

第3章 安全保障条約の調印

I 現地での打ちあわせ

サンフランシスコ到着(2日)の翌3日午後、藤崎は国務省のイーストレーキと安全
保障条約の和文テキストの照合を行い4日、ヴェテランズ・ビルディングにある会議事務
局で西村・藤崎を国務省ホール・イーストレーキの4人で和文テキストと署名の方式
を最終的に取りきめた。

7日午前11時シーボルト大使からオペラ・ハウスの会議場によびだされ大使のとこ
ろへいくと(西村)、総理の受諾演説の内容が対内向けか対外向けかによつて演説のタイ
ムをきめることになっている旨を告げられると同時に安全保障条約の署名と同時に交換
することになっている交換公文案一朝鮮における国連の行動にたいするわが方の協力に
関するもの一を手渡された。東京で交渉し用意されたものと同一のものであつた。

7日の夜、総理の受諾演説をされた議事を終え11時近く議場をでようとするところ
にシーボルト大使から呼びとめられ(西村)、安全保障条約が翌8日午後5時ききに米・
濠・ニュージーランド間安全保障条約の署名式の行われた第六兵団のプレジディオで署
名される予定であると告げられた。そのまま11時すぎスコット邸に赴き総理にその旨
を伝えた(注)。

(注) 安全保障条約が平和条約の調印後わずか数時間たつたあと同じ土地で調印さ
れることとなつたことは代表団の多くの人にある種の失望感をいだかしたよう
だつた。土地を変える—それがならぬならば、せめて日を変えて「平和条約に
もとづいて日米対等の交渉をしてまとめあげたという形をとつたら日本人にど
れほどうけいれやすくなることか。それが解らぬアメリカ人の政治的感覚のな
さがなげかわしい」と嘆息された苅米地全権の言葉を覚えている。しかしなが
ら議場におけるグロムイコ代表の言動を見てソヴィエト連邦の出方を警戒して
いられた総理は平和条約の署名と安全保障条約の署名との間に空間をおくこと
に反対で即日署名すべきであるとの考えでいられた趣。当時常に総理の傍にあ
つた福永(健司)代議士の話である=(西村記28—7—1970)。

II 調 印

調印式は、8日午後5時プレジディオで行われた。

合衆国側署名者はアチソン長官・ダレス特使・ブリッジスおよびワイリー両上院議員の四人であった。わが方では総理一人が署名した。池田・星島・一万田全権・吉武・大野木両全権代理が列席した。苦米地・徳川両全権は姿をみせなかった。

署名を前にアチソン長官は「第一にこの条約は太平洋地域の平和と安全の防衛体制の一部を成すものである。第二にこの条約は国連憲章の枠内で発達した安全保障制度の一つである。第三に、この条約は侵略にたいし非武装日本を保護するため自由国民と日本国民の間に自由に合意された協定である。第四に、この条約は平和を目的とするものである。第五に、この条約のもとに提供される防衛措置は日本国民が生活条件の向上にむかつてなす進歩を保護する盾となるものである。最後に、この条約は過去6年間成長してきた日米間の信頼を表現するものである。合衆国は日本がこの信頼の精神のうえに将来自国の防衛について逐次より大きい責任を負うようになってくれるものと信ずる」一とのべ、総理は「日本は独立と自由を回復した後自分の力でこの独立と自由を確保する責任をとらなければならない。しかし不幸にしていまだ自衛の用意ができていない。で、アメリカが日本の安全は太平洋および世界の安全を意味するものであることを理解されて、平和条約後もしばらく軍隊を日本に留めて 共産主義者の侵略を阻止してくれることを欣幸とする。新たに独立した日本は極東の集団安全保障にたいする応分の責任を負うであろう」と答えられた。

そして署名。

署名を終えて別室でカクテルがでた。

III 国連の行動にたいする協力に関する公文の交換

安全保障条約の署名のあと彼我の間に交換する打ちあわせになっていた国連の行動にたいするわが方の協力に関する交換公文はラスク次官補が米側書簡を式場に持参することを失念していて急いで取りよせねばならなかつたので、西村・藤崎のふたりだけはみんなが退散してしずまりかえつた式場に残りジョンソン東北アジア部長が来簡を持参するのを待った。夕べの気配のせまつたなかで来簡をうけとつた。

安全保障条約調印式における長官および総理の演説テキストは条約および交換公文のテキストといつしよに午後5時すなわち署名直前5時公表された。

長官の演説は付録六一

総理の演説は付録六二に収めてある。

「備忘録」は、9月8日の最後のところに

「.....

「.....

もひとつ、安全保障条約の調印式場での総理の挨拶を、総理に御覧にいれないで、アチソン長官のランチョンの席上（注）白州顧問を通して先方に示したことで、総理に不快な思いをさしたことを付加しておかねばならぬ。今日は総理の短いスピーチが数箇あつたので、その準備に忙殺され、つい、総理にさしあげることを失念したのである」

と記録している。

（注） 11時45分平和条約調印式が終つたあと、総理はアチソン長官の午餐会に招待された。白州顧問・武内華府在外事務所長同席。

第 4 章 会議報告書および関連記録

総理は、サンフランシスコ滞在中に会議報告書を取りまとめるよう事務当局に下命された。

9月10日の「備忘録」はこう記録している。

「……

朝、林くんから総理の要請として

- (i) 簡明な会議報告書を作成すること
- (ii) 会議中の現地新聞紙を揃えて東京に持つて帰えること
- (iii) 会議々事録を一揃え飛行機に持ちこむこと

の3項を連絡してきた。そのとおり取計うことを約束して、即座に報告書の作成にとりかかり夜にはいつて完成した。寺岡・宇山・曾野・藤崎・有田とわたくしと分担して執筆し、わたくしが通読して形式をととのえた。…」

こうして総理の下命によって即日作成された「桑港対日平和会議報告」は第1概説にはじまり第14会議に関する公式行事の14節から成っているが、そのうち第1ないし第12が後記「サンフランシスコ会議の解説」の種本となり、また、第13「会議外における交渉」は帰国後「サン・フランシスコ会議報告 会議外における交渉」と題して別にタイプし部内に配布した。

会議報告書は付録六三に収めてある。

代表一行は11日午後1時半桑港出発、7時半ホノルル着、一泊。総理は帰京後会議について内奏せらるるにちがいないと思つたので、翌12日、ホノルル滞在中に内奏案を書きあげようと決心した。12日の「備忘録」は、「…終日室にあつて総理の内奏案を起草す。昼食は総理の室で頂戴す。午後1時間足らず人見くんの車で買物をし、それから、また午後6時まで執筆をつづけようやく完成す。6時ホテルをでて邦人の歓迎大会にのぞむ。会場にて内奏案を訂正しつつ、松井くんの注意でやめる。歓迎会から真直

ぐ飛行場にゆき10時機上で内奏案と10日桑港で完成した経過報告書を総理にさしあげて、寝に就く」と記録している。

また、13日（日本では14日）の「備忘録」は、「ウェーキ島を離陸の際に起こされて目がさめる。みんな起きて朝食をすましておられる。わたくしばかりが眠っていた訳で、みなさんから「よく眠れるもんだ」と笑われる。総理から内奏案に加筆されたものをもらう。各全権に回覧するようにとのこと。機上で五全権に読んでもらう。各全権ともよろこんで銘々ノートをとつておられたようである。…」と記録している。

総理の加筆された内奏資料「桑港平和会議の経過について」は付録六四に収めてある。

9月16日の「備忘録」は、「…杉浦くんから総理が桑港会議で作成された文書について解説書を作成するよう希望しておられるとの連絡があつたとのことで、11時頃、藤崎くん来宅。安全保障条約について新聞の論説などまちまちになつていようだから一般啓発のため同条約の解説書をつくればいいだろうとのべわたくしの考案を説明して同くんに起草方依頼した。夕刻、藤崎くんが原稿をもつてきてくれた。よく書いてある。…」と記録し、さらに、17日の「備忘録」には「朝、杉浦くんと電話で話した結果、総理の考えが桑港会議全般に関する解説をつくり、それで遊説にでる議員諸公の思想を統一するにあることが解つた。今日中に作成し、おそくなつても、大磯にもつてくるようにとのこと。早速作業に着手。桑港で作成した経過報告と昨日藤崎くんの作業したものを合せ結語を書きくわえ、午後タイプし、夕刻大磯に持参した。6時頃から7時頃まで総理に閲覧を願つたが、だいたいにおいて結構であるとのことであつた。夜10時半帰宅。忙しい一日」とあり、とんで21日の「備忘録」は「午前、総理から電話で「解説」にたいする意見を連絡さる。これで「解説は確定した」と記録している。

このような事情のもとに印刷物として関係各方面に配布されたのが「サン・フランシスコ会議の解説」である。

なお、「解説」のうち8日午後の安全保障条約の調印以後の部分すなわち安保条約の交渉経緯と条約内容に関する説明ならびに全体の結論の部分は英文を作成し9月19日

条約局長からボンド参事官に手交して外交局の一覧を求め翌20日フィン書記官から数箇所手をいれたものを受領した。手入れの箇所は付録に添付の英文を参照ありたい。

「サン・フランシスコ会議の解説」（付・英文）は付録六五に収めてある。

10月2日、箱根へくるよう総理から電話があつた。午後1時半三井別荘着。スケンク夫妻と広川弾氏が午餐に招かれていた。午餐が終つてから総理はいろいろ指示を与えられた。そのうちに「桑港会議に派遣された外務職員のはたらきぶりについて報告」を作成提出することがあつた。

10月2日の「備忘録」は、「……。最後に桑港会議に出席した者の論功行賞（他日における）のため報告を作成し提出するよう話があつた。外務省の若い人達はみんな甲乙なくよく働いてくれました。総理から「諸くん、よくやつてくれた。御苦労だった」の一言を、会議後、いつていただいた、あれだけで十二分であります」とお答えしたら、「君は、それでいいかもしれぬが、若い者はそうはゆかん」との御託宣。「井口次官と相談して取りはからいます」と答えて辞去した。総理は温情家である。…」

と記録している（注）。また、10月4日の「備忘録」は「杉浦秘書官から、昨日の論功行賞のための報告について総理の心持を連絡してきた。当面の問題ではない。その気持で報告をつくろう」と録している。

報告書は12月1日付「他日のため、サン・フランシスコ対日平和会議に派遣された外務職員につき、その功罪を明らかにして、記録にとどめおくよう、総理より下命ありたるにつき、本報告書（正副二通）を作成して提出す」との送状をつけ井口外務次官宛西村条約局長から提出しておいた。

サン・フランシスコ会議派遣の外務職員に関する報告は付録六六に収めてある。

上記のほか、事務当局レベルにおいて

(1) 条約文の作成など技術上の問題について会議事務局との打合せの経緯を事項別

(164)

に記録した「サン・フランシスコ会議における条約関係事務」（1951年9月18日藤崎）

- (2) 会議の経験に照らし今後の国際会議で事務能率をさらに向上するにはどうすればいいかについて感想をまとめた「サン・フランシスコ会議にたいする全権団の構成等について」（1951年9月19日藤崎）
- (3) 全権団事務局総務班の一員として全権団のための設営その他一切の処理に当つた宇山（在サン・フランシスコ在外事務所長が会議終了後所掌事務に関し、西村条約局長に提出した「対日講和会議事務局総務班執務報告」（1951年9月14日宇山）

の三つの記録を作成し部内関係者の閲覧に供してファイルに収めた。

上記三つの記録はそれぞれ付録六七・六八・六九に収めてある。

む す び

代表团一行は9月14日午前11時45分無事羽田に帰着した。そして、翌15日午後4時から目黒官邸で取り行なわれた解散式をもつて解散となつた。

サン・フランシスコ出発の前日、9月10日、夕7時からホテルで全権団の外務省員だけが揃つて総理から晩餐の招待にあずかつた。「備忘録」はこう誌している。「…われわれに「よくやつてくれた」といわれ、外交と外交担当者にたいし日頃おいておられる期待を心ゆくまでのべられ、一同感激した。総理が挨拶の冒頭「6年間この日あるを待つた。そして、今や、国のディグニティをそこなわぬ平和条約に署名するをえたことを本懐に思う」といわれたとき、総理の胸中を察して涙なきをえなかつた。過去1年、総理の叱正のもとに、微力ながら、平和条約の成立に総理のお手伝をしてきたわたくしにも、今夜はうれしい集いであつた…」。

サン・フランシスコ会議についてはまだまだ忘れられない思いでたくさんある。しかし、この調書は9月10日の総理の外務省員招待の晩餐会をもつて終らしていただきたい。

(1970. 7月23日稿了)

(165)